

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	2025年8月1日提出
【計算期間】	第36特定期間 （自 2024年11月9日 至 2025年5月8日）
【ファンド名】	ダイワ資産分散インカムオープン（奇数月決算型）
【発行者名】	大和アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 佐野 径
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
【事務連絡者氏名】	佐竹 優子
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
【電話番号】	03-5555-3431
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、内外の公社債、不動産投資信託証券および株式を実質的な主要投資対象とし、安定的な配当等収益の確保と信託財産の成長をめざして運用を行ないます。

一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は、次のとおりです。

商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国 内	株 式
	海 外	債 券
追加型投信	内 外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式				
一般	年1回	グローバル (含む日本)		
大型株				
中小型株	年2回	日本		
債券				
一般	年4回	北米	ファミリー ファンド	あり ()
公債		欧州		
社債	年6回 (隔月)	アジア		
その他債券		オセアニア		
クレジット属性 ()		中南米		
不動産投信	年12回 (毎月)	アフリカ	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券)	日々	中近東 (中東)		
(資産複合 資産配分固定型)		エマージング		
(株式、債券、不動産投信)				
資産複合 ()	その他 ()			
資産配分固定型				
資産配分変更型				

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

（注1）商品分類の定義

単位型・追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行なわれないファンド
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンド
投資対象地域	国内	目論見書または投資信託約款（以下「目論見書等」といいます。）において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	海外	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	内外	目論見書等において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの
投資対象資産	株式	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるもの
	債券	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるもの
	不動産投信（リート）	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるもの
	その他資産	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券、不動産投信（リート）以外の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	資産複合	目論見書等において、株式、債券、不動産投信（リート）およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの
独立区分	MMF（マネー・マネージメント・ファンド）	「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMF
	MR F（マネー・リザーブ・ファンド）	「MMF等の運営に関する規則」に定めるMR F
	E T F	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託
補足分類	インデックス型	目論見書等において、各種指数に連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの
	特殊型	目論見書等において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるもの

（注2）属性区分の定義

投資対象 資産	株式	一般	大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのもの
		大型株	目論見書等において、主として大型株に投資する旨の記載があるもの
		中小型株	目論見書等において、主として中小型株に投資する旨の記載があるもの
	債券	一般	公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのもの
		公債	目論見書等において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。）に主として投資する旨の記載があるもの
		社債	目論見書等において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるもの
		その他債券	目論見書等において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるもの
		格付等クレジットによる属性	目論見書等において、特にクレジットに対して明確な記載があるもの
	不動産投信		目論見書等において、主として不動産投信（リート）に投資する旨の記載があるもの
	その他資産		目論見書等において、主として株式、債券、不動産投信（リート）以外に投資する旨の記載があるもの
	資産複合		目論見書等において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるもの
	資産複合 分固定型	資産配	目論見書等において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるもの
	資産複合 分変更型	資産配	目論見書等において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないもの
決算頻度	年1回		目論見書等において、年1回決算する旨の記載があるもの
	年2回		目論見書等において、年2回決算する旨の記載があるもの
	年4回		目論見書等において、年4回決算する旨の記載があるもの
	年6回（隔月）		目論見書等において、年6回決算する旨の記載があるもの
	年12回（毎月）		目論見書等において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるもの
	日々		目論見書等において、日々決算する旨の記載があるもの
	その他		上記属性にあてはまらないすべてのもの

投資対象地域	グローバル	目論見書等において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	日本	目論見書等において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	北米	目論見書等において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	欧州	目論見書等において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	アジア	目論見書等において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	オセアニア	目論見書等において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	中南米	目論見書等において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	アフリカ	目論見書等において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	中近東（中東）	目論見書等において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	エマージング	目論見書等において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるもの
投資形態	ファミリーファンド	目論見書等において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するもの
	ファンド・オブ・ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズ
為替ヘッジ	あり	目論見書等において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行なう旨の記載があるもの
	なし	目論見書等において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないもの
対象インデックス	日経225	目論見書等において、日経225に連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの
	TOPIX	目論見書等において、TOPIXに連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの
	その他の指数	目論見書等において、上記以外の指数に連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの
特殊型	ブル・ベア型	目論見書等において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行なうとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。）をめざす旨の記載があるもの
	条件付運用型	目論見書等において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるもの
	ロング・ショート型／絶対収益追求型	目論見書等において、ロング・ショート戦略により収益の追求をめざす旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求をめざす旨の記載があるもの
	その他型	目論見書等において、特殊型のうち上記に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるもの

※商品分類・属性区分の定義について、くわしくは、一般社団法人投資信託協会のホームページ（アドレス<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照下さい。

<信託金の限度額>

- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、1兆円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

<ファンドの特色>

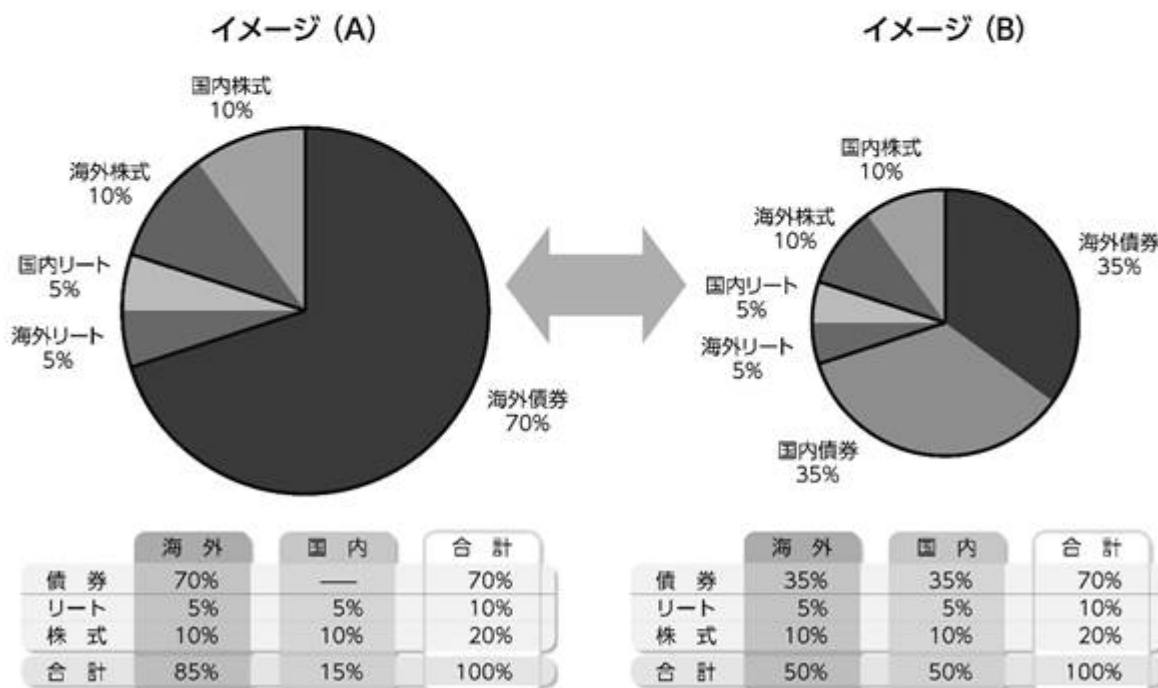
1

内外の公社債、リートおよび株式に投資します。

- 各資産の組入比率については、下記イメージ（A）の組入比率を目処とします。

ただし、毎年6月末において、「ダイワ日本国債マザーファンド」のポートフォリオの最終利回りが「ダイワ・外債ソブリン・マザーファンド」のポートフォリオの最終利回りを上回った場合は、下記イメージ（B）の組入比率を目処とします。

- 2025年5月末現在、「ダイワ・外債ソブリン・マザーファンド」のポートフォリオの最終利回りは、「ダイワ日本国債マザーファンド」のポートフォリオの最終利回りを上回っています。



（注1）上記は、イメージであり、実際の組入比率とは異なります。

（注2）市場規模等によっては、組入比率を変更することがあります。

ファンドの仕組み

●当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行ないます。

ファミリーファンド方式とは、投資者のみなさまからお預かりした資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金を主としてマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行なう仕組みです。



（注）組入れについては、前記1.をご参照下さい。

2

海外の公社債への投資にあたっては、ソブリン債等に投資します。

※「ソブリン債等」とは、国債、政府機関債、中央政府により発行・保証された債券、国際機関債などをいいます。

- ドル通貨圏（米ドル、カナダ・ドルおよびオーストラリア・ドル等）、欧州通貨圏（ユーロ、ポンド、北欧通貨および東欧通貨等）の2つの通貨圏への投資割合をそれぞれ信託財産の純資産総額の50%程度ずつとすることを基本とします。
- ドル通貨圏内では米ドルへの投資割合を50%程度、欧州通貨圏内ではユーロへの投資割合を50%程度とすることを基本とします。

ポートフォリオのイメージ

ドル通貨圏：50%程度 欧州通貨圏：50%程度



※北欧通貨：スウェーデン・クローネ、デンマーク・クローネ、ノルウェー・クローネ

※東欧通貨：ハンガリー・フォリント、ポーランド・ズロチ、チェコ・コルナ等

※欧州通貨圏の投資対象通貨がユーロに統合される場合は、統合される通貨で実際に投資されている比率をユーロで実際に投資されている比率に加算した比率に基づいて、配分比率を見直します。

（注）上記はイメージであり、実際の投資割合が上記のとおりとなるとは限りません。

- 国債の格付けは、取得時においてA格相当以上^{※1}、国債以外の格付けは、取得時においてAA格相当以上^{※2}とすることを基本とします。

債券の格付けについて

信用度	ムーディーズの場合	S&Pの場合
高い	Aaa { Aa1, Aa2, Aa3 }	AAA { AA+, AA, AA- }
	A { A1, A2, A3 }	A { A+, A, A- }
	Baa	BBB
	Ba	BB
	B	B
	Caa	CCC
	Ca	CC
低い	C	C
		D

債券の格付けとは、償還時までの債券の元本、利息の支払いの確実性に関する将来の見通しを示すもので、ムーディーズ（Moody's）やS&Pグローバル・レーティング（S&P）といった格付会社が各債券の格付けを行なっています。付与された格付けは、随時見直しが行なわれ、発行体の財務状況の変化などによって格上げや格下げが行なわれることがあります。

※1 ムーディーズでA3以上またはS&PでA-以上

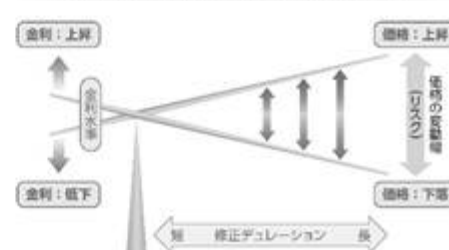
※2 ムーディーズでAa3以上またはS&PでAA-以上

- ポートフォリオの修正デュレーションは5（年）程度から10（年）程度の範囲を基本とします。

修正デュレーションについて

- 修正デュレーションとは、「金利が変動したときに債券価格がどのくらい変化するか」を示す指標です。
- 修正デュレーションが長いほど、金利が変動したときの債券価格の変動（ブレ幅）が大きくなります。

金利変動と修正デュレーションの関係（イメージ）



- 金利リスク調整のため、ドル通貨圏と欧州通貨圏の通貨建ての国債先物取引等を利用することがあります。

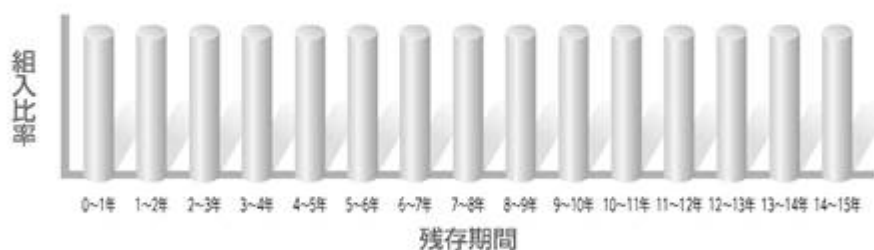
3

わが国の公社債への投資にあたっては、国債に投資します。

※2025年5月末現在、わが国の国債には投資していません。

- 残存期間の異なる債券の利息収入を幅広く確保することをめざして運用を行ないます。
- 原則として、最長15年程度までの国債を、各残存期間ごとの投資金額がほぼ同程度となるように組入れます。

残存期間ごとの組入イメージ



※上記はイメージであり、実際の組入比率とは異なります。

- 国債の組入れは原則として高位を保ちます。
- 運用の効率化を図るため、債券先物取引等を利用することがあります。このため、公社債の組入総額ならびに債券先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。

4

内外のリートへの投資にあたっては、個別銘柄の投資価値を分析して、配当利回り、期待される成長性、割安度などを勘案し投資銘柄を選定します。

- 海外のリートへの投資にあたっては、組入れる銘柄の業種および国・地域配分の分散を考慮します。
- 海外のリートの運用は、コーヘン&スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクが行ないます。

ダイワ・グローバルREIT・マザーファンドにおける外貨建資産の運用にあたっては、コーヘン&スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクに運用の指図にかかる権限を委託します。



※上記はイメージであり、実際に投資するとは限りません。

〈コーヘン&スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクについて〉

- ・ 米国最初のリート専門の運用会社として1986年7月に設立。
- ・ リート運用では最大級の資産規模。
- ・ ワールドワイドなリサーチ力と運用力を有する。
- ・ 優先リートを含むハイブリッド証券などのインカム資産に加え、インフラ株といった実物資産クラスの運用を展開。
- ・ 所在地：アメリカ合衆国 ニューヨーク州 ニューヨーク

- わが国のリートへの投資にあたっては、個別銘柄の組入不動産の種類等を考慮します。



※上記はイメージであり、実際に投資するとは限りません。

5

海外の株式への投資にあたっては、企業のファンダメンタルズ、成長性を勘案し、予想配当利回りおよび各種バリュエーション指標や株価水準等を考慮します。

- 北米、欧州、アジア・オセアニアの3地域に均等に分散します。

投資対象の地域別構成

(イメージ)



好配当株とは

(イメージ)



- ◆ダイワ北米好配当株マザーファンドにおける外貨建資産の運用にあたっては、コーヘン&ステアーズ・キャピタル・マネジメント・インクに運用の指図にかかる権限を委託します。
- ◆北米の株式への投資にあたっては、株式のほかハイブリッド優先証券[※]を主要投資対象とします。

※ハイブリッド優先証券とは…

- ・株式と債券の両方の性質を併せ持った証券です。
- ・弁済順位は、株式と債券の中間の位置付けとなります。

- ◆欧州の株式の運用にあたっては、アムンディ・アイルランド・リミテッドに運用の指図にかかる権限を委託します。

〈コーヘン&ステアーズ・キャピタル・マネジメント・インクについて〉

- ・米国最初のリート専門の運用会社として1986年7月に設立。
- ・リート運用では最大級の資産規模。
- ・ワールドワイドなリサーチ力と運用力を有する。
- ・優先リートを含むハイブリッド証券などのインカム資産に加え、インフラ株といった実物資産クラスの運用を展開。
- ・所在地：アメリカ合衆国 ニューヨーク州 ニューヨーク

〈アムンディ・アイルランド・リミテッドについて〉

アムンディ・アイルランド・リミテッドは、運用資産額で欧州および世界でトップクラスに入るフランスの資産運用会社アムンディ・グループの主要運用拠点のひとつで、アイルランド（ダブリン市）に所在します。

6

わが国の株式への投資にあたっては、予想配当利回りが高いと判断される銘柄を中心に、成長性、企業のファンダメンタルズ、株価の割安性等に着目し、投資銘柄を選定します。

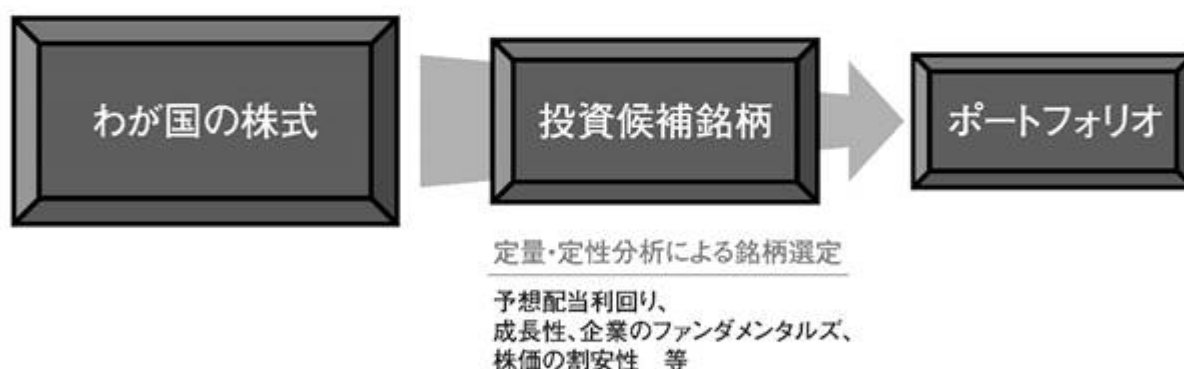
投資対象のイメージ



※配当利回り：株式投資を行なう際に用いられる株式の投資価値を測る指標のひとつです。個別銘柄の配当利回りから株価の割安度の測定や、株式市場全体の配当利回りと市場金利を比較して、株価水準の妥当性の測定などを行なうことができます。

$$\text{配当利回り（％）} = \left(\text{1株当たり年間配当金} \div \text{株価} \right) \times 100$$

銘柄選定プロセス



・保有実質外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。

・大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、ファンドの特色1.～6.の運用が行なわれないことがあります。

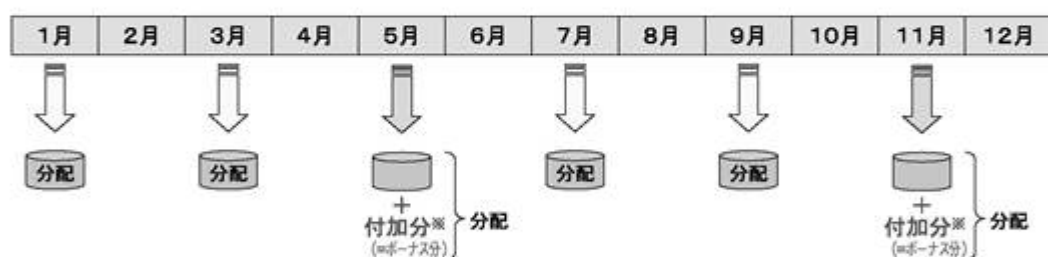
7

毎年、奇数月（1、3、5、7、9、11月）の各8日（休業日の場合翌営業日）に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

〈分配方針〉

- 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- 原則として、安定した分配を継続的に行なうことをめざします。5月と11月の計算期末については、今後の安定分配を継続するための分配原資の水準を考慮し、分配対象額の中から基準価額水準に応じて委託会社が決定する額を、上記継続分配相当額に付加して分配する場合があります。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

収益分配のイメージ



※5月と11月に付加できない場合があります。

- ◆上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。
- ◆分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。
- ◆ファンドの基準価額は変動します。投資元本、利回りが保証されているものではありません。

【収益分配金に関する留意事項】

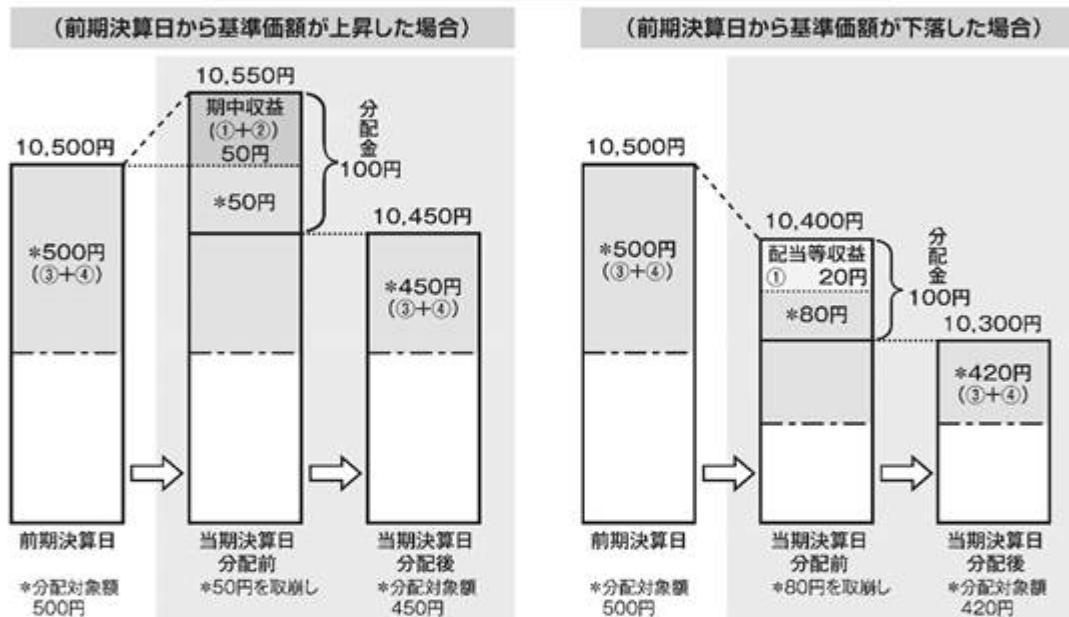
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が
支払われるイメージ



- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

（計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合）



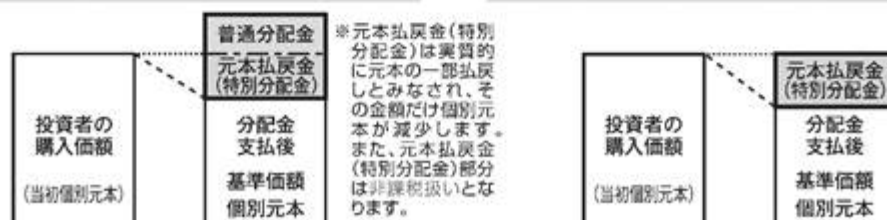
（注）分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

（分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合）

（分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合）



普通分配金 … 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金 … 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

（注）普通分配金に対する課税については、「4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご参照下さい。

(2) 【ファンドの沿革】

2007年6月22日

信託契約締結、当初設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

受益者

お申込者

収益分配金（注1）、償還金など↑↓お申込金（※5）

お取扱窓口	販売会社	受益権の募集・販売の取扱い等に関する委託会社との契約（※1）に基づき、次の業務を行ないます。 ①受益権の募集の取扱い ②一部解約請求に関する事務 ③収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務 など
-------	------	--

↑↓※1

収益分配金、償還金など↑↓お申込金（※5）

委託会社	大和アセットマネジメント株式会社	当ファンドにかかる証券投資信託契約（以下「信託契約」といいます。）（※2）の委託者であり、次の業務を行ないます。 ①受益権の募集・発行 ②信託財産の運用指図 ③信託財産の計算 ④運用報告書の作成 など
------	------------------	---

↓運用指図 ↑↓※2

損益↑↓信託金（※5）

受託会社	三井住友信託銀行株式会社 再信託受託会社： 株式会社日本カストディ銀行	信託契約（※2）の受託者であり、次の業務を行ないます。なお、信託事務の一部につき株式会社日本カストディ銀行に委託することができます。また、外国における資産の保管は、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。 ①委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分 ②信託財産の計算 など
------	---	---

損益↑↓投資

投資対象	内外の公社債、不動産投資信託証券および株式 など ファミリーファンド方式で運用を行ないます。 なお、次の各マザーファンドにおける外貨建資産の運用にあたっては、投資顧問会社（注2）に運用の指図にかかる権限を委託します（カッコ内は投資顧問会社名）。 ・ダイワ・グローバルREIT・マザーファンド（コーヘン&スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インク） ・ダイワ北米好配当株マザーファンド（コーヘン&スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インク） ・ダイワ欧州好配当株マザーファンド（アムンディ・アイルランド・リミテッド）
------	--

（注1）「分配金再投資コース」の場合、収益分配金は自動的に再投資されます。

（注2）投資顧問会社は、委託会社との間の運用委託契約（※3）に基づき、委託会社から権限の委託を受けて、各マザーファンドにおける外貨建資産の運用の指図を行ないます（※4）。

※1：受益権の募集の取扱い、一部解約請求に関する事務、収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務の内容等が規定されています。

- ※2：「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づいて、あらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容に基づき締結されます。証券投資信託の運営に関する事項（運用方針、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬、信託期間等）が規定されています。
- ※3：運用指図権限委託の内容およびこれにかかる事務の内容、投資顧問会社が受ける報酬等が定められています。
- ※4：投資顧問会社が法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。
- ※5：販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。

◎委託会社および受託会社は、それぞれの業務に対する報酬を信託財産から収受します。また、販売会社には、委託会社から業務に対する代行手数料が支払われます。

<委託会社の概況（2025年5月末日現在）>

・資本金の額 414億2,454万1,896円

・沿革

1959年12月12日	大和証券投資信託委託株式会社として設立
1960年 2月17日	「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
1960年 4月 1日	営業開始
1985年11月 8日	投資助言・情報提供業務に関する兼業承認を受ける。
1995年 5月31日	「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づき投資顧問業の登録を受ける。
1995年 9月14日	「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約にかかる業務の認可を受ける。
2007年 9月30日	「金融商品取引法」の施行に伴い、同法第29条の登録を受けたものとみなされる。 (金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第352号)
2020年 4月 1日	大和アセットマネジメント株式会社に商号変更
2024年10月 1日	株式会社かんぽ生命保険と資本業務提携

・大株主の状況

名 称	住 所	所有 株式数	比率
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	株 2,608,525	% 80.00
株式会社かんぽ生命保険	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	株 652,132	% 20.00

2【投資方針】

(1)【投資方針】

① 主要投資対象

下記の各マザーファンド（以下総称して「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。

1. ダイワ・外債ソブリン・マザーファンドの受益証券
2. ダイワ日本国債マザーファンドの受益証券
3. ダイワ・グローバルREIT・マザーファンドの受益証券
4. ダイワJ-REITアクティブ・マザーファンドの受益証券
5. ダイワ北米好配当株マザーファンドの受益証券
6. ダイワ欧州好配当株マザーファンドの受益証券
7. ダイワ・アジア・オセアニア好配当株マザーファンドの受益証券
8. ダイワ好配当日本株マザーファンドの受益証券

② 投資態度

イ. 主として、マザーファンドを通じて内外の公社債、不動産投資信託証券および株式に投資を行ない、安定的な配当等収益の確保と信託財産の成長をめざします。

ロ. 各マザーファンドの受益証券の組入比率については、下記の標準組入比率を目処に投資を行ないます。

ダイワ・外債ソブリン・マザーファンドの受益証券……	信託財産の純資産総額の70%
ダイワ日本国債マザーファンドの受益証券……………	信託財産の純資産総額の0%
ダイワ・グローバルREIT・マザーファンドの受益証券…	信託財産の純資産総額の5%
ダイワJ-REITアクティブ・マザーファンドの受益証券	…信託財産の純資産総額の5%
ダイワ北米好配当株マザーファンドの受益証券……………	信託財産の純資産総額の3.3%
ダイワ欧州好配当株マザーファンドの受益証券……………	信託財産の純資産総額の3.3%
ダイワ・アジア・オセアニア好配当株マザーファンドの受益証券	…信託財産の純資産総額の3.3%
ダイワ好配当日本株マザーファンドの受益証券……………	信託財産の純資産総額の10%

ただし、毎年6月末において、ダイワ日本国債マザーファンドのポートフォリオの最終利回りがダイワ・外債ソブリン・マザーファンドのポートフォリオの最終利回りを上回った場合は、ダイワ・外債ソブリン・マザーファンド受益証券の標準組入比率を信託財産の純資産総額の35%程度とし、ダイワ日本国債マザーファンド受益証券の標準組入比率を信託財産の純資産総額の35%程度とします。また、市場規模等によっては、組入比率を変更することがあります。

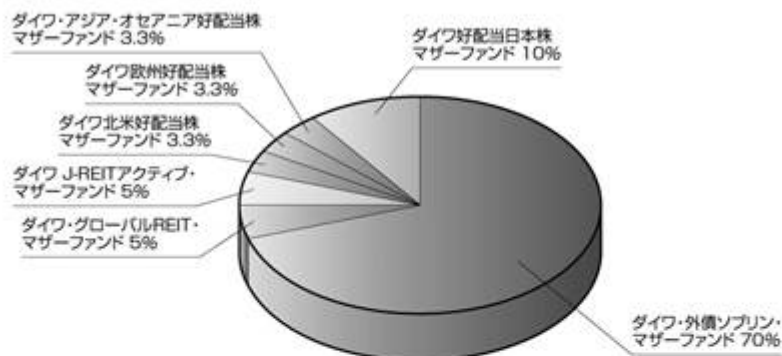
ハ. 保有実質外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。

ニ. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

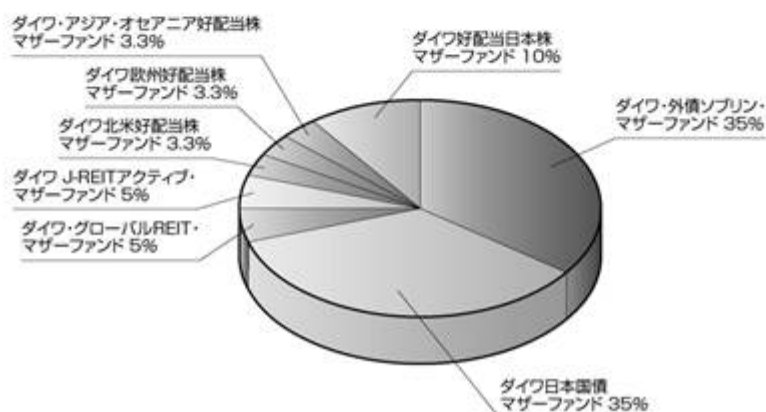
〈各マザーファンドの標準組入比率について〉

ファンドにおける各マザーファンドの受益証券の組入比率については、それぞれ下記の標準組入比率を目処に投資を行ないます。

ただし、市場規模等によっては、組入比率を変更することがあります。



◆毎年6月末において、「ダイワ日本国債マザーファンド」の最終利回りが、「ダイワ・外債ソブリン・マザーファンド」の最終利回りを上回った場合



(2)【投資対象】

- ① 当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
 1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. 約束手形
 - ハ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの
 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形
- ② 委託会社は、信託金を、大和アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結されたマザーファンドの受益証券、ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。
 1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
 2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.の証券または証書の性質を有するもの
 3. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

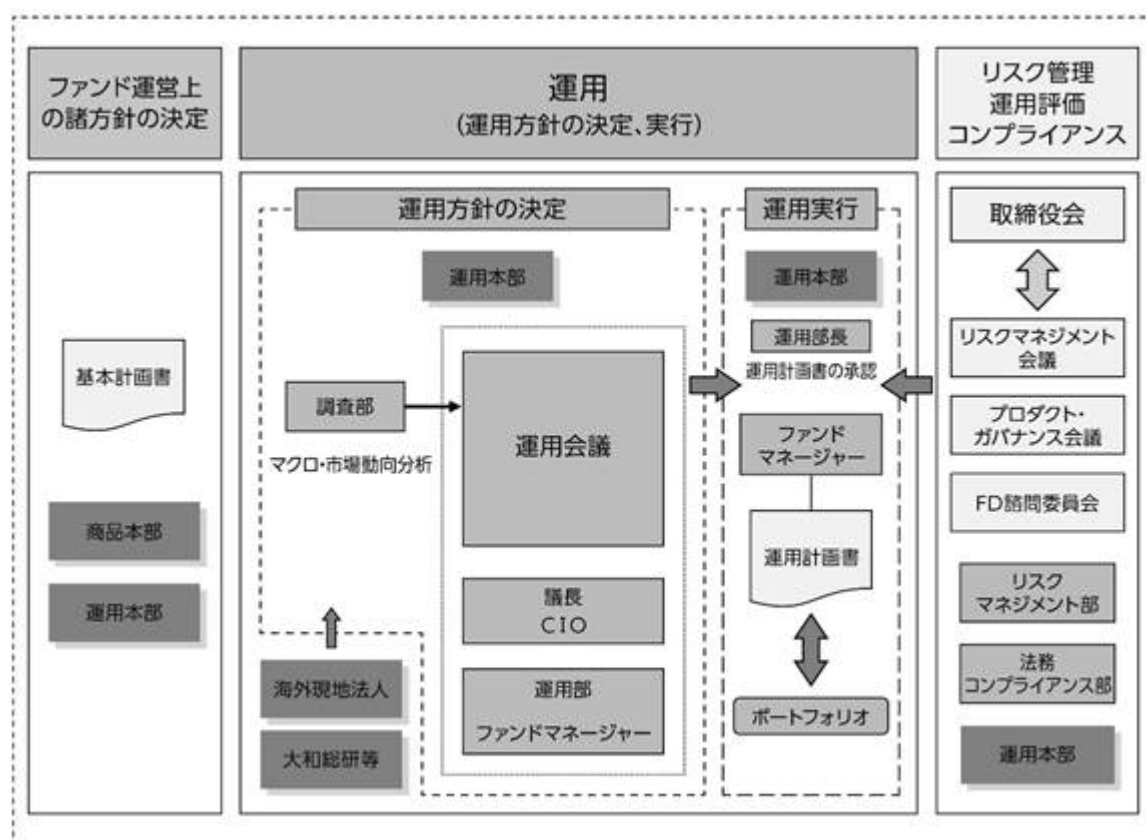
③ 委託会社は、信託金を、前②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

(3)【運用体制】

① 運用体制

ファンドの運用体制は、以下のとおりとなっています。



② 運用方針の決定にかかる過程

運用方針は次の過程を経て決定しております。

イ. 基本計画書の策定

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を商品担当役員の決裁により決定します。

ロ. 基本的な運用方針の決定

CIOが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

ハ. 運用計画書の作成・承認

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから

提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

③ 職務権限

ファンド運用の意思決定機能を担う運用本部において、各職位の主たる職務権限は、社内規則によって、次のように定められています。

イ. CIO（Chief Investment Officer）（1名）

運用最高責任者として、次の職務を遂行します。

- ・基本的な運用方針の決定
- ・その他ファンドの運用に関する重要事項の決定

ロ. Deputy-CIO（0～5名程度）

CIOを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

ハ. インベストメント・オフィサー（0～5名程度）

CIOおよびDeputy-CIOを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

ニ. 運用部長（各運用部に1名）

ファンドマネージャーが策定する運用計画を決定します。

ホ. 運用チームリーダー

ファンドの基本的な運用方針を策定します。

ヘ. ファンドマネージャー

ファンドの運用計画を策定して、これに沿ってポートフォリオを構築します。

④ リスクマネジメント会議、プロダクト・ガバナンス会議およびFD諮問委員会

次のとおり各会議体等において必要な報告・審議等を行なっています。これら会議体等の事務局となる部署の人員は10～20名程度です。

イ. リスクマネジメント会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

ロ. プロダクト・ガバナンス会議

経営会議の分科会として、運用状況・商品性およびこれらの開示の適切性について検証結果の報告を行ない、対応方針を審議・決定したうえでその実行状況を確認します。加えて、その他当社が運用するプロダクトの品質の維持・向上に関する事項の審議・決定・報告を行ないます。

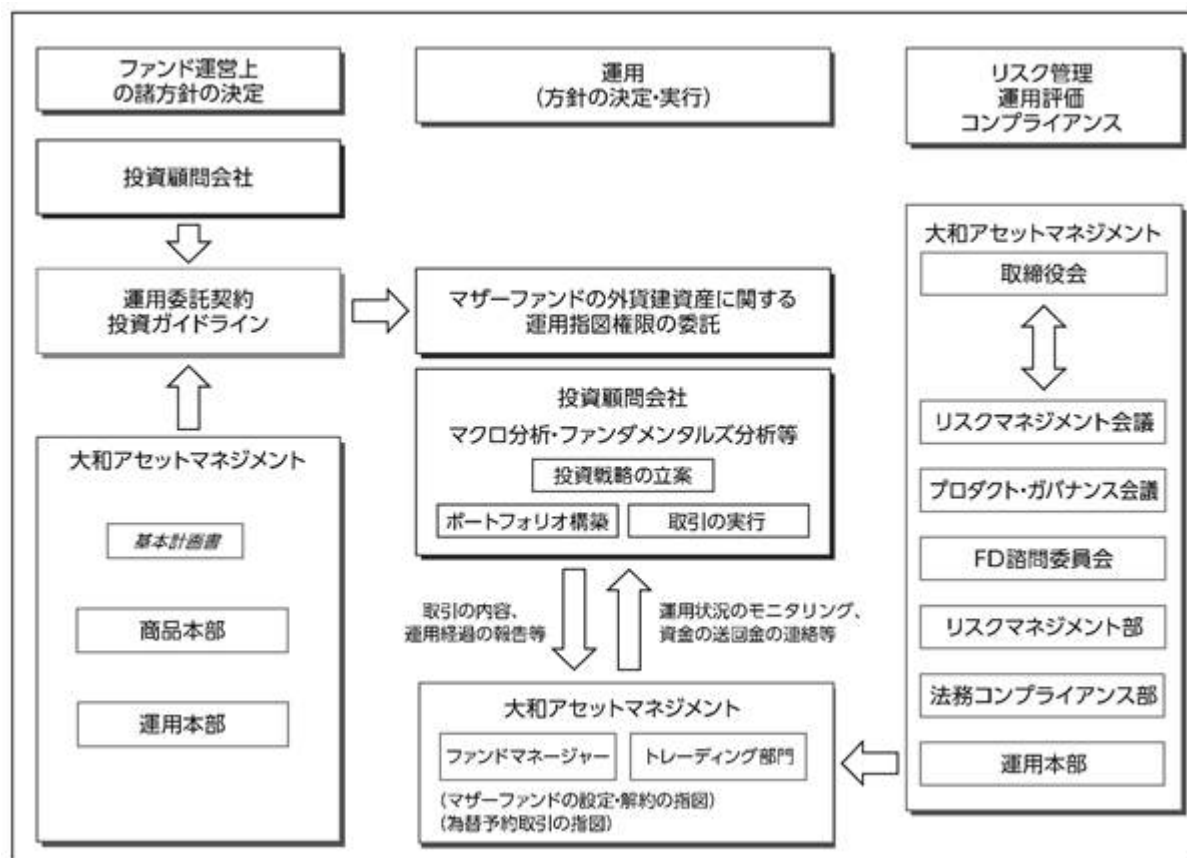
ハ. FD諮問委員会

取締役会の諮問委員会として、ファンド組成・運用に関わる会議体等に対する牽制に資する事項について、取締役会に意見を述べます。

⑤ 受託会社に対する管理体制

受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行なっています。また、受託会社より内部統制の整備および運用状況の報告書を受け取っています。

※海外リート、海外（北米）株式および海外（欧州）株式にかかる運用体制について
（マザーファンドにかかるものを含みます。）



イ. ファンド運営上の諸方針の決定

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を商品担当役員の決裁により決定します。なお、「ダイワ・グローバルREIT・マザーファンド」、「ダイワ北米好配当株マザーファンド」および「ダイワ欧州好配当株マザーファンド」では、投資顧問会社に外貨建資産の運用の指図にかかる権限を委託します。このため、当該投資顧問会社と委託会社の間で締結する運用委託契約に基づく投資ガイドラインに、このファンド運営上の諸方針が反映されます。

ロ. 運用の実行

投資顧問会社は、投資ガイドラインに基づき、投資戦略の立案、ポートフォリオ構築を行ない、取引を実行します。

ハ. モニタリング

委託会社は、投資顧問会社との間で取引の内容、運用経過の報告等を受け、資金動向等について必要な連絡を取るとともに、運用の状況、投資ガイドラインの遵守状況等をモニタリングします。

また、定期的なアンケートの実施およびコンプライアンスレポートの徴求により、運用体制、管理体制、コンプライアンス体制等についての報告を受けています。さらに、現地訪問による調査も行なっています。

ニ. （前④に同じ。）

※ 上記の運用体制は2025年5月末日現在のものであり、変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- ② 原則として、安定した分配を継続的に行なうことをめざします。5月と11月の計算期末については、今後の安定分配を継続するための分配原資の水準を考慮し、分配対象額の中から基準価額水準に応じて委託会社が決定する額を、上記継続分配相当額に付加して分配する場合があります。ただし、

分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。また、第1計算期末には、収益の分配は行ないません。

- ③ 留保益は、前(1)に基づいて運用します。

(5)【投資制限】

① 株式（信託約款）

株式への直接投資は、行ないません。

② 外貨建資産（信託約款）

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

③ 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（信託約款）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

④ 外国為替予約取引（信託約款）

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

⑤ 信用リスク集中回避（信託約款）

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

⑥ 資金の借入れ（信託約款）

イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

ロ. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

ハ. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

ニ. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

1. ダイワ・外債ソブリン・マザーファンド

(1) 投資方針

① 主要投資対象

内外の公社債等を主要投資対象とします。

② 投資態度

イ. 主として海外のソブリン債等（国債、政府機関債、中央政府により発行・保証された債券、国際機関債など）に投資することにより、安定した収益の確保および信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。

ロ. 海外のソブリン債等への投資にあたっては、以下のような点に留意しながら運用を行なうことを基本とします。

a. 米ドル、カナダ・ドルおよびオーストラリア・ドル等をドル通貨圏、ユーロ、ポンド、北欧通貨および東欧通貨等を欧州通貨圏とし、2通貨圏への投資割合をそれぞれ信託財産の純資産総額の50%程度ずつとすることを基本とします。

※北欧通貨：スウェーデン・クローネ、デンマーク・クローネ、ノルウェー・クローネ

※東欧通貨：ハンガリー・フォリント、ポーランド・ズロチ、チェコ・コルナ等

b. ドル通貨圏内では米ドルへの投資割合を50%程度、欧州通貨圏内ではユーロへの投資割合を50%程度とすることを基本とします（ただし、欧州通貨圏の投資対象通貨がユーロに統合される場合は、統合される通貨で実際に投資されている比率をユーロで実際に投資されている比率に加算した比率に基づいて、配分比率を見直します。）。

c. 国債については、取得時においてA格相当以上（ムーディーズでA 3以上またはS & PでA－以上）とすることを基本とします。国債を除く投資対象の格付けは、取得時においてA A格相当以上（ムーディーズでA a 3以上またはS & PでA A－以上）とすることを基本とします。

d. ポートフォリオの修正デュレーションは5（年）程度から10（年）程度の範囲を基本とします。

e. 金利リスク調整のため、ドル通貨圏と欧州通貨圏の通貨建ての国債先物取引等を利用することがあります。

ハ. 為替については、ドル通貨圏と欧州通貨圏の通貨建資産の投資比率合計を、信託財産の純資産総額の100%に近づけることを基本とします。

ニ. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(2) 投資対象

① 当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後掲(3)④、⑤および⑥に定めるものに限ります。）

ハ. 約束手形

ニ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

- ② 委託会社は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. 転換社債の転換、新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使、社債権者割当または株主割当により取得した外国通貨表示の株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. コマーシャル・ペーパー
8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.から前7.までの証券または証書の性質を有するもの
9. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
10. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
11. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
12. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
13. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
14. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
15. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
16. 外国の者に対する権利で前15.の有価証券の性質を有するもの

なお、前1.の証券または証書、前8.ならびに前12.の証券または証書のうち前1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前2.から前6.までの証券および前8.ならびに前12.の証券または証書のうち前2.から前6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前9.の証券および前10.の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

- ③ 委託会社は、信託金を、前②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前5.の権利の性質を有するもの

(3) 主な投資制限

- ① 株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使等により取得したものに限りします。

株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

- ② 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

- ③ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

- ④ 先物取引等

イ. 委託会社は、わが国の金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

ロ. 委託会社は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

ハ. 委託会社は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

- ⑤ スワップ取引

イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

ロ. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として、信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

ニ. スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。

ホ. 委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

- ⑥ 金利先渡取引および為替先渡取引

イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

- ロ. 金利先渡し取引および為替先渡し取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ. 金利先渡し取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡し取引の想定元本の総額が、保有金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額が減少して、金利先渡し取引の想定元本の総額が保有金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡し取引の一部の解約を指図するものとします。
- ニ. 為替先渡し取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡し取引の想定元本の総額が、保有外貨建資産の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額が減少して、為替先渡し取引の想定元本の総額が保有外貨建資産の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する為替先渡し取引の一部の解約を指図するものとします。
- ホ. 金利先渡し取引および為替先渡し取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。
- ヘ. 委託会社は、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

2. ダイワ日本国債マザーファンド

(1) 投資方針

① 主要投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

② 投資態度

- イ. 主としてわが国の国債に投資し、残存期間の異なる債券の利息収入を幅広く確保することをめざして運用を行ないます。
- ロ. わが国の国債への投資にあたっては、原則として、最長15年程度までの国債を、各残存期間毎の投資金額がほぼ同程度となるように組入れます。
- ハ. 国債の組入れは原則として高位を保ちます。
- ニ. 運用の効率化を図るため、債券先物取引等を利用することがあります。このため、公社債の組入総額ならびに債券先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- ホ. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(2) 投資対象

- ① 当ファンドにおいて投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. （ダイワ・外債ソブリン・マザーファンドと同規定）
2. （ダイワ・外債ソブリン・マザーファンドと同規定）

- ② 委託会社は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. 転換社債の転換、新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使、社債権者割当または株主割当により取得した株券または新株引受権証書

2.～16.（ダイワ・外債ソブリン・マザーファンドと同規定）

なお、前1.の証券または証書、前8.ならびに前12.の証券または証書のうち前1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前2.から前6.までの証券および前8.ならびに前12.の証券または証書のうち前2.から前6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前9.の証券および前10.の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

③（ダイワ・外債ソブリン・マザーファンドと同規定）

(3) 主な投資制限

①（ダイワ・外債ソブリン・マザーファンドと同規定）

②（ダイワ・外債ソブリン・マザーファンドと同規定）

③ 外貨建資産への投資は、行ないません。

④ 先物取引等

イ.（ダイワ・外債ソブリン・マザーファンドと同規定）

ロ. 委託会社は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

⑤ スワップ取引

イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

ロ. ～ハ.（ダイワ・外債ソブリン・マザーファンドと同規定）

ニ. スワップ取引の評価は、市場実勢金利をもとに算出した価額で行なうものとします。

ホ.（ダイワ・外債ソブリン・マザーファンドと同規定）

⑥ 金利先渡取引

イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

ロ. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ.（ダイワ・外債ソブリン・マザーファンドと同規定）

ニ. 金利先渡取引の評価は、市場実勢金利をもとに算出した価額で行なうものとします。

ホ. 委託会社は、金利先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

3. ダイワ・グローバルREIT・マザーファンド

(1) 投資方針

① 主要投資対象

海外の金融商品取引所上場（上場予定を含みます。以下同じ。）および店頭登録（登録予定を含みます。以下同じ。）の不動産投資信託の受益証券または不動産投資法人の投資証券（以下総称して「不動産投資信託証券」といいます。）を主要投資対象とします。

② 投資態度

- イ. 海外の金融商品取引所上場および店頭登録の不動産投資信託証券を主要投資対象とし、安定的な配当利回りの確保と信託財産の中長期的な成長をめざして分散投資を行ないます。
- ロ. 投資にあたっては、以下の方針に従って行なうことを基本とします。
 - (a) 個別銘柄の投資価値を分析して、銘柄ごとの配当利回り、期待される成長性、相対的な割安度などを勘案し投資銘柄を選定します。
 - (b) 組入れる銘柄の業種および国・地域配分の分散を考慮します。
- ハ. 外貨建資産の運用にあたっては、コーヘン&スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクに運用の指図にかかる権限を委託します。
- ニ. 不動産投資信託証券の組入比率は、通常の状態では信託財産の純資産総額の80%程度以上に維持することを基本とします。
- ホ. 外貨建資産の為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。
- ヘ. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(2) 投資対象

- ① 当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
 - 1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. 約束手形
 - ハ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの
 - 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形
- ② 委託会社は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。
 - 1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
 - 2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.の証券または証書の性質を有するもの
 - 3. 外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 - 4. 外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 - 5. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - 6. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）なお、前3.の証券および前4.の証券を以下「投資信託証券」といいます。
- ③ 委託会社は、信託金を、前②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
 - 1. 預金
 - 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 - 3. コール・ローン
 - 4. 手形割引市場において売買される手形

(3) 主な投資制限

- ① 株式への直接投資は、行ないません。
- ② 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- ③ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

(4) 運用指図権限の委託

- ① 委託会社は、運用の指図に関する権限のうち、外貨建資産の運用に関する権限を次の者に委託します。

コーヘン&スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インク

New York, New York, USA

- ② 前①の規定にかかわらず、前①により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

4. ダイワＪ－ＲＥＩＴアクティブ・マザーファンド

(1) 投資方針

① 主要投資対象

わが国の金融商品取引所上場（上場予定を含みます。以下同じ。）の不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券（以下総称して「不動産投資信託証券」といいます。）を主要投資対象とします。

② 投資態度

イ．わが国の金融商品取引所上場の不動産投資信託証券を主要投資対象とし、配当等収益の確保と信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ないます。

ロ．投資にあたっては、以下の方針に従って行なうことを基本とします。

(a) 個別銘柄の投資価値を分析して、銘柄ごとの配当利回り、期待される成長性、相対的な割安度などを勘案し投資銘柄を選定します。

(b) 個別銘柄の組入不動産の種類等を考慮します。

ハ．不動産投資信託証券の組入比率は、通常の状態では信託財産の純資産総額の80%程度以上に維持することを基本とします。

ニ．当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(2) 投資対象

- ① 当ファンドにおいて投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後掲(3)

⑤に定めるものに限ります。）

ハ．約束手形

二. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

- ② 委託会社は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
3. 投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
4. 新投資口予約権証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいい、不動産投資信託証券にかかる投資法人より発行されたものに限りします。）
5. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りします。）

なお、前2.の証券および前3.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

- ③ 委託会社は、信託金を、前②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

(3) 主な投資制限

- ① 株式への直接投資は、行ないません。
- ② 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- ③ 同一銘柄の不動産投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。
- ④ 外貨建資産への直接投資は、行ないません。
- ⑤ 先物取引

委託会社は、わが国の金融商品取引所における不動産投信指数先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものであって、不動産投信指数を対象とするものをいいます。）および外国の金融商品取引所におけるこの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建の指図は、建玉の合計額が、組入有価証券の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建の指図は、建玉の合計額が、有価証券の組入可能額（組入有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに前(2)③の1.から4.までに掲げる金融商品で運用している額（以下「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。

5. ダイワ北米好配当株マザーファンド

6. ダイワ欧州好配当株マザーファンド

7. ダイワ・アジア・オセアニア好配当株マザーファンド

(1) 投資方針

<ダイワ北米好配当株マザーファンド>

① 主要投資対象

北米の金融商品取引所上場または店頭登録の株式およびハイブリッド優先証券（上場予定および店頭登録予定を含みます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

② 投資態度

イ. 主として、北米の金融商品取引所上場または店頭登録の株式およびハイブリッド優先証券を主要投資対象として、安定的な配当等収益の確保と値上がり益の獲得による信託財産の中長期的な成長をめざします。

ロ. 銘柄の選定にあたっては、企業のファンダメンタルズ、成長性を勘案し、予想配当利回りおよび各種バリュエーション指標や株価水準等を考慮します。

ハ. 外貨建資産の運用にあたっては、コーヘン&スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクに運用の指図にかかる権限を委託します。

ニ. 株式およびハイブリッド優先証券の組入比率は、通常の状態では信託財産の純資産総額の80%程度以上とすることを基本とします。

ホ. 保有外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。なお、保有外貨建資産の売買代金、償還金、利金等の受取りまたは支払いにかかる為替予約等を行なうことができるものとします。

ヘ. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

<ダイワ欧州好配当株マザーファンド>

① 主要投資対象

欧州の金融商品取引所上場株式および店頭登録株式（上場予定および店頭登録予定を含みます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

② 投資態度

イ. 主として、欧州の金融商品取引所上場株式および店頭登録株式を主要投資対象として、安定的な配当等収益の確保と値上がり益の獲得による信託財産の中長期的な成長をめざします。

ロ. （ダイワ北米好配当株マザーファンドと同規定）

ハ. 外貨建資産の運用にあたっては、アムンディ・アイルランド・リミテッドに運用の指図にかかる権限を委託します。

ニ. 株式の組入比率は、通常の状態では信託財産の純資産総額の80%程度以上とすることを基本とします。

ホ. （ダイワ北米好配当株マザーファンドと同規定）

ヘ. （ダイワ北米好配当株マザーファンドと同規定）

<ダイワ・アジア・オセアニア好配当株マザーファンド>

① 主要投資対象

アジア・オセアニアの金融商品取引所上場株式および店頭登録株式（上場予定および店頭登録予定を含みます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

② 投資態度

イ. 主として、アジア・オセアニアの金融商品取引所上場株式および店頭登録株式を主要投資対象として、安定的な配当等収益の確保と値上がり益の獲得による信託財産の中長期的な成長をめざします。

ロ. （ダイワ北米好配当株マザーファンドと同規定）

ハ. （ダイワ欧州好配当株マザーファンドのニ. と同規定）

ニ. （ダイワ北米好配当株マザーファンドのホ. と同規定）

ホ. （ダイワ北米好配当株マザーファンドのヘ. と同規定）

(2) 投資対象

<ダイワ北米好配当株マザーファンド>

① 当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後掲(3)

③、④および⑤に定めるものに限ります。）

ハ. 約束手形

ニ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

② 委託会社は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. 外国通貨表示の株券または新株引受権証券

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

10. コマーシャル・ペーパー

11. 外国通貨表示の新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

12. 外国の者の発行する証券または証書で、前1.または前5.の証券または証書の性質を有するハイブリッド優先証券

13. 前12.以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.から前11.までの証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
16. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
21. 外国の者に対する権利で前20.の有価証券の性質を有するもの

なお、前1.の証券または証書、前12.の証券または証書のうち前1.の証券または証書の性質を有するもの、および前13.ならびに前17.の証券または証書のうち前1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前2.から前6.までの証券、前12.の証券または証書のうち前2.から前6.までの証券または証書の性質を有するもの、および前13.ならびに前17.の証券または証書のうち前2.から前6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前14.の証券および前15.の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

- ③ 委託会社は、信託金を、前②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前5.の権利の性質を有するもの

<ダイワ欧州好配当株マザーファンド>

<ダイワ・アジア・オセアニア好配当株マザーファンド>

- ①（ダイワ北米好配当株マザーファンドと同規定）

- ② 委託会社は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

- 1.～11.（ダイワ北米好配当株マザーファンドと同規定）
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.から前11.までの証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

16. 預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
17. 外国法人が発行する譲渡性預金証券
18. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
19. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
20. 外国の者に対する権利で前19.の有価証券の性質を有するもの

なお、前1.の証券または証書、前12.ならびに前16.の証券または証書のうち前1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前2.から前6.までの証券および前12.ならびに前16.の証券または証書のうち前2.から前6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前13.の証券および前14.の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

③（ダイワ北米好配当株マザーファンドと同規定）

(3) 主な投資制限

<各ファンド共通>

- ① 株式への投資割合には、制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- ③ 先物取引等

イ. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。)

1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、組入有価証券の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、有価証券の組入可能額（組入有価証券を差引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに前（2）③の1.から4.までに掲げる金融商品で運用している額（以下「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

ロ. 委託会社は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせて、保有外貨建資産の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取

引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

ハ．委託会社は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、保有金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前（2）③の1.から4.までに掲げる金融商品で運用されているものをいいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額等の範囲内とします。ただし、保有金利商品が外貨建てで、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金を加えた額を限度とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

④ スワップ取引

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

ロ．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として、信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ．スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

ニ．スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。

ホ．委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑤ 金利先渡取引および為替先渡取引

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

ロ．金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ．金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額が、保有金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の総額が保有金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

ニ．為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額が、保有外貨建資産の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の総額が保有外貨建資産の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

ホ．金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。

ヘ．委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(4) 運用指図権限の委託

＜ダイワ北米好配当株マザーファンド＞

①（ダイワ・グローバルREIT・マザーファンドと同規定）

②（ダイワ・グローバルREIT・マザーファンドと同規定）

＜ダイワ欧州好配当株マザーファンド＞

① 委託会社は、運用の指図に関する権限のうち、外貨建資産の運用に関する権限を次の者に委託します。

アムンディ・アイルランド・リミテッド

1 ジョージズ・キー・プラザ、ジョージズ・キー、ダブリン2、アイルランド

②（ダイワ・グローバルREIT・マザーファンドと同規定）

＜ダイワ・アジア・オセアニア好配当株マザーファンド＞

該当事項はありません。

8. ダイワ好配当日本株マザーファンド

(1) 投資方針

① 主要投資対象

わが国の金融商品取引所上場株式（上場予定を含みます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

② 投資態度

イ．主としてわが国の金融商品取引所上場株式に投資して、高水準の配当収入の確保と、値上がり益の獲得をめざします。

ロ．株式への投資にあたっては、予想配当利回りが高いと判断される銘柄を中心に、成長性、企業のファンダメンタルズ、株価の割安性等に着目し、投資銘柄を選定します。

ハ．株式の組入比率は、通常の状態では信託財産の純資産総額の80%程度以上とすることを基本とします。

ニ．J-REIT（不動産投資信託証券）に投資することがあります。J-REITへの投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。当該J-REITは、外貨建資産を保有する場合があります。

ホ. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(2) 投資対象

① 当ファンドにおいて投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後掲(3)

③、④および⑤に定めるものに限ります。）

ハ. 約束手形

ニ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

② 委託会社は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. 株券または新株引受権証券

2.～10.（ダイワ北米好配当株マザーファンドと同規定）

11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

12.～20.（ダイワ欧州好配当株マザーファンドと同規定）

なお、前1.の証券または証書、前12.ならびに前16.の証券または証書のうち前1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前2.から前6.までの証券および前12.ならびに前16.の証券または証書のうち前2.から前6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前13.の証券および前14.の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

③ 委託会社は、信託金を、前②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前5.の権利の性質を有するもの

(3) 主な投資制限

① 株式への投資割合には、制限を設けません。

② 外貨建資産への直接投資は、行ないません。

③ 先物取引等

イ. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3

号口に掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、組入有価証券の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、有価証券の組入可能額（組入有価証券を差引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに前（2）③の1.から4.までに掲げる金融商品で運用している額（以下「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

ロ. 委託会社は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、保有金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前（2）③の1.から4.までに掲げる金融商品で運用されているものをいいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額等の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

④ スワップ取引

イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

ロ. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として、信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

ニ. スワップ取引の評価は、市場実勢金利をもとに算出した価額で行なうものとします。

ホ. 委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑤ 金利先渡取引

- イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行なうことの指図をすることができます。
- ロ. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額が、保有金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の総額が保有金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ニ. 金利先渡取引の評価は、市場実勢金利をもとに算出した価額で行なうものとします。
- ホ. 委託会社は、金利先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

3【投資リスク】

(1) 価額変動リスク

当ファンドは、株式、公社債、不動産投資信託証券など値動きのある証券（外国証券には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金とは異なります。

投資者のみなさまにおかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

基準価額の主な変動要因については、次のとおりです。

① 株価の変動（価格変動リスク・信用リスク）

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります（発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。）。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

② 公社債の価格変動（価格変動リスク・信用リスク）

公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します（値動きの幅は、残存期間、発行体、公社債の種類等により異なります。）。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が財政難、経営不安等により、利息および償還金をあらかじめ決定された条件で支払うことができなくなった場合（債務不履行）、またはできなくなることが予想される場合には、大きく下落します（利息および償還金が支払われないこともあります。）。組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

③ リート（不動産投資信託）への投資に伴うリスク

イ. リートは、株式と同様に金融商品取引所等で売買され、その価格は、不動産市況に対する見通しや市場における需給等、さまざまな要因で変動します。

- ・リートには資産規模が小さく、流動性が低いものもあります。このようなリートへの投資は、流動性の高い株式等に比べ、より制約を受けることが考えられます。
 - ・金利の上昇局面においては、他の、より利回りの高い債券等との比較でリートに対する投資価値が相対的に低下し、価格が下落することも想定されます。
- ロ. リートの価格や配当は、リーートの収益や財務内容の変動の影響を受けます。
- ・リーートの収益は、所有する不動産から得られる賃料収入がその大半を占めます。したがって、賃料水準や入居率の低下等により賃料収入が減少した場合には、リーートの収益が悪化し、価格や配当が下落することが考えられます。
 - ・リーートの資産価値は、所有する不動産の評価等により変動します。市況の悪化、不動産の老朽化等によってリーートの資産価値が低下した場合には、価格が下落することがあります。なお、実物資産である不動産には、人的災害、自然災害等に伴って大きな損害が発生する可能性もあり、このような場合、リーートの価格が大幅に下落することも想定されます。
 - ・リートでは、投資資金を調達するために金融機関等から借入れを行なうことがあります。したがって、金利上昇局面において金利負担等が増加し、収益の悪化要因となることが考えられます。
 - ・法人形態のリートでは、経営陣の運営如何によっては収益や財務内容が著しく悪化する可能性があります。リートが倒産等に陥り、投資資金が回収できなくなることもあります。
- ハ. リートに関する法制度（税制、会計制度等）が変更となった場合、リーートの価格や配当に影響を与えることが想定されます。
- ・その他、不動産を取巻く規制（建築規制、環境規制等）に変更があった場合も、リーートの価格や配当に影響を受けることが考えられます。
 - ・金融商品取引所が定める基準に抵触する等の理由から、リートが上場廃止になることもあります。
- ニ. 組入リーートの市場価格が下落した場合、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

④ 外国証券への投資に伴うリスク

イ. 為替リスク

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

当ファンドにおいては、保有実質外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。そのため、外貨建資産を実質的に組入れた部分は、為替レートの変動の影響を直接受けます。

ロ. カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。

⑤ その他

- イ. 解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入証券を売却しなければならないことがあります。その際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

ロ. ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります（信用リスク）。この場合、基準価額が下落する要因となります。

(2)換金性等が制限される場合

通常と異なる状況において、ご換金に制限を設けることがあります。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、ご換金の申込みの受付けを中止することがあります。ご換金の申込みの受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日のご換金の申込みを撤回できます。ただし、受益者がそのご換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご換金の申込みを受付けたものとして取扱います。

(3)その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

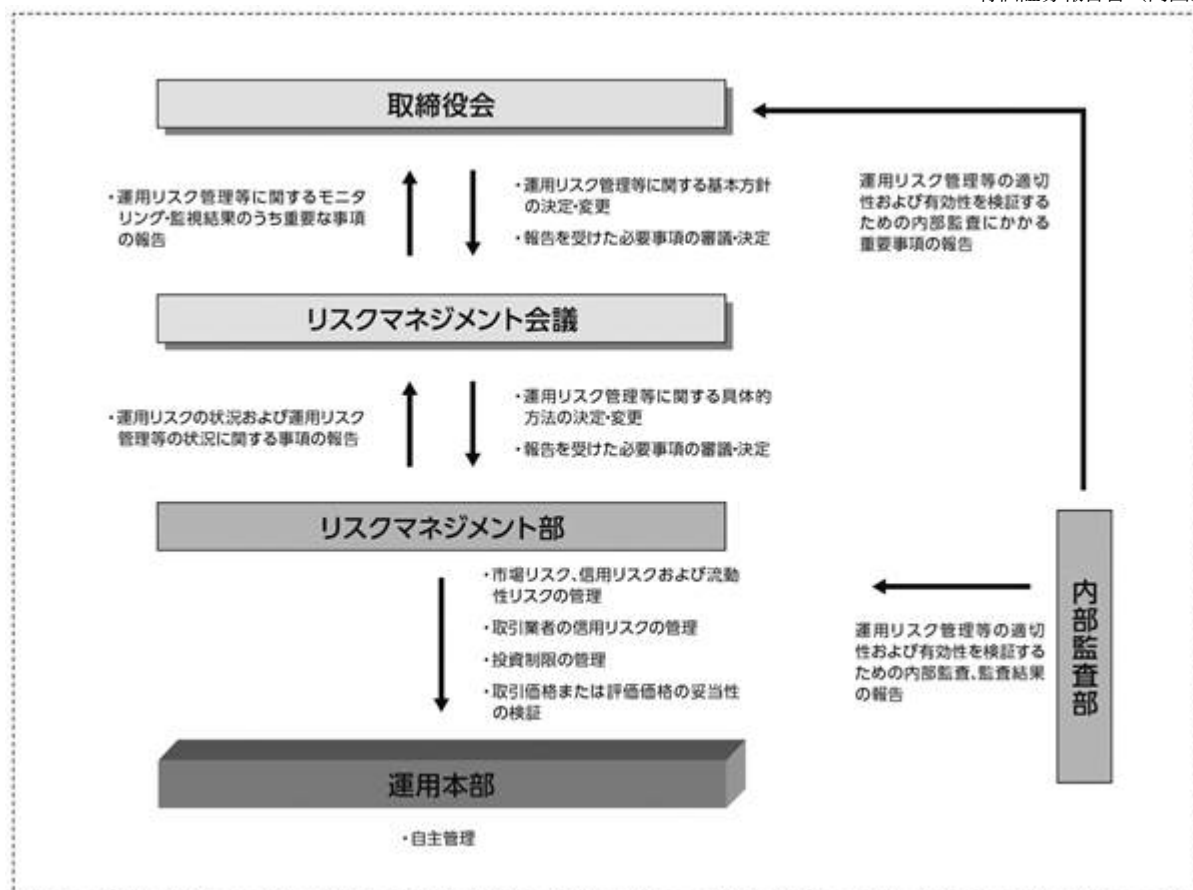
※ 流動性リスクに関する事項

- ・ 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要性が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

(4)リスク管理体制

運用リスク管理体制（※）は、以下のとおりとなっています。



※ 流動性リスクに対する管理体制

- 委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。
- 取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

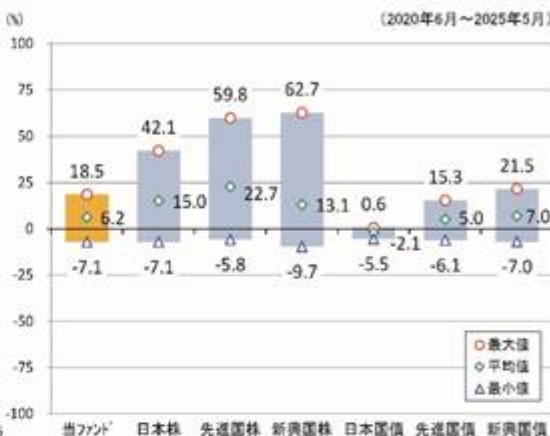
参 考 情 報

- 下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。右のグラフは過去5年間に於ける年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。また左のグラフはファンドの過去5年間に於ける年間騰落率の推移を表示しています。

ファンドの年間騰落率と分配金再投資基準価額の推移



他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



※各資産クラスは、ファンドの投資対象を表しているものではありません。

※ファンドの年間騰落率は、分配金（税引前）を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※ファンドの年間騰落率において、過去5年間分のデータが算出できない場合は以下のルールで表示しています。

- ①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
- ②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。
- ③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示します。

※資産クラスについて

日本株：配当込みTOPIX
 先進国株：MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円ベース）
 新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
 日本国債：NOMURA-BPI国債
 先進国債：FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
 新興国債：JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイド（円ベース）

※指数について

●配当込みTOPIXの指数値および同指数にかかる標準または商標は、株式会社 J P X 総研または株式会社 J P X 総研の関連会社（以下「J P X」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標準または商標に関するすべての権利は J P X が有します。J P X は、同指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。●MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.（「MSCI」）が開発した指数です。本ファンドは、MSCIによって保証、推奨、または宣伝されるものではなく、MSCIは本ファンドまたは本ファンドが基づいているインデックスに関していかなる責任も負いません。免責事項全文についてはこちらをご覧ください。[<https://www.daiwa-am.co.jp/specialreport/globalmarket/notice.html>] ●NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。NOMURA-BPI国債の知的財産権とその他一切の権利は同社に帰属しています。また、同社は当該指数の正確性、完全性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。●FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。●JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイドは、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2016, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

販売会社におけるお買付時の申込手数料の料率の上限は、2.2%（税抜2.0%）となっています。

具体的な手数料の料率等については、販売会社にお問合わせ下さい。

申込手数料には、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）が課されます。

「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

申込手数料は、お買付時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

(2) 【換金（解約）手数料】

- ① 換金手数料
ありません。
- ② 信託財産留保額
ありません。

(3) 【信託報酬等】

- ① 信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.4025%（税抜1.275%）を乗じて得た額とします。信託報酬は、毎日計上され日々の基準価額に反映されます。信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。
- ② 信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。
- ③ 信託報酬にかかる委託会社、販売会社、受託会社への配分については、次のとおりです。

	委託会社	販売会社 （各販売会社の 取扱純資産総額 に応じて）	受託会社
100億円以下の部分	年率1.275%（税抜）から 販売会社、受託会社分を除 いた額	年率0.65% （税抜）	年率0.05% （税抜）
100億円超 200億円以下の部分		年率0.70% （税抜）	
200億円超 500億円以下の部分		年率0.75% （税抜）	
500億円超 1,000億円以下の部分		年率0.80% （税抜）	
1,000億円超の部分		年率0.85% （税抜）	

※上記の信託報酬の配分には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

- ④ 前③の販売会社への配分は、販売会社の行なう業務に対する代行手数料であり、委託会社が一旦信託財産から収受した後、販売会社に支払われます。
- ⑤ 委託会社は、「ダイワ・グローバルREIT・マザーファンド」、「ダイワ北米好配当株マザーファンド」、「ダイワ欧州好配当株マザーファンド」の投資顧問会社が受ける報酬を、次のとおり支払うものとします。

イ. ダイワ・グローバルREIT・マザーファンド

同マザーファンドの日々の純資産総額に年率0.57%以内の率を乗じて得た額とします。報酬の支払いは、毎年3月15日および9月15日または信託終了のときに行なうものとします。

ロ. ダイワ北米好配当株マザーファンド、ダイワ欧州好配当株マザーファンド

各マザーファンドの日々の純資産総額にそれぞれ年率0.5%を乗じて得た額とします。報酬の支払いは、毎年3月15日および9月15日または信託終了のときに行なうものとします。

信託報酬を対価とする役務の内容は、配分先に応じて、それぞれ以下のとおりです。

委託会社：ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告書の作成等の対価

販売会社：運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価

受託会社：運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

(4) 【その他の手数料等】

- ① 信託財産において資金借入れを行なった場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。
- ② 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用（台湾株式等への投資にかかる会計事務所等への支払金等を含むものとします。）、受託会社の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ③ 信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。
- ④ 信託財産で有価証券の売買を行なう際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料にかかる消費税等に相当する金額、信託財産に属する資産を外国で保管する場合の費用は、信託財産中より支弁します。

（※）「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。また、上場不動産投資信託は市場価格により取引されており、費用を表示することができません。

<マザーファンドより支弁する手数料等>

各マザーファンドの投資対象等に応じて、信託財産に関する租税、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を支弁します。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取扱われます。

① 個人の投資者に対する課税

イ. 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として課税され、20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行なわれ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。ただし、2037年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）となります。

ロ. 解約金および償還金に対する課税

一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益）については、譲渡所得とみなされ、20%（所得税15%および地方税5%）の税率により、申告分離課税が適用されます。ただし、2037年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）となります。

ハ. 損益通算について

一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等（特定公社債、公募公社債投資信託を含みます。）の譲渡益および償還差益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得および利子所得との損益通算も可能となります。また、翌年以後3年間、上場株式等の譲渡益・償還差益および配当等・利子から繰越控除することができます。一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損および償還差損との相殺が可能となります。

なお、特定口座にかかる課税上の取扱いにつきましては、販売会社にお問合わせ下さい。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」について

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISAの適用対象となります。

当ファンドは、NISAの対象ではありません。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。

② 法人の投資者に対する課税

法人の投資者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として課税され、15%（所得税15%）の税率で源泉徴収（※）され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）には課税されません。ただし、2037年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）となります。なお、益金不算入制度の適用はありません。

※源泉徴収された税金は法人税額から控除されます。

<注1>個別元本について

- ① 投資者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該投資者の元本（個別元本）にあたります。
- ② 投資者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該投資者が追加信託を行なうつど当該投資者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ③ 投資者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。
- ④ 個別元本について、詳しくは販売会社にお問合せ下さい。

<注2>収益分配金の課税について

- ① 追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（投資者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。
- ② 投資者が収益分配金を受取る際、イ. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本と同額の場合または当該投資者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本を下回ってい

る場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

（※）外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

（※）上記は、2025年5月末日現在のもので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

（※）課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】（2025年5月30日現在）

投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券		1,529,089,972	99.12
	内 日本	1,529,089,972	99.12
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		13,527,521	0.88
純資産総額		1,542,617,493	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2)【投資資産】（2025年5月30日現在）

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	ダイワ・外債ソブリン・マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	502,396,948	2.1239 1,067,040,878	2.1270 1,068,598,308	69.27
2	ダイワ好配当日本株マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	25,220,553	5.9722 150,622,187	6.2832 158,465,778	10.27
3	ダイワJ-REITアクティブ・マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	21,156,056	3.5464 75,027,836	3.5873 75,893,119	4.92
4	ダイワ・グローバルREIT・マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	16,576,393	4.4795 74,253,952	4.5627 75,633,108	4.90
5	ダイワ欧州好配当株マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	14,764,022	3.3622 49,641,071	3.4588 51,065,799	3.31
6	ダイワ・アジア・オセアニア好配当株マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	12,051,196	3.9926 48,115,605	4.2035 50,657,202	3.28

7	ダイワ北米好配当株マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	7,246,354	6.5300 47,319,167	6.7312 48,776,658	3.16
---	------------------	----	-----------	-----------	----------------------	----------------------	------

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
親投資信託受益証券	99.12%
合計	99.12%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第17特定期間末 (2015年11月9日)	4,083,772,554	4,102,287,781	0.9925	0.9970
第18特定期間末 (2016年5月9日)	3,536,950,209	3,554,557,201	0.9040	0.9085
第19特定期間末 (2016年11月8日)	3,158,926,906	3,175,478,409	0.8588	0.8633
第20特定期間末 (2017年5月8日)	3,188,896,789	3,204,615,832	0.9129	0.9174
第21特定期間末 (2017年11月8日)	3,086,353,661	3,100,873,144	0.9565	0.9610
第22特定期間末 (2018年5月8日)	2,750,661,830	2,764,329,390	0.9056	0.9101
第23特定期間末 (2018年11月8日)	2,568,327,844	2,581,250,207	0.8944	0.8989

第24特定期間末 (2019年5月8日)	2,364,512,853	2,376,629,850	0.8781	0.8826
第25特定期間末 (2019年11月8日)	2,269,113,027	2,280,511,298	0.8958	0.9003
第26特定期間末 (2020年5月8日)	1,989,214,455	2,000,025,154	0.8280	0.8325
第27特定期間末 (2020年11月9日)	2,018,179,556	2,025,060,036	0.8800	0.8830
第28特定期間末 (2021年5月10日)	2,060,620,419	2,067,026,536	0.9650	0.9680
第29特定期間末 (2021年11月8日)	1,948,292,610	1,954,288,962	0.9747	0.9777
第30特定期間末 (2022年5月9日)	1,817,901,938	1,823,729,092	0.9359	0.9389
第31特定期間末 (2022年11月8日)	1,754,420,492	1,760,072,884	0.9312	0.9342
第32特定期間末 (2023年5月8日)	1,725,797,758	1,731,333,936	0.9352	0.9382
第33特定期間末 (2023年11月8日)	1,725,360,331	1,730,649,397	0.9786	0.9816
第34特定期間末 (2024年5月8日)	1,724,090,818	1,765,291,087	1.0462	1.0712
2024年5月末日	1,732,372,855	—	1.0555	—
6月末日	1,785,837,709	—	1.0896	—
7月末日	1,709,093,651	—	1.0514	—
8月末日	1,682,582,915	—	1.0367	—
9月末日	1,677,316,530	—	1.0372	—
10月末日	1,704,650,666	—	1.0622	—
第35特定期間末 (2024年11月8日)	1,657,598,908	1,697,686,808	1.0337	1.0587
11月末日	1,625,353,372	—	1.0183	—
12月末日	1,634,350,877	—	1.0360	—
2025年1月末日	1,592,012,906	—	1.0176	—
2月末日	1,542,047,833	—	0.9987	—
3月末日	1,548,546,993	—	1.0049	—
4月末日	1,521,991,479	—	0.9925	—
第36特定期間末 (2025年5月8日)	1,526,901,371	1,531,494,477	0.9973	1.0003
5月末日	1,542,617,493	—	1.0076	—

② 【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第17特定期間	0.0135
第18特定期間	0.0135
第19特定期間	0.0135
第20特定期間	0.0135
第21特定期間	0.0135
第22特定期間	0.0135
第23特定期間	0.0135
第24特定期間	0.0135
第25特定期間	0.0135
第26特定期間	0.0135
第27特定期間	0.0090
第28特定期間	0.0090
第29特定期間	0.0090
第30特定期間	0.0090
第31特定期間	0.0090
第32特定期間	0.0090
第33特定期間	0.0090
第34特定期間	0.0310
第35特定期間	0.0310
第36特定期間	0.0090

③ 【収益率の推移】

	収益率(%)
第17特定期間	△2.8
第18特定期間	△7.6
第19特定期間	△3.5
第20特定期間	7.9
第21特定期間	6.3
第22特定期間	△3.9
第23特定期間	0.3
第24特定期間	△0.3
第25特定期間	3.6
第26特定期間	△6.1
第27特定期間	7.4
第28特定期間	10.7

第29特定期間	1.9
第30特定期間	△3.1
第31特定期間	0.5
第32特定期間	1.4
第33特定期間	5.6
第34特定期間	10.1
第35特定期間	1.8
第36特定期間	△2.7

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量 (口)	解約数量 (口)
第17特定期間	40,042,104	411,815,026
第18特定期間	21,729,050	223,559,115
第19特定期間	17,803,625	252,356,607
第20特定期間	20,579,254	205,570,442
第21特定期間	30,847,029	297,415,976
第22特定期間	39,161,512	228,477,630
第23特定期間	16,617,165	182,216,569
第24特定期間	21,371,056	200,341,184
第25特定期間	17,760,272	177,477,237
第26特定期間	13,452,966	144,024,579
第27特定期間	36,163,579	145,047,794
第28特定期間	12,761,643	170,882,422
第29特定期間	12,431,210	149,019,689
第30特定期間	13,068,263	69,467,637
第31特定期間	12,375,713	70,629,499
第32特定期間	15,267,748	54,005,808
第33特定期間	27,010,172	109,380,808
第34特定期間	14,059,586	129,071,053
第35特定期間	15,878,544	60,373,304
第36特定期間	14,252,006	86,732,618

(参考) マザーファンド

ダイワ・外債ソブリン・マザーファンド

(1) 投資状況（2025年5月30日現在）

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
---------	-------	---------

国債証券		11,959,466,196	81.74
	内 ユーロ	3,009,103,635	20.57
	内 ノルウェー	233,708,996	1.60
	内 スウェーデン	122,313,231	0.84
	内 デンマーク	589,321,655	4.03
	内 イギリス	1,856,390,529	12.69
	内 ポーランド	560,705,395	3.83
	内 チェコ	298,318,296	2.04
	内 カナダ	548,447,609	3.75
	内 アメリカ	3,358,503,250	22.96
	内 オーストラリア	1,382,653,600	9.45
特殊債券		1,953,125,191	13.35
	内 ユーロ	581,878,193	3.98
	内 カナダ	634,679,407	4.34
	内 オーストラリア	736,567,591	5.03
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		717,801,250	4.91
純資産総額		14,630,392,637	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

（2）投資資産（2025年5月30日現在）

① 投資有価証券の主要銘柄

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
1	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	14,100,400	84.21 1,708,467,021	84.51 1,714,492,036	0.875000 2030/11/15	11.72
2	SPANISH GOVERNMENT BOND	ユーロ	国債証券	7,136,000	97.83 1,141,941,526	98.20 1,146,271,970	1.400000 2028/04/30	7.83
3	AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND	オーストラ リア	国債証券	11,500,000	102.49 1,091,212,223	102.54 1,091,776,498	4.500000 2033/04/21	7.46
4	SPANISH GOVERNMENT BOND	ユーロ	国債証券	7,400,000	85.24 1,031,845,032	87.57 1,059,999,355	2.900000 2046/10/31	7.25
5	UNITED KINGDOM GILT	イギリス	国債証券	3,650,000	96.91 686,644,175	97.45 690,526,964	4.250000 2034/07/31	4.72
6	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	7,686,000	61.22 677,049,929	59.97 663,183,387	1.125000 2040/08/15	4.53

7	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND	アメリカ	国債証券	4,900,000	94.19 664,025,798	93.86 661,741,718	3.375000 2033/05/15	4.52
8	EUROPEAN INVESTMENT BANK	ユーロ	特殊債券	3,500,000	101.19 579,313,415	101.63 581,878,193	2.750000 2030/07/30	3.98
9	United Kingdom Gilt	イギリス	国債証券	3,095,700	78.45 471,447,317	79.13 475,575,756	0.250000 2031/07/31	3.25
10	DANISH GOVERNMENT BOND	デンマーク	国債証券	20,200,000	100.04 442,965,541	100.08 443,142,655	1.750000 2025/11/15	3.03
11	INTL. FIN. CORP.	オーストラ リア	特殊債券	5,600,000	84.40 437,580,480	84.76 439,472,816	1.250000 2031/02/06	3.00
12	Poland Government Bond	ポーランド	国債証券	10,000,000	94.81 365,622,064	94.86 365,791,728	2.750000 2028/04/25	2.50
13	Belgium Government Bond	ユーロ	国債証券	1,950,000	100.31 319,953,470	101.89 325,005,820	3.750000 2045/06/22	2.22
14	CANADA HOUSING TRUST	カナダ	特殊債券	3,000,000	101.84 318,022,013	101.68 317,516,136	3.650000 2033/06/15	2.17
15	CANADA HOUSING TRUST	カナダ	特殊債券	3,000,000	101.49 316,941,559	101.56 317,163,270	3.550000 2032/09/15	2.17
16	SPANISH GOVERNMENT BOND	ユーロ	国債証券	2,600,000	69.95 297,501,770	72.05 306,432,692	1.200000 2040/10/31	2.09
17	AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND	オーストラ リア	国債証券	6,000,000	52.07 289,266,210	52.36 290,877,102	1.750000 2051/06/21	1.99
18	NORWEGIAN GOVERNMENT BOND	ノルウェー	国債証券	17,000,000	96.65 233,334,826	96.81 233,708,996	1.750000 2027/02/17	1.60
19	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND	アメリカ	国債証券	2,600,000	61.66 230,661,591	59.50 222,593,074	2.250000 2052/02/15	1.52
20	AFRICAN DEVELOPMENT BK.	オーストラ リア	特殊債券	2,500,000	95.96 222,120,250	96.09 222,404,934	1.100000 2026/12/16	1.52
21	CANADIAN GOVERNMENT BOND	カナダ	国債証券	2,200,000	88.78 203,320,454	88.20 201,987,685	2.750000 2048/12/01	1.38
22	Czech Republic Government Bond	チェコ	国債証券	30,000,000	97.28 191,454,912	97.58 192,047,280	1.000000 2026/06/26	1.31
23	United Kingdom Gilt	イギリス	国債証券	1,000,000	92.74 180,036,594	93.00 180,543,247	1.625000 2028/10/22	1.23
24	Poland Government Bond	ポーランド	国債証券	5,500,000	82.43 174,832,389	82.94 175,903,393	1.250000 2030/10/25	1.20
25	United Kingdom Gilt	イギリス	国債証券	1,000,000	84.85 164,716,643	86.20 167,331,440	4.250000 2046/12/07	1.14
26	CANADIAN GOVERNMENT BOND	カナダ	国債証券	1,500,000	101.44 158,384,905	101.01 157,716,647	3.500000 2045/12/01	1.08

27	United Kingdom Gilt	イギリス	国債証券	1,800,000	41.83 146,188,666	42.82 149,637,402	1.250000 2051/07/31	1.02
28	DANISH GOVERNMENT BOND	デンマーク	国債証券	5,500,000	121.74 146,770,949	121.25 146,179,000	4.500000 2039/11/15	1.00
29	SWEDISH GOVERNMENT BOND	スウェーデン	国債証券	8,230,000	98.80 122,375,162	98.75 122,313,231	1.000000 2026/11/12	0.84
30	CZECH REPUBLIC GOVERNMENT BOND	チェコ	国債証券	15,000,000	108.38 106,650,840	107.99 106,271,016	5.750000 2029/03/29	0.73

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
国債証券	81.74%
特殊債券	13.35%
合計	95.09%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

ダイワ・グローバルREIT・マザーファンド

(1) 投資状況（2025年5月30日現在）

投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
投資証券		91,923,289,236	98.33
	内 ガーンジー	384,030,259	0.41
	内 香港	2,461,387,015	2.63
	内 シンガポール	6,131,147,532	6.56
	内 イギリス	9,012,191,317	9.64
	内 ベルギー	2,863,175,183	3.06

内 フランス	5,622,900,987	6.01
内 スペイン	1,042,842,171	1.12
内 カナダ	1,128,945,544	1.21
内 アメリカ	46,020,563,466	49.23
内 オーストラリア	16,631,461,286	17.79
内 ニュージーランド	624,644,476	0.67
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	1,561,372,479	1.67
純資産総額	93,484,661,715	100.00

その他の資産の投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
為替予約取引（買建）	39,746,748	0.04
内 日本	39,746,748	0.04
為替予約取引（売建）	39,746,835	△0.04
内 日本	39,746,835	△0.04

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

（注3）為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(2) 投資資産（2025年5月30日現在）

① 投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	GOODMAN GROUP	オーストラリア	投資証券	2,336,989	2,853.50 6,668,739,748	3,009.77 7,033,812,937	7.52
2	WELLTOWER INC	アメリカ	投資証券	250,640	21,237.80 5,323,073,603	22,022.18 5,519,639,421	5.90
3	DIGITAL REALTY TRUST INC	アメリカ	投資証券	160,448	21,425.98 3,437,756,235	24,783.04 3,976,390,197	4.25
4	PROLOGIS INC	アメリカ	投資証券	221,510	15,772.46 3,493,788,521	15,714.92 3,481,011,951	3.72
5	INVITATION HOMES INC	アメリカ	投資証券	563,765	4,825.83 2,720,672,252	4,819.64 2,717,147,163	2.91
6	STOCKLAND	オーストラリア	投資証券	4,885,659	456.97 2,233,084,456	512.89 2,505,821,279	2.68
7	LINK REIT	香港	投資証券	3,257,492	674.14 2,196,028,329	755.60 2,461,387,015	2.63

8	KLEPIERRE	フランス	投資証券	433,449	4,929.01 2,136,499,691	5,626.80 2,438,934,301	2.61
9	EXTRA SPACE STORAGE INC	アメリカ	投資証券	108,657	20,859.71 2,266,553,651	21,697.03 2,357,534,699	2.52
10	CAPITALAND INTEGRATED COMMER	シンガポ ール	投資証券	9,634,400	237.69 2,290,449,781	232.44 2,239,419,936	2.40
11	SCENTRE GROUP	オーストラ リア	投資証券	6,432,157	307.92 1,981,104,706	340.69 2,191,399,870	2.34
12	EQUINIX INC	アメリカ	投資証券	16,928	120,517.02 2,040,112,142	127,674.55 2,161,274,852	2.31
13	SUN COMMUNITIES INC	アメリカ	投資証券	117,835	18,387.88 2,166,742,871	17,611.12 2,075,207,115	2.22
14	UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	フランス	投資証券	150,254	11,775.89 1,769,398,573	13,713.70 2,060,539,602	2.20
15	LONDONMETRIC PROPERTY PLC	イギリス	投資証券	4,919,371	347.66 1,710,312,404	387.26 1,905,121,855	2.04
16	SIMON PROPERTY GROUP INC	アメリカ	投資証券	73,639	23,193.28 1,707,930,145	23,483.90 1,729,330,919	1.85
17	PUBLIC STORAGE	アメリカ	投資証券	37,862	42,873.54 1,623,284,189	44,027.09 1,666,953,962	1.78
18	CROWN CASTLE INTL CORP	アメリカ	投資証券	112,968	14,826.23 1,674,899,170	14,437.35 1,630,959,063	1.74
19	TRITAX BIG BOX REIT PLC	イギリス	投資証券	5,689,388	274.09 1,559,446,689	285.16 1,622,398,853	1.74
20	AEDIFICA	ベルギー	投資証券	147,653	10,132.50 1,496,114,197	10,967.36 1,619,364,861	1.73
21	MIRVAC GROUP	オーストラ リア	投資証券	7,591,472	192.56 1,461,862,434	212.93 1,616,482,499	1.73
22	CHARTER HALL GROUP	オーストラ リア	投資証券	956,803	1,511.83 1,446,524,819	1,684.95 1,612,170,956	1.72
23	IRON MOUNTAIN INC	アメリカ	投資証券	112,208	12,465.04 1,398,686,814	14,070.48 1,578,821,093	1.69
24	LAND SECURITIES GROUP PLC	イギリス	投資証券	1,270,145	1,087.07 1,380,739,065	1,222.95 1,553,331,449	1.66
25	HOST HOTELS & RESORTS INC	アメリカ	投資証券	686,945	2,141.50 1,471,190,079	2,227.10 1,529,900,430	1.64
26	KIMCO REALTY CORP	アメリカ	投資証券	492,042	2,951.06 1,452,106,949	3,071.62 1,511,368,262	1.62
27	PARKWAYLIFE REAL ESTATE	シンガポ ール	投資証券	3,202,167	453.70 1,452,839,179	448.11 1,434,947,071	1.53

28	UDR INC	アメリカ	投資証券	219,602	6,229.57 1,368,026,251	5,944.70 1,305,469,854	1.40
29	SEGRO PLC	イギリス	投資証券	924,191	1,353.01 1,250,445,580	1,360.78 1,257,621,738	1.35
30	REALTY INCOME CORP	アメリカ	投資証券	146,782	8,140.59 1,194,896,950	8,108.51 1,190,183,785	1.27

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
投資証券	98.33%
合計	98.33%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

(単位：円)

種類	地域	資産名	買建/ 売建	数量	簿価	時価	投資 比率
為替予約取引	日本	米ドル買/円売 2025年6月	買建	276,363	39,753,380	39,746,748	0.04%
		シンガポール・ドル売/ 円買 2025年6月	売建	355,735	39,753,380	39,746,835	△0.04%

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(注3) 為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

ダイワＪ－ＲＥＩＴアクティブ・マザーファンド

(1) 投資状況（2025年5月30日現在）

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
---------	-------	---------

投資証券		182,753,691,800	97.40
	内 日本	182,753,691,800	97.40
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		4,869,489,787	2.60
純資産総額		187,623,181,587	100.00

その他の資産の投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
不動産投信指数先物取引（買建）		2,829,573,000	1.51
	内 日本	2,829,573,000	1.51

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

（注3）不動産投信指数先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

(2) 投資資産（2025年5月30日現在）

① 投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	日本ビルファンド	日本	投資証券	98,936	134,944.94 13,350,912,888	131,600.00 13,019,977,600	6.94
2	野村不動産マスターF	日本	投資証券	81,296	145,364.77 11,817,574,436	144,700.00 11,763,531,200	6.27
3	GLP投資法人	日本	投資証券	90,836	128,000.00 11,627,008,000	127,100.00 11,545,255,600	6.15
4	日本都市ファンド投資法人	日本	投資証券	115,138	98,096.86 11,294,676,400	98,600.00 11,352,606,800	6.05
5	KDX不動産投資法人	日本	投資証券	70,133	150,436.91 10,550,591,857	151,700.00 10,639,176,100	5.67
6	ジャパンリアルエステイト	日本	投資証券	90,542	114,874.69 10,400,984,284	117,000.00 10,593,414,000	5.65
7	日本プロロジスリート	日本	投資証券	129,556	80,097.14 10,377,066,156	77,000.00 9,975,812,000	5.32
8	インヴィンシブル投資法人	日本	投資証券	127,105	60,017.18 7,628,484,213	61,300.00 7,791,536,500	4.15
9	大和ハウスリート投資法人	日本	投資証券	31,569	243,066.32 7,673,360,722	239,900.00 7,573,403,100	4.04

10	ジャパン・ホテル・リート投資法人	日本	投資証券	88,256	73,000.00 6,442,688,000	74,700.00 6,592,723,200	3.51
11	日本アコモデーションファンド投資法人	日本	投資証券	51,620	118,395.05 6,111,552,592	114,900.00 5,931,138,000	3.16
12	日本プライムリアルティ	日本	投資証券	15,259	359,500.00 5,485,610,500	359,500.00 5,485,610,500	2.92
13	オリックス不動産投資	日本	投資証券	29,004	180,200.00 5,226,520,800	179,000.00 5,191,716,000	2.77
14	コンフォリア・レジデンシャル	日本	投資証券	17,312	284,800.00 4,930,457,600	283,500.00 4,907,952,000	2.62
15	API投資法人	日本	投資証券	38,712	118,166.66 4,574,468,000	115,100.00 4,455,751,200	2.37
16	アドバンス・レジデンス	日本	投資証券	28,378	150,900.00 4,282,240,200	148,100.00 4,202,781,800	2.24
17	三菱地所物流REIT	日本	投資証券	34,856	119,200.00 4,154,835,200	116,900.00 4,074,666,400	2.17
18	ラサールロジポート投資	日本	投資証券	28,902	138,842.11 4,012,814,699	134,300.00 3,881,538,600	2.07
19	フロンティア不動産投資	日本	投資証券	47,024	81,900.00 3,851,265,600	82,400.00 3,874,777,600	2.07
20	産業ファンド	日本	投資証券	23,646	117,791.30 2,785,293,134	118,000.00 2,790,228,000	1.49
21	ユナイテッド・アーバン投資法人	日本	投資証券	18,082	154,600.00 2,795,477,200	151,200.00 2,733,998,400	1.46
22	日本リート投資法人	日本	投資証券	31,050	86,600.00 2,688,930,000	86,700.00 2,692,035,000	1.43
23	三井不ロジパーク	日本	投資証券	25,789	103,247.60 2,662,652,522	101,600.00 2,620,162,400	1.40
24	ヒューリックリート投資法	日本	投資証券	16,411	150,000.00 2,461,650,000	151,300.00 2,482,984,300	1.32
25	ジャパンエクセレント投資法人	日本	投資証券	18,581	131,647.41 2,446,140,549	130,800.00 2,430,394,800	1.30
26	大和証券リビング投資法人	日本	投資証券	25,811	92,300.00 2,382,355,300	94,100.00 2,428,815,100	1.29
27	森トラストリート投資法人	日本	投資証券	35,362	64,998.78 2,298,486,859	66,300.00 2,344,500,600	1.25
28	日本ロジスティクスファンド投資法人	日本	投資証券	25,251	94,400.00 2,383,694,400	91,600.00 2,312,991,600	1.23
29	スターアジア不動産投	日本	投資証券	39,538	55,300.00 2,186,451,400	56,300.00 2,225,989,400	1.19

30	大和証券オフィス投資法人	日本	投資証券	7,170	307,000.00 2,201,190,000	301,500.00 2,161,755,000	1.15
----	--------------	----	------	-------	-----------------------------	-----------------------------	------

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
投資証券	97.40%
合計	97.40%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

(単位：円)

種類	地域	資産名	買建/ 売建	数量	簿価	時価	投資 比率
不動産投信指数先物取引	日本	TREIT 先物 0706月	買建	1,629	2,839,347,000	2,829,573,000	1.51%

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 不動産投信指数先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

ダイワ北米好配当株マザーファンド

(1) 投資状況（2025年5月30日現在）

投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
株式		5,493,689,954	73.58
	内 カナダ	111,837,845	1.50
	内 アメリカ	5,381,852,109	72.08
ハイブリッド優先証券		1,501,598,325	20.11
	内 アメリカ	1,501,598,325	20.11

投資証券		60,477,882	0.81
	内 アメリカ	60,477,882	0.81
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		410,995,215	5.50
純資産総額		7,466,761,376	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

（2）投資資産（2025年5月30日現在）

① 投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	業種	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	NVIDIA CORP	アメリカ	株式	情報技術	18,000	15,927.84 286,701,259	20,025.26 360,454,775	4.83
2	MICROSOFT CORP	アメリカ	株式	情報技術	5,200	56,682.62 294,750,044	65,990.29 343,149,516	4.60
3	APPLE INC	アメリカ	株式	情報技術	11,000	29,136.55 320,502,076	28,766.80 316,434,872	4.24
4	ALPHABET INC-CL A	アメリカ	株式	コミュニケーション・サービス	11,200	22,885.40 256,316,490	24,725.49 276,925,580	3.71
5	META PLATFORMS INC CLASS A	アメリカ	株式	コミュニケーション・サービス	2,300	76,464.02 175,867,263	92,803.34 213,447,690	2.86
6	AMAZON.COM INC	アメリカ	株式	一般消費財・サービス	6,400	26,923.40 172,310,294	29,594.05 189,401,978	2.54
7	BROADCOM INC	アメリカ	株式	情報技術	3,500	25,660.65 89,812,286	34,812.22 121,842,784	1.63
8	JPMORGAN CHASE & CO	アメリカ	株式	金融	3,100	33,769.16 104,684,416	38,034.91 117,908,227	1.58
9	TESLA INC	アメリカ	株式	一般消費財・サービス	2,000	41,416.86 82,833,800	51,567.32 103,134,648	1.38
10	JOHNSON & JOHNSON	アメリカ	株式	ヘルスケア	4,000	22,254.38 89,018,081	22,095.55 88,382,218	1.18

11	VISA INC-CLASS A SHARES	アメリカ	株式	金融	1,600	48,222.34 77,155,755	52,138.48 83,421,581	1.12
12	HOME DEPOT INC	アメリカ	株式	一般消費 財・サービ ス	1,300	51,805.42 67,347,196	52,985.88 68,881,647	0.92
13	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	アメリカ	株式	金融	900	76,003.21 68,402,891	72,824.11 65,541,705	0.88
14	COSTCO WHOLESALE CORP	アメリカ	株式	生活必需 品	450	140,894.76 63,402,646	145,127.42 65,307,341	0.87
15	NETFLIX INC	アメリカ	株式	コミュニ ケーショ ン・サービ ス	380	133,983.25 50,913,636	170,465.80 64,777,007	0.87
16	MORGAN STANLEY	アメリカ	株式	金融	3,400	15,697.65 53,372,029	18,438.37 62,690,489	0.84
17	CISCO SYSTEMS INC	アメリカ	株式	情報技術	6,900	8,259.57 56,991,079	9,071.00 62,589,924	0.84
18	MORGAN STANLEY 6.625	アメリカ	ハイブリッ ド優先証 券	—	15,514	3,614.01 56,067,819	3,642.78 56,514,219	0.76
19	ELI LILLY & CO	アメリカ	株式	ヘルスケア	540	108,528.33 58,605,301	103,956.14 56,136,319	0.75
20	NEXTERA ENERGY CAPITAL HOLDINGS IN 6.5	アメリカ	ハイブリッ ド優先証 券	—	15,174	3,595.31 54,555,254	3,603.94 54,686,239	0.73
21	INTL BUSINESS MACHINES CORP	アメリカ	株式	情報技術	1,460	34,393.56 50,214,601	37,217.73 54,337,886	0.73
22	SALESFORCE.COM INC	アメリカ	株式	情報技術	1,400	37,976.64 53,167,371	38,401.78 53,762,493	0.72
23	ADOBE INC	アメリカ	株式	情報技術	900	51,462.29 46,316,194	59,470.10 53,523,093	0.72
24	METLIFE INC 4.75 F	アメリカ	ハイブリッ ド優先証 券	—	18,913	2,788.20 52,733,238	2,822.72 53,386,281	0.71
25	PROCTER & GAMBLE CO/THE	アメリカ	株式	生活必需 品	2,000	24,143.97 48,288,038	24,250.72 48,501,454	0.65
26	EXXON MOBIL CORP	アメリカ	株式	エネル ギー	3,200	14,874.71 47,599,102	14,774.01 47,276,833	0.63

27	ATHENE HOLDING LTD 6.375 C	アメリカ	ハイブリッド優先証券	—	12,915	3,583.80 46,284,799	3,630.83 46,892,205	0.63
28	CHEVRON CORP	アメリカ	株式	エネルギー	2,300	19,529.92 44,919,091	19,841.11 45,634,557	0.61
29	CATERPILLAR INC	アメリカ	株式	資本財・サービス	900	44,300.73 39,870,666	50,612.02 45,550,825	0.61
30	ABBVIE INC	アメリカ	株式	ヘルスケア	1,700	25,767.11 43,804,099	26,705.14 45,398,754	0.61

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
株式	73.58%
ハイブリッド優先証券	20.11%
投資証券	0.81%
合計	94.50%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

業種	投資比率
エネルギー	2.50%
素材	1.67%
資本財・サービス	6.16%
一般消費財・サービス	8.67%
生活必需品	3.97%
ヘルスケア	6.43%
金融	10.59%
情報技術	23.12%
コミュニケーション・サービス	8.85%
公益事業	1.63%
合計	73.58%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

ダイワ欧州好配当株マザーファンド

(1) 投資状況（2025年5月30日現在）

投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
株式		1,939,404,357	92.89
	内 デンマーク	35,877,981	1.72
	内 イギリス	451,323,525	21.62
	内 アイルランド	11,735,232	0.56
	内 オランダ	103,467,263	4.96
	内 フランス	488,664,503	23.40
	内 ドイツ	381,783,777	18.29
	内 スイス	298,478,403	14.30
	内 スペイン	15,030,464	0.72
	内 イタリア	153,043,209	7.33
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		148,474,683	7.11
純資産総額		2,087,879,040	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 投資資産（2025年5月30日現在）

① 投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	業種	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	SIEMENS AG-REG	ドイツ	株式	資本財・ サービス	3,071	30,374.94 93,281,468	34,774.98 106,793,970	5.11
2	NESTLE SA-REG	スイス	株式	生活必需 品	6,118	15,058.75 92,129,433	15,314.25 93,692,582	4.49
3	SCHNEIDER ELECTRIC SE	フランス	株式	資本財・ サービス	2,301	32,898.83 75,700,217	36,377.96 83,705,704	4.01
4	DEUTSCHE TELEKOM AG-REG	ドイツ	株式	コミュニ ケーション・ サービス	15,388	5,145.91 79,185,297	5,409.25 83,237,691	3.99
5	NOVARTIS AG-REG	スイス	株式	ヘルスケア	4,813	15,529.50 74,743,484	16,227.75 78,104,161	3.74

6	HSBC HOLDINGS PLC	イギリス	株式	金融	44,562	1,496.47 66,685,743	1,691.56 75,379,370	3.61
7	ZURICH INSURANCE GROUP AG	スイス	株式	金融	642	94,500.00 60,669,000	100,905.00 64,781,010	3.10
8	ENEL SPA	イタリア	株式	公益事業	49,171	1,158.07 56,943,735	1,312.81 64,552,318	3.09
9	AXA SA	フランス	株式	金融	9,407	6,232.01 58,624,584	6,781.61 63,794,626	3.06
10	ALLIANZ SE-REG	ドイツ	株式	金融	1,104	55,237.58 60,982,298	56,873.28 62,788,111	3.01
11	GIVAUDAN-REG	スイス	株式	素材	86	655,375.00 56,362,250	719,775.00 61,900,650	2.96
12	SHELL PLC	イギリス	株式	エネルギー	12,894	4,570.55 58,932,741	4,739.43 61,110,337	2.93
13	KONINKLIJKE KPN NV	オランダ	株式	コミュニ ケーション・ サービス	89,223	649.20 57,924,403	677.17 60,420,013	2.89
14	MUENCHENER RUECKVER AG-REG	ドイツ	株式	金融	636	94,936.02 60,379,314	92,253.48 58,673,213	2.81
15	INTESA SANPAOLO	イタリア	株式	金融	73,727	692.39 51,054,000	793.47 58,500,757	2.80
16	ASTRAZENECA PLC	イギリス	株式	ヘルスケア	2,802	20,033.18 56,132,982	20,184.59 56,557,242	2.71
17	UNILEVER PLC	イギリス	株式	生活必需 品	6,016	9,108.11 54,794,392	9,080.93 54,630,897	2.62
18	MICHELIN (CGDE)	フランス	株式	一般消費 財・サービ ス	9,451	4,880.92 46,129,658	5,549.93 52,452,389	2.51
19	NATIONAL GRID PLC	イギリス	株式	公益事業	24,842	2,012.05 49,983,440	2,001.37 49,718,212	2.38
20	TOTALENERGIES SE	フランス	株式	エネルギー	5,604	8,214.48 46,033,976	8,409.13 47,124,785	2.26
21	CAPGEMINI SE	フランス	株式	情報技術	1,919	21,010.56 40,319,277	24,142.93 46,330,287	2.22
22	DANONE	フランス	株式	生活必需 品	3,722	11,773.76 43,821,967	12,303.73 45,794,503	2.19
23	KONINKLIJKE AHOLD DELHAIZE N	オランダ	株式	生活必需 品	7,134	5,536.84 39,499,849	6,034.09 43,047,250	2.06

24	BAYERISCHE MOTOREN WERKE AG	ドイツ	株式	一般消費 財・サービ ス	3,286	11,230.71 36,904,133	12,836.97 42,182,295	2.02
25	SANOFI	フランス	株式	ヘルスケア	2,749	15,028.81 41,314,203	15,043.53 41,354,672	1.98
26	LLOYDS BANKING GROUP PLC	イギリス	株式	金融	275,268	133.36 36,731,235	149.89 41,262,524	1.98
27	COMPAGNIE DE SAINT GOBAIN	フランス	株式	資本財・ サービス	2,497	13,942.70 34,814,939	16,357.00 40,843,429	1.96
28	AVIVA PLC	イギリス	株式	金融	33,880	993.50 33,659,989	1,193.06 40,420,924	1.94
29	BNP PARIBAS	フランス	株式	金融	3,187	11,204.54 35,708,885	12,567.08 40,051,294	1.92
30	GSK	イギリス	株式	ヘルスケア	13,944	2,567.23 35,797,553	2,826.38 39,411,143	1.89

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
株式	92.89%
合計	92.89%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

業種	投資比率
エネルギー	6.62%
素材	4.31%
資本財・サービス	11.64%
一般消費財・サービス	4.53%
生活必需品	11.36%
ヘルスケア	12.04%
金融	25.79%
情報技術	2.22%
コミュニケーション・サービス	8.18%
公益事業	6.19%
合計	92.89%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

ダイワ・アジア・オセアニア好配当株マザーファンド

(1) 投資状況（2025年5月30日現在）

投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
株式		741,663,257	97.77
	内 韓国	127,146,881	16.76
	内 台湾	228,950,877	30.18
	内 香港	82,810,603	10.92
	内 シンガポール	79,578,852	10.49
	内 オーストラリア	223,176,044	29.42
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		16,944,788	2.23
純資産総額		758,608,045	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 投資資産（2025年5月30日現在）

① 投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	業種	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	台湾	株式	情報技術	13,600	4,186.25 56,933,054	4,679.89 63,646,548	8.39
2	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	韓国	株式	情報技術	7,925	5,913.55 46,864,920	5,896.11 46,726,672	6.16
3	COMMONWEALTH BANK OF AUSTRAL	オーストラ リア	株式	金融	2,490	14,561.90 36,259,151	16,149.65 40,212,641	5.30
4	DBS GROUP HOLDINGS LTD	シンガポー ル	株式	金融	5,200	4,332.43 22,529,054	5,027.63 26,143,689	3.45
5	SK HYNIX INC	韓国	株式	情報技術	1,130	18,939.02 21,401,093	22,281.20 25,177,756	3.32

6	MEDIATEK INC	台湾	株式	情報技術	4,000	6,775.44 27,101,760	6,097.89 24,391,584	3.22
7	SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS	シンガポール	株式	コミュニ ケーショ ン・サービ ス	56,100	391.12 21,942,113	430.23 24,136,324	3.18
8	AIA GROUP LTD	香港	株式	金融	19,000	957.34 18,189,612	1,192.10 22,649,900	2.99
9	HON HAI PRECISION INDUSTRY	台湾	株式	情報技術	29,000	670.28 19,438,253	754.97 21,894,350	2.89
10	BHP GROUP LTD	オーストラ リア	株式	素材	5,800	3,367.13 19,529,381	3,531.92 20,485,177	2.70
11	WESTPAC BANKING CORP	オーストラ リア	株式	金融	6,500	2,824.61 18,360,003	2,935.71 19,082,127	2.52
12	OVERSEA-CHINESE BANKING CORP	シンガポール	株式	金融	10,200	1,696.36 17,302,923	1,831.58 18,682,142	2.46
13	QBE INSURANCE GROUP LTD	オーストラ リア	株式	金融	8,600	1,920.01 16,512,786	2,171.92 18,678,570	2.46
14	NATIONAL AUSTRALIA BANK LTD	オーストラ リア	株式	金融	5,300	3,106.05 16,462,113	3,471.75 18,400,275	2.43
15	DELTA ELECTRONICS INC	台湾	株式	情報技術	10,000	1,597.06 15,970,680	1,810.01 18,100,104	2.39
16	BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	香港	株式	金融	29,500	542.86 16,014,488	613.47 18,097,454	2.39
17	ANZ GROUP HOLDINGS LTD	オーストラ リア	株式	金融	6,720	2,538.54 17,059,013	2,677.41 17,992,219	2.37
18	WESFARMERS LTD	オーストラ リア	株式	一般消費 財・サービ ス	2,230	6,872.21 15,325,036	7,684.14 17,135,632	2.26
19	CSL LTD	オーストラ リア	株式	ヘルスケア	745	22,297.43 16,611,592	22,959.84 17,105,081	2.25
20	MACQUARIE GROUP LTD	オーストラ リア	株式	金融	830	16,539.41 13,727,716	19,776.01 16,414,091	2.16
21	SK TELECOM	韓国	株式	コミュニ ケーショ ン・サービ ス	2,900	5,875.09 17,037,761	5,391.63 15,635,727	2.06
22	BRAMBLES LTD	オーストラ リア	株式	資本財・ サービス	7,100	1,923.81 13,659,068	2,126.56 15,098,594	1.99

23	FUBON FINANCIAL HOLDING CO	台湾	株式	金融	36,600	391.52 14,329,765	385.23 14,099,497	1.86
24	HENDERSON LAND DEVELOPMENT	香港	株式	不動産	31,000	379.63 11,768,778	446.57 13,843,949	1.82
25	KB FINANCIAL GROUP INC	韓国	株式	金融	1,250	7,998.11 9,997,638	10,793.77 13,492,213	1.78
26	ASE TECHNOLOGY HOLDING CO LT	台湾	株式	情報技術	19,000	641.24 12,183,693	667.86 12,689,431	1.67
27	HYUNDAI MOTOR CO	韓国	株式	一般消費 財・サービ ス	605	18,844.43 11,400,880	20,074.10 12,144,831	1.60
28	ASUSTEK COMPUTER INC	台湾	株式	情報技術	4,000	2,623.06 10,492,253	3,024.75 12,099,000	1.59
29	QUANTA COMPUTER INC	台湾	株式	情報技術	9,000	1,103.42 9,930,859	1,313.95 11,825,563	1.56
30	WIWYNN CORP	台湾	株式	情報技術	1,000	9,243.63 9,243,636	11,711.83 11,711,832	1.54

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
株式	97.77%
合計	97.77%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

業種	投資比率
エネルギー	1.24%
素材	4.43%
資本財・サービス	2.76%
一般消費財・サービス	4.88%
生活必需品	0.82%
ヘルスケア	2.25%
金融	32.16%
情報技術	37.80%
コミュニケーション・サービス	5.24%
公益事業	1.87%
不動産	4.30%
合計	97.77%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

ダイワ好配当日本株マザーファンド

(1) 投資状況（2025年5月30日現在）

投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
株式		43,464,434,520	96.11
	内 日本	43,464,434,520	96.11
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		1,758,595,872	3.89
純資産総額		45,223,030,392	100.00

その他の資産の投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引（買建）		447,600,000	0.99
	内 日本	447,600,000	0.99

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(注3) 株価指数先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

(2) 投資資産（2025年5月30日現在）

① 投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	業種	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	東京海上HD	日本	株式	保険業	374,500	5,058.10 1,894,262,072	6,112.00 2,288,944,000	5.06

2	住友電工	日本	株式	非鉄金属	685,300	2,163.07 1,482,353,745	3,036.00 2,080,570,800	4.60
3	三井住友フィナンシャルG	日本	株式	銀行業	544,100	3,232.72 1,758,927,739	3,700.00 2,013,170,000	4.45
4	三菱UFJフィナンシャルG	日本	株式	銀行業	967,500	1,690.08 1,635,155,260	2,025.50 1,959,671,250	4.33
5	小松製作所	日本	株式	機械	408,400	4,100.50 1,674,646,839	4,422.00 1,805,944,800	3.99
6	トヨタ自動車	日本	株式	輸送用機器	623,000	2,504.68 1,560,418,907	2,769.00 1,725,087,000	3.81
7	三菱商事	日本	株式	卸売業	508,800	2,486.47 1,265,117,961	2,935.00 1,493,328,000	3.30
8	ソフトバンク	日本	株式	情報・通信業	5,917,700	214.74 1,270,790,152	221.40 1,310,178,780	2.90
9	SANKYO	日本	株式	機械	494,700	2,026.76 1,002,642,708	2,517.00 1,245,159,900	2.75
10	アイシン	日本	株式	輸送用機器	622,700	1,502.12 935,374,445	1,843.00 1,147,636,100	2.54
11	三井住友トラストグループ	日本	株式	銀行業	268,600	3,318.50 891,349,874	3,923.00 1,053,717,800	2.33
12	武田薬品	日本	株式	医薬品	237,700	4,160.55 988,964,048	4,314.00 1,025,437,800	2.27
13	大林組	日本	株式	建設業	439,300	2,036.45 894,615,271	2,180.50 957,893,650	2.12
14	鹿島建設	日本	株式	建設業	261,400	3,136.35 819,843,444	3,564.00 931,629,600	2.06
15	パナソニックホールディング	日本	株式	電気機器	538,600	1,539.49 829,172,404	1,668.00 898,384,800	1.99
16	九州電力	日本	株式	電気・ガス業	700,800	1,244.82 872,375,189	1,240.50 869,342,400	1.92
17	丸井グループ	日本	株式	小売業	263,700	2,805.65 739,852,377	2,953.50 778,837,950	1.72
18	東京エレクトロン	日本	株式	電気機器	33,100	20,088.19 664,919,168	23,000.00 761,300,000	1.68
19	セイノーホールディングス	日本	株式	陸運業	322,400	2,244.14 723,511,210	2,167.50 698,802,000	1.55
20	日本航空	日本	株式	空運業	238,200	2,740.11 652,696,234	2,923.00 696,258,600	1.54
21	ダイワボウHD	日本	株式	卸売業	280,800	2,314.05 649,786,532	2,438.00 684,590,400	1.51

22	T&Dホールディングス	日本	株式	保険業	200,000	2,896.86 579,373,305	3,314.00 662,800,000	1.47
23	TOYO TIRE	日本	株式	ゴム製品	208,400	2,470.23 514,797,220	2,997.00 624,574,800	1.38
24	いすゞ自動車	日本	株式	輸送用機器	267,900	1,815.34 486,330,844	1,959.50 524,950,050	1.16
25	三菱倉庫	日本	株式	倉庫・運輸 関連業	424,200	930.45 394,700,977	1,167.50 495,253,500	1.10
26	日本たばこ産業	日本	株式	食料品	111,200	4,214.33 468,634,193	4,438.00 493,505,600	1.09
27	東急不動産HD	日本	株式	不動産業	444,000	978.74 434,563,348	1,056.00 468,864,000	1.04
28	王子ホールディングス	日本	株式	パルプ・紙	675,000	620.10 418,571,694	684.80 462,240,000	1.02
29	積水ハウス	日本	株式	建設業	139,800	3,180.81 444,677,253	3,283.00 458,963,400	1.01
30	BIPROGY	日本	株式	情報・通信 業	78,600	4,458.05 350,403,425	5,836.00 458,709,600	1.01

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
株式	96.11%
合計	96.11%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

業種	投資比率
鉱業	0.33%
建設業	5.95%
食料品	2.59%
繊維製品	0.68%
パルプ・紙	1.02%
化学	3.64%
医薬品	3.10%
石油・石炭製品	1.69%
ゴム製品	2.07%
ガラス・土石製品	0.16%
鉄鋼	1.58%

非鉄金属	4.88%
金属製品	0.45%
機械	9.79%
電気機器	5.51%
輸送用機器	8.38%
その他製品	0.50%
電気・ガス業	2.21%
陸運業	1.55%
空運業	1.54%
倉庫・運輸関連業	1.10%
情報・通信業	5.73%
卸売業	5.91%
小売業	2.00%
銀行業	12.16%
証券、商品先物取引業	0.33%
保険業	6.95%
その他金融業	0.89%
不動産業	2.95%
サービス業	0.51%
合計	96.11%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

(単位：円)

種類	地域	資産名	買建/ 売建	数量	簿価	時価	投資 比率
株価指数先物 取引	日本	TOPIX 先物 0706月	買建	16	429,188,800	447,600,000	0.99%

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 株価指数先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

(参考情報) 運用実績

●ダイワ資産分散インカムオープン(奇数月決算型)

2025年5月30日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移

基準価額	10,076円
純資産総額	15億円

基準価額の騰落率

期間	ファンド
1カ月間	1.8%
3カ月間	1.5%
6カ月間	-0.2%
1年間	-0.8%
3年間	17.0%
5年間	34.5%
設定来	63.8%



※上記の「基準価額の騰落率」とは、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。※基準価額の計算において運用管理費用(信託報酬)は控除しています。

分配の推移(10,000口当たり、税引前)

直近1年間分配金合計額: 400円 設定来分配金合計額: 4,315円

決算期	第97期	第98期	第99期	第100期	第101期	第102期	第103期	第104期	第105期	第106期	第107期	第108期
	23年7月	23年9月	23年11月	24年1月	24年3月	24年5月	24年7月	24年9月	24年11月	25年1月	25年3月	25年5月
分配金	30円	30円	30円	30円	30円	250円	30円	30円	250円	30円	30円	30円

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

資産別構成		銘柄数	比率	通貨別構成		比率	債券ポートフォリオ特性値		組入上位銘柄		国・地域名	比率
外国債券	42	65.9%	米ドル	22.4%	直接利回り(%)	2.5	株式 リート	東京海上HD	日本	0.5%		
国内株式・先物	92	10.0%	ユーロ	20.3%	最終利回り(%)	3.8		住友電工	日本	0.5%		
外国株式	216	8.6%	日本円	16.5%	修正デュレーション	7.7		三井住友フィナンシャルG	日本	0.5%		
国内リート・先物	48	4.9%	豪ドル	12.3%	残存年数	9.7		三菱UFJフィナンシャルG	日本	0.4%		
外国リート	71	4.8%	英ポンド	10.2%	債券格付別構成	比率		小松製作所	日本	0.4%		
外国優先出資証券	68	0.6%	カナダ・ドル	5.9%	AAA	74.2%		GOODMAN GROUP	オーストラリア	0.4%		
			デンマーク・クローネ	3.0%	AA	21.8%	日本ビルファンド	日本	0.3%			
			ポーランド・ズロチ	2.8%	A	4.0%	野村不動産マスターF	日本	0.3%			
			チェコ・コルナ	1.5%	BBB	-	GLP投資法人	日本	0.3%			
コール・ローン、その他		5.4%	その他	5.1%	BB	-	日本都市ファンド投資法人	日本	0.3%			
合計	537	-	合計	100.0%	合計	100.0%	合計			3.9%		

※債券格付別構成の比率は、債券ポートフォリオに対するものです。

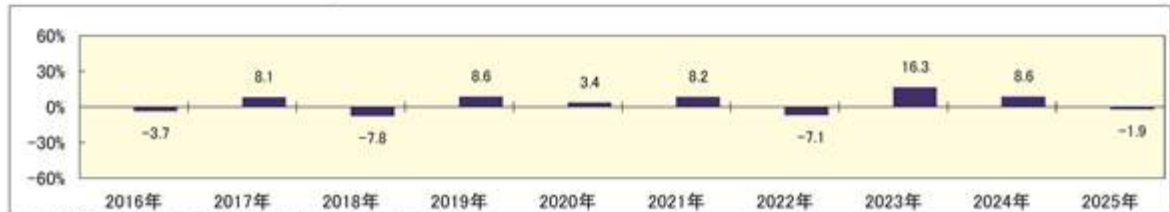
※格付別構成については、当社所定の基準で採用した格付けを基準に算出しています。

※外国株式の国・地域名については、原則としてMSCI Inc.が提供するリスク所在国・地域に基づいて表示しています。

※先物の建玉がある場合は、資産別構成の比率合計欄を表示していません。

年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。



・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

・2025年は5月30日までの騰落率を表しています。

委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

（参考情報）ファンドの総経費率

	総経費率 (①+②)	運用管理費用の比率 ①	その他費用の比率 ②
ダイワ資産分散インカムオープン (奇数月決算型)	1.44%	1.41%	0.04%

※対象期間は2024年11月9日～2025年5月8日です。

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。）、を、期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額（1口当り）を乗じた数で除した値（年率）です。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書（全体版）をご覧ください。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。

当ファンドには、収益分配金を税金を差引いた後無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」と、収益の分配が行なわれるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金支払いコース」があります。

「分配金再投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める積立投資約款にしたがい契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結します。

販売会社は、受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位をもって、取得の申込みに応じることができます。

ただし、販売会社は、ニューヨーク証券取引所またはI C Eフューチャーズ・ヨーロッパのいずれかの休業日と同じ日付の日を取得申込受付日とする受益権の取得申込みの受け付けを行ないません。

お買付価額（1万口当たり）は、お買付申込受付日の翌営業日の基準価額です。

お買付時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。申込手数料には、消費税等が課されます。なお、「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

原則として、委託会社の各営業日の午後3時30分までに受付けた取得の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。

2【換金（解約）手続等】

原則として、委託会社の各営業日の午後3時30分までに受付けた換金の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の解約請求には制限があります。

<一部解約>

受益者は、自己に帰属する受益権について、最低単位を1口単位として販売会社が定める単位をもって、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

ただし、販売会社は、ニューヨーク証券取引所またはI C Eフューチャーズ・ヨーロッパのいずれかの休業日と同じ日付の日を一部解約請求受付日とする一部解約の実行の請求の受け付けを行いません。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

解約価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

解約価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

解約価額（基準価額）は、販売会社または下記にお問合わせ下さい。

大和アセットマネジメント株式会社

電話番号（コールセンター） 0120-106212（営業日の9:00～17:00）

ホームページ <https://www.daiwa-am.co.jp/>

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができます。一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該振替受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、当該計算日の翌営業日の基準価額とします。

一部解約金は、販売会社の営業所等において、原則として一部解約の実行の請求受付日から起算して5営業日目から受益者に支払います。

受託会社は、一部解約金について、受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払込みます。受託会社は、委託会社の指定する預金口座等の一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した1万口当たりの価額をいいます。

純資産総額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価（注1、注2）により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（注1）当ファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

・マザーファンドの受益証券：計算日の基準価額で評価します。

（注2）マザーファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

・わが国の金融商品取引所上場株式：原則として当該取引所における計算日の最終相場で評価します。

・海外の金融商品取引所上場の株式およびハイブリッド優先証券：原則として当該取引所における計算時に知り得る直近の日の最終相場で評価します。

- ・ 海外の店頭登録の株式およびハイブリッド優先証券：原則として海外店頭市場における計算時に知り得る直近の日の最終相場または最終買気配相場で評価します。
- ・ わが国の金融商品取引所上場の不動産投資信託証券：原則として当該取引所における計算日の最終相場で評価します。
- ・ 海外の金融商品取引所上場の不動産投資信託証券：原則として当該取引所における計算日に知り得る直近の日の最終相場で評価します。
- ・ 公社債等：原則として、次の1.～3.に掲げるいずれかの価額で評価します。
 1. 日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）、2. 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）、3. 価格情報会社の提供する価額

なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または下記にお問合わせ下さい。

大和アセットマネジメント株式会社

電話番号（コールセンター） 0120-106212（営業日の9:00～17:00）

ホームページ <https://www.daiwa-am.co.jp/>

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

無期限とします。ただし、(5)①により信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4) 【計算期間】

毎年1月9日から3月8日まで、3月9日から5月8日まで、5月9日から7月8日まで、7月9日から9月8日まで、9月9日から11月8日まで、および11月9日から翌年1月8日までとします。ただし、第1計算期間は、2007年6月22日から2007年7月8日までとします。

上記にかかわらず、上記により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。

(5) 【その他】

① 信託の終了

1. 委託会社は、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合もしくは信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
2. 委託会社は、前1.の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 前2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

4. 前3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えると
きは、前1.の信託契約の解約をしません。
5. 委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告
し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付しま
す。ただし、信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告
を行ないません。
6. 前3.から前5.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合
であって、前3.の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場
合には適用しません。
7. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契
約を解約し、信託を終了させます。
8. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき
は、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する
委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、②の4.に該当する場合を除
き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
9. 受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会
社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 信託約款の変更

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、
受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができます。この場合において、委託会社は、あ
らかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。
2. 委託会社は、前1.の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しよ
うとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款にかかる知ら
れたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付し
たときは、原則として、公告を行ないません。
3. 前2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述
べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
4. 前3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超え
るときは、前1.の信託約款の変更をしません。
5. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公
告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付しま
す。ただし、信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告
を行ないません。
6. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、前1.から前5.ま
での規定にしたがいます。

③ 反対者の買取請求権

前①の1.から6.までの規定にしたがい信託契約の解約を行なう場合または前②の規定にしたがい信託約款の変更を行なう場合において、前①の3.または前②の3.の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

④ 運用報告書

1. 委託会社は、運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況、費用明細などのうち重要な事項を記載した交付運用報告書を毎年5月および11月の計算期間の末日ならびに償還時に作成し、信託財産にかかる知られたる受益者に対して交付します。また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。

2. 委託会社は、運用報告書（全体版）を作成し、委託会社のホームページに掲載します。

・委託会社のホームページ

アドレス <https://www.daiwa-am.co.jp/>

3. 前2.の規定にかかわらず、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

⑤ 公告

1. 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.daiwa-am.co.jp/>

2. 前1.の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑥ 関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結される受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約は、期間満了の1か月（または3か月）前までに、委託会社および販売会社いずれからも何ら意思の表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

4【受益者の権利等】

信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益者の有する主な権利の内容、その行使の方法等は、次のとおりです。

＜収益分配金および償還金にかかる請求権＞

受益者は、収益分配金（分配金額は、委託会社が決定します。）および償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）を持分にに応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払います。

上記にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として信託終了日から起算して5営業日までに支払います。

収益分配金および償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

受益者が、収益分配金については支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

＜換金請求権＞

受益者は、保有する受益権を換金する権利を有します。権利行使の方法等については、「2 換金（解約）手続等」をご参照下さい。

第3 【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間(2024年11月9日から2025年5月8日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

ダイワ資産分散インカムオープン（奇数月決算型）

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 2024年11月8日現在	当期 2025年5月8日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	58,631,905	19,597,446
親投資信託受益証券	1,643,013,380	1,512,950,307
未収入金	-	5,000,000
流動資産合計	1,701,645,285	1,537,547,753
資産合計	1,701,645,285	1,537,547,753
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	40,087,900	4,593,106
未払解約金	-	2,523,927
未払受託者報酬	152,420	135,857
未払委託者報酬	3,734,707	3,328,920
その他未払費用	71,350	64,572
流動負債合計	44,046,377	10,646,382
負債合計	44,046,377	10,646,382
純資産の部		
元本等		
元本	※1 1,603,516,008	※1 1,531,035,396
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	※2 54,082,900	※2 △ 4,134,025
（分配準備積立金）	177,088,516	166,120,169
元本等合計	1,657,598,908	1,526,901,371
純資産合計	1,657,598,908	1,526,901,371
負債純資産合計	1,701,645,285	1,537,547,753

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 自 2024年5月9日 至 2024年11月8日	当期 自 2024年11月9日 至 2025年5月8日
営業収益		
受取利息	14,517	30,366
有価証券売買等損益	42,944,012	△ 32,063,073
営業収益合計	42,958,529	△ 32,032,707
営業費用		
受託者報酬	476,242	431,105
委託者報酬	※ 1 11,668,924	※ 1 10,563,239
その他費用	71,350	64,572
営業費用合計	12,216,516	11,058,916
営業利益又は営業損失（△）	30,742,013	△ 43,091,623
経常利益又は経常損失（△）	30,742,013	△ 43,091,623
当期純利益又は当期純損失（△）	30,742,013	△ 43,091,623
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	331,647	△ 568,655
期首剰余金又は期首欠損金（△）	76,080,050	54,082,900
剰余金増加額又は欠損金減少額	845,491	368,991
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	845,491	368,991
剰余金減少額又は欠損金増加額	3,393,782	2,118,202
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	3,393,782	2,118,202
分配金	※ 2 49,859,225	※ 2 13,944,746
期末剰余金又は期末欠損金（△）	54,082,900	△ 4,134,025

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	当期 自2024年11月9日 至2025年5月8日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	前期 2024年11月8日現在	当期 2025年5月8日現在
1. ※1 期首元本額	1,648,010,768円	1,603,516,008円
期中追加設定元本額	15,878,544円	14,252,006円
期中一部解約元本額	60,373,304円	86,732,618円
2. 特定期間末日における受益権の総数	1,603,516,008口	1,531,035,396口
3. ※2 元本の欠損	—————	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は4,134,025円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	前期 自2024年5月9日 至2024年11月8日	当期 自2024年11月9日 至2025年5月8日
1. ※1 投資信託財産（親投資信託）の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用	493,913円	440,357円

2. ※2 分配金の計算過程

(自2024年5月9日至2024年7月8日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (7,449,395円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (79,929,048円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (16,651,379円) 及び分配準備積立金 (134,798,044円) より分配対象額は238,827,866円 (1万口当たり1,458.06円) であり、うち4,913,939円 (1万口当たり30円) を分配金額としております。 (自2024年7月9日至2024年9月9日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (2,530,676円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (16,740,413円) 及び分配準備積立金 (214,482,448円) より分配対象額は233,753,537円 (1万口当たり1,443.70円) であり、うち4,857,386円 (1万口当たり30円) を分配金額としております。	(自2024年11月9日至2025年1月8日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (2,672,638円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (17,583,807円) 及び分配準備積立金 (173,010,392円) より分配対象額は193,266,837円 (1万口当たり1,226.30円) であり、うち4,728,066円 (1万口当たり30円) を分配金額としております。 (自2025年1月9日至2025年3月10日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (2,807,465円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (17,497,627円) 及び分配準備積立金 (166,875,389円) より分配対象額は187,180,481円 (1万口当たり1,214.52円) であり、うち4,623,574円 (1万口当たり30円) を分配金額としております。
--	---

	(自2024年9月10日至2024年11月8日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (7,314,885円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(16,828,467円)及び分配準備積立金(209,861,531円)より分配対象額は234,004,883円(1万口当たり1,459.32円)であり、うち40,087,900円(1万口当たり250円)を分配金額としております。	(自2025年3月11日至2025年5月8日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (6,930,117円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(17,575,134円)及び分配準備積立金(163,783,158円)より分配対象額は188,288,409円(1万口当たり1,229.81円)であり、うち4,593,106円(1万口当たり30円)を分配金額としております。
--	--	---

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

区分	当期 自2024年11月9日 至2025年5月8日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細を附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、親投資信託受益証券を通じて有価証券、デリバティブ取引に投資しております。 これらの金融商品は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。

4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。
----------------------------	---

II 金融商品の時価等に関する事項

区分	当期 2025年5月8日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 2024年11月8日現在	当期 2025年5月8日現在
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	63,676,901	18,528,756
合計	63,676,901	18,528,756

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

前期 2024年11月8日現在	当期 2025年5月8日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

当期 自2024年11月9日 至2025年5月8日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	前期 2024年11月8日現在	当期 2025年5月8日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0337円 (10,337円)	0.9973円 (9,973円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	ダイワ・外債ソブリン・マザーファンド	502,867,404	1,068,040,079	
	ダイワ・グローバルREIT・マザーファンド	16,576,393	74,253,952	
	ダイワ好配当日本株マザーファンド	25,382,183	151,587,473	
	ダイワ北米好配当株マザーファンド	6,952,392	45,319,167	
	ダイワ欧州好配当株マザーファンド	15,051,065	50,606,195	
	ダイワ・アジア・オセアニア好配当株マザーファンド	12,051,196	48,115,605	
	ダイワJ-REITアクティブ・マザーファンド	21,156,056	75,027,836	
親投資信託受益証券 合計			1,512,950,307	
合計			1,512,950,307	

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは、「ダイワ・外債ソブリン・マザーファンド」受益証券、「ダイワ・グローバルREIT・マザーファンド」受益証券、「ダイワ好配当日本株マザーファンド」受益証券、「ダイワ北米好配当株マザーファンド」受益証券、「ダイワ欧州好配当株マザーファンド」受益証券、「ダイワ・アジア・オセアニア好配当株マザーファンド」受益証券、「ダイワJ-REITアクティブ・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、当ファンドの特定期間末日（以下、「期末日」）における同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

「ダイワ・外債ソブリン・マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	2024年11月8日現在 金 額 (円)	2025年5月8日現在 金 額 (円)
資産の部		
流動資産		
預金	355,941,370	347,608,130
コール・ローン	51,116,647	97,990,499
国債証券	13,207,311,136	11,964,864,375
特殊債券	1,961,313,287	1,953,630,004
派生商品評価勘定	-	101,740
未収利息	107,561,181	117,584,971
前払費用	288,738	2,030,389
差入委託証拠金	184,831,242	180,045,934
流動資産合計	15,868,363,601	14,663,856,042
資産合計	15,868,363,601	14,663,856,042
負債の部		
流動負債		
未払解約金	13,009,141	21,266,884
流動負債合計	13,009,141	21,266,884
負債合計	13,009,141	21,266,884
純資産の部		
元本等		
元本 ※1	7,312,697,510	6,894,048,741
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	8,542,656,950	7,748,540,417
元本等合計	15,855,354,460	14,642,589,158
純資産合計	15,855,354,460	14,642,589,158
負債純資産合計	15,868,363,601	14,663,856,042

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自2024年11月9日 至2025年5月8日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券及び特殊債券 個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	2024年11月8日現在	2025年5月8日現在
----	--------------	-------------

1. ※1 期首	2024年5月9日	2024年11月9日
期首元本額	7,643,371,001円	7,312,697,510円
期中追加設定元本額	169,591,100円	38,451,910円
期中一部解約元本額	500,264,591円	457,100,679円
期末元本額の内訳		
ファンド名		
ダイワF0Fs用外債ソブリン・オープン（適格機関投資家専用）	971,308,175円	888,919,655円
ダイワ外債ソブリン・オープン（毎月分配型）	439,313,261円	402,227,819円
安定重視ポートフォリオ（奇数月分配型）	141,624,302円	136,429,048円
インカム重視ポートフォリオ（奇数月分配型）	191,203,498円	180,845,954円
成長重視ポートフォリオ（奇数月分配型）	315,246,651円	314,689,117円
6資産バランスファンド（分配型）	615,542,527円	597,665,295円
6資産バランスファンド（成長型）	99,046,103円	95,680,266円
ダイワ海外ソブリン・ファンド（毎月分配型）	2,742,236,186円	2,558,759,589円
ダイワ外債ソブリン・ファンド（毎月分配型）	111,129,764円	106,637,680円
兵庫応援バランスファンド（毎月分配型）	705,350,421円	672,703,529円
ダイワ資産分散インカムオープン（奇数月決算型）	531,342,936円	502,867,404円
ダイワ海外ソブリン・ファンド（1年決算型）	11,322,148円	10,781,316円
四国アライアンス 地域創生ファンド（年1回決算型）	369,237,095円	359,170,918円
四国アライアンス 地域創生ファンド（年2回決算型）	68,794,443円	66,671,151円
計	7,312,697,510円	6,894,048,741円
2. 期末日における受益権の総数	7,312,697,510口	6,894,048,741口

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

区分	自2024年11月9日 至2025年5月8日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細をデリバティブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しております。 これらの金融商品は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 信託財産の効率的な運用に資することを目的として、投資信託約款に従ってデリバティブ取引を利用しております。また、信託財産の効率的な運用に資すること、および外貨建資産の売買代金等の受取りまたは支払いを目的として、投資信託約款に従って為替予約取引を利用しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。 デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

II 金融商品の時価等に関する事項

区分	2025年5月8日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。 (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	2024年11月8日現在	2025年5月8日現在
	当期間の損益に 含まれた評価差額（円）	当期間の損益に 含まれた評価差額（円）
国債証券	△188,061,257	127,739,013
特殊債券	△11,000,017	10,320,270
合計	△199,061,274	138,059,283

（注）「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から期末日までの期間を指しております。

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

種類	2024年11月8日現在				2025年5月8日現在			
	契約額等		時価	評価損益	契約額等		時価	評価損益
	(円)	うち 1年超			(円)	うち 1年超		
市場取引以外の 取引								
為替予約取引								
売建	-	-	-	-	19,212,680	-	19,110,940	101,740
イギリス・ ポンド	-	-	-	-	19,212,680	-	19,110,940	101,740
合計	-	-	-	-	19,212,680	-	19,110,940	101,740

（注） 1. 時価の算定方法

（1）期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のよう
に評価しております。

- ① 期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
- ② 期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

(2) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、期末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。
3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(1口当たり情報)

	2024年11月8日現在	2025年5月8日現在
1口当たり純資産額	2.1682円	2.1239円
(1万口当たり純資産額)	(21,682円)	(21,239円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	アメリカ・ドル	2.25% United States Treasury Note/Bond 20460815	900,000.000	587,628.000	
		2.25% United States Treasury Note/Bond 20270815	100,000.000	96,716.000	
		1.125% United States Treasury Note/Bond 20400815	7,686,000.000	4,698,067.500	
		0.875% United States Treasury Note/Bond 20301115	14,100,400.000	11,978,148.790	
		2.25% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20520215	2,600,000.000	1,584,258.000	
		3.375% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20330515	4,900,000.000	4,640,888.000	
	アメリカ・ドル 小計			23,585,706.290 (3,387,850,851)	
	イギリス・ポンド	1.5% United Kingdom Gilt 20260722	500,000.000	487,740.000	

	1.625% United Kingdom Gilt 20281022	1,000,000.000	936,340.000	
	0.625% United Kingdom Gilt 20501022	1,400,000.000	522,144.000	
	0.25% United Kingdom Gilt 20310731	3,095,700.000	2,476,529.040	
	1.25% United Kingdom Gilt 20510731	1,800,000.000	794,070.000	
	4.25% UNITED KINGDOM GILT 20340731	3,650,000.000	3,612,843.000	
	4.25% United Kingdom Gilt 20461207	1,000,000.000	881,400.000	
イギリス・ポンド 小計			9,711,066.040 (1,856,076,052)	
オーストラリア・ドル	4.5% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20330421	11,500,000.000	11,851,900.000	
	1.75% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20510621	6,000,000.000	3,205,680.000	
オーストラリア・ドル 小計			15,057,580.000 (1,392,223,847)	
カナダ・ドル	3.5% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20451201	1,500,000.000	1,531,860.000	
	2.75% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20481201	2,200,000.000	1,965,040.000	
	0.5% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20301201	1,000,000.000	882,740.000	
	2% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20320601	1,000,000.000	941,240.000	
カナダ・ドル 小計			5,320,880.000 (552,786,223)	
スウェーデン・ クローナ	1% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20261112	8,230,000.000	8,127,948.000	
スウェーデン・クローナ 小計			8,127,948.000 (120,862,587)	
チェコ・コルナ	1% Czech Republic Government Bond 20260626	30,000,000.000	29,255,700.000	
	5.75% CZECH REPUBLIC GOVERNMENT BOND 20290329	15,000,000.000	16,285,200.000	
チェコ・コルナ 小計			45,540,900.000 (297,382,077)	

デンマーク・クローネ	4.5% DANISH GOVERNMENT BOND 20391115	5,500,000.000	6,755,650.000	
	1.75% DANISH GOVERNMENT BOND 20251115	20,200,000.000	20,211,110.000	
デンマーク・クローネ 小計			26,966,760.000 (587,605,701)	
ノルウェー・クローネ	1.75% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20270217	17,000,000.000	16,458,210.000	
ノルウェー・クローネ 小計			16,458,210.000 (228,769,119)	
ポーランド・ズロチ	1.25% Poland Government Bond 20301025	5,500,000.000	4,599,210.000	
	3.75% POLAND GOVERNMENT BOND 20270525	500,000.000	494,300.000	
	2.75% Poland Government Bond 20280425	10,000,000.000	9,538,000.000	
ポーランド・ズロチ 小計			14,631,510.000 (557,021,587)	
ユーロ	FRENCH GOVERNMENT BOND 20320525	200,000.000	164,726.000	
	3.75% Belgium Government Bond 20450622	1,950,000.000	1,985,334.000	
	1.95% SPANISH GOVERNMENT BOND 20260430	100,000.000	100,113.000	
	2.9% SPANISH GOVERNMENT BOND 20461031	7,400,000.000	6,454,872.000	
	1.4% SPANISH GOVERNMENT BOND 20280430	7,136,000.000	7,009,407.360	
	1.2% SPANISH GOVERNMENT BOND 20401031	2,600,000.000	1,862,432.000	
	1.9% SPANISH GOVERNMENT BOND 20521031	450,000.000	299,862.000	
	3.45% SPANISH GOVERNMENT BOND 20430730	500,000.000	480,185.000	
ユーロ 小計			18,356,931.360 (2,984,286,331)	
国債証券 合計			11,964,864,375 [11,964,864,375]	
特殊債券	オーストラリア・ドル	4.3% SWEDISH EXPORT CREDIT 20280530	800,000.000	808,760.000

	1.25% INTL. FIN. CORP. 20310206	5,600,000.000	4,751,208.000	
	1.1% AFRICAN DEVELOPMENT BK. 20261216	2,500,000.000	2,400,275.000	
オーストラリア・ドル 小計			7,960,243.000 (736,004,068)	
カナダ・ドル	3.55% CANADA HOUSING TRUST 20320915	3,000,000.000	3,069,390.000	
	3.65% CANADA HOUSING TRUST 20330615	3,000,000.000	3,074,370.000	
カナダ・ドル 小計			6,143,760.000 (638,275,227)	
ユーロ	2.75% EUROPEAN INVESTMENT BANK 20300730	3,500,000.000	3,563,700.000	
ユーロ 小計			3,563,700.000 (579,350,709)	
特殊債券 合計			1,953,630,004 [1,953,630,004]	
合計			13,918,494,379 [13,918,494,379]	

（注）1. 各種通貨毎の小計の欄における（ ）内の金額は、邦貨換算額であります。

2. 合計欄における〔 〕内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	国債証券 6銘柄	100%	24.3%
イギリス・ポンド	国債証券 7銘柄	100%	13.3%
オーストラリア・ドル	国債証券 2銘柄	100%	15.3%
	特殊債券 3銘柄		
カナダ・ドル	国債証券 4銘柄	100%	8.6%
	特殊債券 2銘柄		
スウェーデン・クローナ	国債証券 1銘柄	100%	0.9%
チェコ・コルナ	国債証券 2銘柄	100%	2.1%
デンマーク・クローネ	国債証券 2銘柄	100%	4.2%
ノルウェー・クローネ	国債証券 1銘柄	100%	1.6%
ポーランド・ズロチ	国債証券 3銘柄	100%	4.0%

ユーロ	国債証券	8銘柄	100%	25.7%
	特殊債券	1銘柄		

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

「ダイワ・グローバルREIT・マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	2024年11月8日現在 金 額 (円)	2025年5月8日現在 金 額 (円)
資産の部		
流動資産		
預金	1,369,923,045	615,796,637
コール・ローン	861,520,679	593,197,757
投資証券	98,737,716,702	91,376,067,681
派生商品評価勘定	-	297,048
未収入金	48,100,722	221,769,448
未収配当金	93,508,534	129,521,808
流動資産合計	101,110,769,682	92,936,650,379
資産合計	101,110,769,682	92,936,650,379
負債の部		
流動負債		
未払金	150,709,458	503,029,353
未払解約金	60,428,000	12,308,000
流動負債合計	211,137,458	515,337,353
負債合計	211,137,458	515,337,353
純資産の部		
元本等		
元本 ※1	21,287,096,663	20,631,912,041
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	79,612,535,561	71,789,400,985
元本等合計	100,899,632,224	92,421,313,026
純資産合計	100,899,632,224	92,421,313,026

負債純資産合計	101,110,769,682	92,936,650,379
---------	-----------------	----------------

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自2024年11月9日 至2025年5月8日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券については外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。また、市場価格のない有価証券については投資法人が発行する投資証券の1口当たり純資産額に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準

外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	2024年11月8日現在	2025年5月8日現在
1. ※1 期首	2024年5月9日	2024年11月9日
期首元本額	22,688,034,484円	21,287,096,663円
期中追加設定元本額	373,859,259円	625,283,731円
期中一部解約元本額	1,774,797,080円	1,280,468,353円
期末元本額の内訳		
ファンド名		
グローバルREIT・オープン （適格機関投資家専用）	812,370円	808,010円
ダイワ・グローバルREIT・ オープン（毎月分配型）	15,832,024,695円	14,875,693,934円
安定重視ポートフォリオ（奇数 月分配型）	8,894,180円	9,108,190円
インカム重視ポートフォリオ （奇数月分配型）	6,029,236円	6,029,236円
成長重視ポートフォリオ（奇数 月分配型）	35,558,002円	37,021,760円
6資産バランスファンド（分配 型）	56,051,763円	55,665,191円
6資産バランスファンド（成長 型）	181,485,196円	185,177,618円
りそな ワールド・リート・ファ ンド	760,180,394円	712,009,809円
ダイワ資産分散インカムオープ ン（奇数月決算型）	16,998,393円	16,576,393円
ダイワ・グローバルREIT・ オープン（為替ヘッジあり／毎 月分配型）	28,039,873円	55,298,271円

ダイワ・グローバルREIT・オープン（為替ヘッジなし／資産成長型）	959,230,552円	964,214,135円
ダイワ・グローバルREIT・オープン（為替ヘッジあり／資産成長型）	808,424,917円	866,738,529円
ダイワ・グローバルREIT・オープン（為替ヘッジなし／奇数月決算型）	6,350,877円	8,702,786円
DCダイワ・ワールドアセット（六つの羽／安定コース）	343,395,169円	378,654,888円
DCダイワ・ワールドアセット（六つの羽／6分散コース）	470,365,950円	507,969,835円
DCダイワ・ワールドアセット（六つの羽／成長コース）	768,936,546円	955,912,982円
グローバルREITファンド 2021-07（適格機関投資家専用）	811,338,176円	801,890,944円
ライフハーモニー（ダイワ世界資産分散ファンド）（分配型）	160,435,953円	164,349,727円
ダイワ外国3資産バランス・ファンド（部分為替ヘッジあり）	11,842,564円	10,488,520円
ダイワ外国3資産バランス・ファンド（為替ヘッジなし）	20,701,857円	19,601,283円
計	21,287,096,663円	20,631,912,041円
2. 期末日における受益権の総数	21,287,096,663口	20,631,912,041口

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

区分	自2024年11月9日 至2025年5月8日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。

2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細をデリバティブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しております。 これらの金融商品は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 外貨建資産の売買代金等の受取りまたは支払いを目的として、投資信託約款に従って為替予約取引を利用しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。 デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

II 金融商品の時価等に関する事項

区分	2025年5月8日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。 (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	2024年11月8日現在	2025年5月8日現在
	当期間の損益に含まれた評価差額（円）	当期間の損益に含まれた評価差額（円）

投資証券	△5,869,915,694	2,476,643,713
合計	△5,869,915,694	2,476,643,713

（注）「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から期末日までの期間を指しております。

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

種類	2024年11月8日現在				2025年5月8日現在			
	契約額等		時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等		時価 (円)	評価損益 (円)
	(円)	うち 1年超			(円)	うち 1年超		
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
売建	-	-	-	-	118,568,469	-	118,561,879	6,590
シンガポール・ドル	-	-	-	-	71,022,353	-	71,018,132	4,221
ユーロ	-	-	-	-	47,546,116	-	47,543,747	2,369
買建	-	-	-	-	118,568,469	-	118,858,927	290,458
アメリカ・ドル	-	-	-	-	118,568,469	-	118,858,927	290,458
合計	-	-	-	-	237,136,938	-	237,420,806	297,048

（注） 1. 時価の算定方法

（1）期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のよう
に評価しております。

- ① 期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
- ② 期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
 - ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

(2) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、期末日の
対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。
3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(1口当たり情報)

	2024年11月8日現在	2025年5月8日現在
1口当たり純資産額	4.7399円	4.4795円
(1万口当たり純資産額)	(47,399円)	(44,795円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	アメリカ・ドル	SIMON PROPERTY GROUP INC	73,639	11,890,489.330	
		BXP INC	38,467	2,463,811.350	
		SBA COMMUNICATIONS CORP	20,045	4,817,013.950	
		EQUINIX INC	16,928	14,769,341.440	
		RYMAN HOSPITALITY PROPERTIES	43,262	4,090,854.720	
		HOST HOTELS & RESORTS INC	686,945	10,029,397.000	
		KIMCO REALTY CORP	492,042	10,160,667.300	
		HEALTHCARE REALTY TRUST INC CLASS	466,579	7,096,666.590	
		INVITATION HOMES INC	563,765	19,675,398.500	
		LAMAR ADVERTISING CO-A	49,981	5,918,250.210	
		AMERICOLD REALTY TRUST	192,435	3,542,728.350	
		VICI PROPERTIES INC	159,046	5,035,396.360	
		DIGITAL CORE REIT UNITS	14,326,856	7,378,330.840	
		VENTAS INC	23,092	1,525,688.440	
		WEYERHAEUSER CO	207,913	5,368,313.660	
		CROWN CASTLE INTL CORP	106,403	11,145,714.250	
		LINEAGE INC	42,135	1,851,411.900	
		CURBLINE PROPERTIES	85,659	2,002,707.420	
		IRON MOUNTAIN INC	112,208	10,918,960.480	

	SUN COMMUNITIES INC	111,040	13,837,804.800	
	PROLOGIS INC	221,510	23,267,410.400	
	EASTGROUP PROPERTIES INC	28,641	4,729,488.330	
	ESSEX PROPERTY TRUST INC	26,463	7,540,367.220	
	WELLTOWER INC	230,420	34,871,762.800	
	HIGHWOODS PROPERTIES INC	86,910	2,528,211.900	
	KILROY REALTY CORP	124,088	3,825,633.040	
	MID-AMERICA APARTMENT COMM	39,753	6,552,089.460	
	EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	22,327	1,436,519.180	
	REALTY INCOME CORP	146,782	8,328,410.680	
	PUBLIC STORAGE	37,862	11,354,813.800	
	UDR INC	219,602	9,381,397.440	
	AGREE REALTY CORP	87,400	6,659,006.000	
	OMEGA HEALTHCARE INVESTORS	162,594	5,798,102.040	
	DIGITAL REALTY TRUST INC	156,392	26,145,614.560	
	EXTRA SPACE STORAGE INC	108,657	15,997,570.110	
アメリカ・ドル 小計			321,935,343.850 (46,242,792,790)	
イギリス・ポンド	TARGET HEALTHCARE REIT PLC	292,979	297,666.660	
	LAND SECURITIES GROUP PLC	1,270,145	7,703,429.420	
	SEGRO PLC	1,066,685	7,176,656.680	
	UNITE GROUP PLC/THE	378,810	3,244,507.650	
	BRITISH LAND CO PLC	255,847	1,024,411.380	
	GREAT PORTLAND ESTATES PLC	376,630	1,235,346.400	
	SAFESTORE HOLDINGS PLC	432,783	2,828,236.900	
	BIG YELLOW GROUP PLC	432,576	4,343,063.040	
	LONDONMETRIC PROPERTY PLC	5,166,840	10,008,169.080	
	TRITAX BIG BOX REIT PLC	6,022,500	8,666,377.500	
イギリス・ポンド 小計			46,527,864.710 (8,892,870,782)	
オーストラリア・ドル	NATIONAL STORAGE REIT	2,363,912	5,555,193.200	
	SCENTRE GROUP	6,703,098	24,734,431.620	
	MIRVAC GROUP	8,022,494	18,692,411.020	
	STOCKLAND	5,246,437	29,694,833.420	
	GOODMAN GROUP	2,352,802	73,054,502.100	
	CHARTER HALL GROUP	1,080,479	19,664,717.800	
	INGENIA COMMUNITIES GROUP	2,469,309	14,124,447.480	

オーストラリア・ドル 小計			185,520,536.640 (17,153,228,818)	
カナダ・ドル	DREAM INDUSTRIAL REAL ESTATE	551,925	5,640,673.500	
	FIRST CAPITAL REAL ESTATE IN	256,854	4,466,691.060	
カナダ・ドル 小計			10,107,364.560 (1,050,054,105)	
シンガポール・ドル	CAPITALAND INTEGRATED COMMER	9,243,400	19,411,140.000	
	MAPLETREE LOGISTICS TRUST	3,604,600	4,073,198.000	
	FRASERS CENTREPOINT TRUST	4,075,539	9,292,228.920	
	PARKWAYLIFE REAL ESTATE	3,563,867	15,146,434.750	
シンガポール・ドル 小計			47,923,001.670 (5,322,328,565)	
ニュージーランド・ドル	GOODMAN PROPERTY TRUST	3,794,615	7,380,526.170	
ニュージーランド・ドル 小計			7,380,526.170 (630,370,740)	
ユーロ	SHURGARD SELF STORAGE LTD	64,767	2,260,368.300	
	UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	172,580	13,192,015.200	
	GECINA SA	26,315	2,414,401.250	
	KLEPIERRE	399,052	13,144,772.880	
	MERCIALYS	389,954	4,086,717.920	
	AEDIFICA	147,653	10,224,970.250	
	WAREHOUSES DE PAUW SCA	203,873	4,281,333.000	
	XIOR STUDENT HOUSING NV	99,951	2,908,574.100	
	MERLIN PROPERTIES SOCIMI SA	590,325	6,062,637.750	
ユーロ 小計			58,575,790.650 (9,522,666,286)	
香港・ドル	LINK REIT	3,464,292	138,398,465.400	
香港・ドル 小計			138,398,465.400 (2,561,755,595)	
投資証券 合計			91,376,067,681 [91,376,067,681]	
合計			91,376,067,681 [91,376,067,681]	

投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

（注）1. 各種通貨毎の小計の欄における（ ）内の金額は、邦貨換算額であります。

2. 合計欄における〔 〕内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入 投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	投資証券 35銘柄	100%	50.7%
イギリス・ポンド	投資証券 10銘柄	100%	9.7%
オーストラリア・ドル	投資証券 7銘柄	100%	18.8%
カナダ・ドル	投資証券 2銘柄	100%	1.1%
シンガポール・ドル	投資証券 4銘柄	100%	5.8%
ニュージーランド・ドル	投資証券 1銘柄	100%	0.7%
ユーロ	投資証券 9銘柄	100%	10.4%
香港・ドル	投資証券 1銘柄	100%	2.8%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

「ダイワ好配当日本株マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	2024年11月8日現在 金 額 (円)	2025年5月8日現在 金 額 (円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,050,763,119	1,538,729,928
株式	43,353,969,090	40,531,435,650
派生商品評価勘定	254,600	11,939,100
未収入金	532,898,595	369,121,256
未収配当金	631,780,550	728,396,428
前払金	875,000	-
差入委託証拠金	22,455,112	74,256,614

流動資産合計	45,592,996,066	43,253,878,976
資産合計	45,592,996,066	43,253,878,976
負債の部		
流動負債		
前受金	-	7,590,000
未払金	49,112,230	317,125,731
未払解約金	47,300,000	38,788,000
流動負債合計	96,412,230	363,503,731
負債合計	96,412,230	363,503,731
純資産の部		
元本等		
元本 ※1	7,537,736,209	7,181,729,609
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	37,958,847,627	35,708,645,636
元本等合計	45,496,583,836	42,890,375,245
純資産合計	45,496,583,836	42,890,375,245
負債純資産合計	45,592,996,066	43,253,878,976

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自2024年11月9日 至2025年5月8日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	先物取引

3. 収益及び費用の計上基準	個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。 受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。
----------------	---

(貸借対照表に関する注記)

区分	2024年11月8日現在	2025年5月8日現在
1. ※1 期首 期首元本額 期中追加設定元本額 期中一部解約元本額 期末元本額の内訳 ファンド名 ダイワ好配当日本株投信（季節点描） 安定重視ポートフォリオ（奇数月分配型） インカム重視ポートフォリオ（奇数月分配型） 成長重視ポートフォリオ（奇数月分配型） ダイワ資産分散インカムオープン（奇数月決算型） DCダイワ・ワールドアセット（六つの羽／安定コース） DCダイワ・ワールドアセット（六つの羽／6分散コース） DCダイワ・ワールドアセット（六つの羽／成長コース） 計 2. 期末日における受益権の総数	2024年5月9日 7,289,595,801円 759,690,373円 511,549,965円 5,938,084,823円 14,842,366円 9,973,367円 204,197,303円 27,862,747円 186,618,657円 380,398,818円 775,758,128円 7,537,736,209円 7,537,736,209口	2024年11月9日 7,537,736,209円 400,755,450円 756,762,050円 5,480,127,015円 13,528,209円 8,973,001円 194,516,080円 25,382,183円 187,539,313円 377,524,285円 894,139,523円 7,181,729,609円 7,181,729,609口

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

区分	自2024年11月9日 至2025年5月8日
----	---------------------------

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細をデリバティブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しております。 これらの金融商品は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 信託財産の効率的な運用に資することを目的として、投資信託約款に従ってわが国の金融商品取引所（外国の取引所）における株価指数先物取引を利用しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。 デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

II 金融商品の時価等に関する事項

区分	2025年5月8日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。 (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	2024年11月8日現在	2025年5月8日現在
	当期間の損益に 含まれた評価差額（円）	当期間の損益に 含まれた評価差額（円）
株式	582,319,368	2,658,224,765
合計	582,319,368	2,658,224,765

（注）「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から期末日までの期間を指しております。

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

株式関連

種類	2024年11月8日現在				2025年5月8日現在			
	契約額等	うち 1年超	時価	評価損益	契約額等	うち 1年超	時価	評価損益
	(円)		(円)	(円)	(円)		(円)	(円)
市場取引								
株価指数								
先物取引								
買建	768,330,000	-	768,600,000	270,000	1,015,370,000	-	1,027,330,000	11,960,000
合計	768,330,000	-	768,600,000	270,000	1,015,370,000	-	1,027,330,000	11,960,000

（注） 1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として期末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、期末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。
4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

（1口当たり情報）

	2024年11月8日現在	2025年5月8日現在
1口当たり純資産額	6.0358円	5.9722円
（1万口当たり純資産額）	（60,358円）	（59,722円）

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

銘柄	株式数	評価額（円）		備考
		単価	金額	
日鉄鉱業	20,600	6,330.00	130,398,000	
大 林 組	427,200	2,260.00	965,472,000	
鹿島建設	254,100	3,496.00	888,333,600	
大東建託	14,000	16,080.00	225,120,000	
積水ハウス	137,700	3,298.00	454,134,600	
関 電 工	111,900	2,905.50	325,125,450	
森永乳業	70,000	3,337.00	233,590,000	
アサヒグループホールディング	118,400	1,997.00	236,444,800	
コカ・コーラボトラーズJHD	68,000	2,508.00	170,544,000	
日清オイリオグループ	56,100	5,000.00	280,500,000	
日本たばこ産業	108,100	4,559.00	492,827,900	
ダイワボウHD	272,900	2,391.50	652,640,350	
地主	63,300	2,115.00	133,879,500	
オープンハウスグループ	61,400	6,289.00	386,144,600	
東急不動産HD	438,300	1,027.50	450,353,250	
共和レザー	78,700	685.00	53,909,500	
T S I ホールディングス	272,200	1,090.00	296,698,000	
コーエーテクモHD	165,700	2,433.00	403,148,100	
王子ホールディングス	656,200	655.30	430,007,860	
日本曹達	88,700	2,678.00	237,538,600	
東ソー	98,100	2,014.50	197,622,450	
東亜合成	150,600	1,353.00	203,761,800	
三菱瓦斯化学	91,900	2,193.00	201,536,700	
三井化学	131,000	3,163.00	414,353,000	
武田薬品	231,900	4,280.00	992,532,000	
中国塗料	67,600	2,115.00	142,974,000	
サワイグループHD	204,400	1,996.00	407,982,400	
富士フイルムHLDGS	42,600	3,153.00	134,317,800	
ENEOSホールディングス	596,000	697.20	415,531,200	
コスモエネルギーHLDGS	56,400	5,906.00	333,098,400	
TOYO TIRE	202,600	2,680.00	542,968,000	
住友ゴム	251,100	1,857.50	466,418,250	
アジアパイルHD	73,600	884.00	65,062,400	
日本製鉄	147,400	3,003.00	442,642,200	
大和工業	16,200	8,331.00	134,962,200	

中部銅鉄	37,200	2,056.00	76,483,200	
大同特殊鋼	206,400	999.60	206,317,440	
栗本鉄工所	20,900	4,635.00	96,871,500	
大紀アルミニウム	44,200	903.00	39,912,600	
日本軽金属HD	11,900	1,498.00	17,826,200	
住友電工	669,700	2,400.00	1,607,280,000	
マルゼン	58,300	3,375.00	196,762,500	
タ ク マ	105,600	1,854.00	195,782,400	
ツ ガ ミ	218,900	1,733.00	379,353,700	
F U J I	94,300	2,090.50	197,134,150	
オーエスジー	63,500	1,681.50	106,775,250	
ベルシステム24HLDGS	106,600	1,230.00	131,118,000	
小松製作所	399,700	4,197.00	1,677,540,900	
SANKYO	483,800	2,089.50	1,010,900,100	
竹内製作所	25,200	4,480.00	112,896,000	
日 立	58,400	3,818.00	222,971,200	
ダイヘン	51,100	6,770.00	345,947,000	
I D E C	51,000	2,267.00	115,617,000	
パナソニック ホールディング	526,800	1,699.50	895,296,600	
ヒロセ電機	14,600	16,335.00	238,491,000	
三菱重工業	92,900	2,892.50	268,713,250	
いすゞ自動車	264,400	1,914.00	506,061,600	
トヨタ自動車	605,700	2,671.50	1,618,127,550	
新明和工業	128,600	1,343.00	172,709,800	
プレス工業	188,000	548.00	103,024,000	
アイシン	605,400	1,802.50	1,091,233,500	
愛三工業	52,300	1,927.00	100,782,100	
萩原電気HLDGS	30,900	3,095.00	95,635,500	
ダイトロン	78,200	3,280.00	256,496,000	
イトーキ	107,500	1,816.00	195,220,000	
東京エレクトロン	32,200	22,355.00	719,831,000	
B I P R O G Y	76,400	5,383.00	411,261,200	
三菱商事	496,900	2,712.50	1,347,841,250	
阪和興業	17,500	4,785.00	83,737,500	
丸井グループ	256,300	2,849.50	730,326,850	
三菱UFJフィナンシャルG	946,600	1,763.50	1,669,329,100	
三井住友トラストグルー	262,300	3,399.00	891,557,700	
三井住友フィナンシャルG	529,100	3,332.00	1,762,961,200	
ふくおかフィナンシャルG	54,000	3,686.00	199,044,000	
山陰合同銀行	195,600	1,193.00	233,350,800	

SBIホールディングス	33,200	3,710.00	123,172,000	
オリックス	129,600	2,863.50	371,109,600	
MS & AD	54,000	3,189.00	172,206,000	
東京海上HD	366,500	5,720.00	2,096,380,000	
T&Dホールディングス	146,900	3,006.00	441,581,400	
カチタス	42,500	2,119.00	90,057,500	
セイノーホールディングス	285,200	2,317.50	660,951,000	
日本航空	129,900	2,759.50	358,459,050	
三菱倉庫	412,400	1,012.00	417,348,800	
KDDI	90,800	2,640.00	239,712,000	
ソフトバンク	5,749,300	221.50	1,273,469,950	
光通信	4,600	41,130.00	189,198,000	
九州電力	642,100	1,312.00	842,435,200	
大阪瓦斯	70,400	3,629.00	255,481,600	
乃村工藝社	102,400	844.00	86,425,600	
サンドラッグ	8,800	4,813.00	42,354,400	
合計			40,531,435,650	

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

「ダイワ北米好配当株マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	2024年11月8日現在 金 額 (円)	2025年5月8日現在 金 額 (円)
資産の部		
流動資産		
預金	260,081,692	299,933,742
コール・ローン	24,544,280	78,755,590
株式	5,546,025,172	5,216,502,836
優先出資証券	1,222,220,876	1,444,056,983

投資証券	68,593,320	76,773,517
未収入金	56,491,807	-
未収配当金	2,448,506	2,692,612
未収利息	2,075,241	3,210,101
流動資産合計	7,182,480,894	7,121,925,381
資産合計	7,182,480,894	7,121,925,381
負債の部		
流動負債		
未払解約金	7,145,000	-
流動負債合計	7,145,000	-
負債合計	7,145,000	-
純資産の部		
元本等		
元本 ※1	980,870,422	1,092,563,486
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	6,194,465,472	6,029,361,895
元本等合計	7,175,335,894	7,121,925,381
純資産合計	7,175,335,894	7,121,925,381
負債純資産合計	7,182,480,894	7,121,925,381

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自2024年11月9日 至2025年5月8日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1)株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。 (2)優先出資証券

	移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	(3)投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券については外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。また、市場価格のない有価証券については投資法人が発行する投資証券の1口当たり純資産額に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
3. 収益及び費用の計上基準	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。 (1)受取配当金 原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。 (2)受取利息 優先出資証券の受取利息については、当該証券の権利落ち日において、確定している金額を計上しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。
----------------------------	---

(貸借対照表に関する注記)

区分	2024年11月8日現在	2025年5月8日現在
1. ※1 期首	2024年5月9日	2024年11月9日
期首元本額	985,783,126円	980,870,422円
期中追加設定元本額	54,058,785円	139,428,198円
期中一部解約元本額	58,971,489円	27,735,134円
期末元本額の内訳		
ファンド名		
安定重視ポートフォリオ（奇数月分配型）	3,942,864円	3,953,032円
インカム重視ポートフォリオ（奇数月分配型）	2,641,023円	2,650,342円
成長重視ポートフォリオ（奇数月分配型）	56,280,904円	56,687,467円
ダイワ資産分散インカムオープン（奇数月決算型）	7,629,224円	6,952,392円
DCダイワ・ワールドアセット（六つの羽／安定コース）	125,317,448円	133,182,626円
DCダイワ・ワールドアセット（六つの羽／6分散コース）	258,138,910円	266,263,037円
DCダイワ・ワールドアセット（六つの羽／成長コース）	526,920,049円	622,874,590円
計	980,870,422円	1,092,563,486円
2. 期末日における受益権の総数	980,870,422口	1,092,563,486口

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

区分	自2024年11月9日 至2025年5月8日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細をデリバティブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しております。 これらの金融商品は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 外貨建資産の売買代金等の受取りまたは支払いを目的として、投資信託約款に従って為替予約取引を利用しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

II 金融商品の時価等に関する事項

区分	2025年5月8日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	2024年11月8日現在	2025年5月8日現在
	当期間の損益に 含まれた評価差額（円）	当期間の損益に 含まれた評価差額（円）

株式	103,258,650	169,369,118
優先出資証券	△10,962,159	21,357,260
投資証券	△1,357,167	1,480,957
合計	90,939,324	192,207,335

（注）「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から期末日までの期間を指しております。

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

2024年11月8日現在	2025年5月8日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	2024年11月8日現在	2025年5月8日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	7.3153円 (73,153円)	6.5185円 (65,185円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカ・ドル	PALO ALTO NETWORKS INC	1,000	188.140	188,140.000	
	ABBOTT LABORATORIES	2,000	133.950	267,900.000	
	DARDEN RESTAURANTS INC	600	198.000	118,800.000	
	ADOBE INC	770	384.970	296,426.900	
	AUTOZONE INC	35	3,745.540	131,093.900	
	AUTOMATIC DATA PROCESSING	660	305.180	201,418.800	
	AMERICAN ELECTRIC POWER	1,375	107.480	147,785.000	
	DANAHER CORP	690	193.090	133,232.100	
	ARCHER-DANIELS-MIDLAND CO	2,500	47.880	119,700.000	
	APPLE INC	11,000	196.250	2,158,750.000	
	DISCOVER FINANCIAL SERVICES	1,000	189.160	189,160.000	
	VERIZON COMMUNICATIONS INC	3,800	43.890	166,782.000	
	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	1,000	518.220	518,220.000	
	BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	6,000	47.620	285,720.000	
	JPMORGAN CHASE & CO	4,000	249.390	997,560.000	
	AMERIPRISE FINANCIAL INC	350	480.800	168,280.000	
	CATERPILLAR INC	670	320.290	214,594.300	

CISCO SYSTEMS INC	6,900	59.570	411,033.000	
MORGAN STANLEY	3,400	119.100	404,940.000	
SS&C TECHNOLOGIES HOLDINGS	1,400	76.720	107,408.000	
BROADCOM INC	4,000	204.810	819,240.000	
CBOE GLOBAL MARKETS INC	400	234.230	93,692.000	
CONSOLIDATED EDISON INC	690	111.040	76,617.600	
CARLISLE COS INC	350	384.360	134,526.000	
ROLLINS INC	3,000	56.910	170,730.000	
LYONDELLBASELL INDU-CL A	1,460	55.610	81,190.600	
COSTCO WHOLESALE CORP	450	1,007.150	453,217.500	
RELIANCE INC	230	297.290	68,376.700	
MERCADOLIBRE INC	50	2,262.090	113,104.500	
T-MOBILE US INC	1,200	251.260	301,512.000	
CSX CORP	4,000	28.370	113,480.000	
EXPEDIA GROUP INC	500	166.560	83,280.000	
AMAZON.COM INC	5,200	188.710	981,292.000	
EXXON MOBIL CORP	3,200	104.610	334,752.000	
EOG RESOURCES INC	1,000	107.970	107,970.000	
CENCORA INC	300	304.580	91,374.000	
FORD MOTOR CO	8,700	10.280	89,436.000	
FREEPORT-MCMORAN INC	2,200	37.020	81,444.000	
US BANCORP	2,800	41.300	115,640.000	
FASTENAL CO	1,600	78.500	125,600.000	
GENERAL DYNAMICS CORP	1,000	269.450	269,450.000	
GOLDMAN SACHS GROUP INC	470	551.920	259,402.400	
ALPHABET INC-CL A	11,200	151.380	1,695,456.000	
OWENS CORNING	800	130.400	104,320.000	
HALLIBURTON CO	4,000	19.360	77,440.000	
HOME DEPOT INC	1,100	362.750	399,025.000	
HP INC	4,200	25.850	108,570.000	
INTL BUSINESS MACHINES CORP	1,460	253.370	369,920.200	
CHENIERE ENERGY INC	350	238.760	83,566.000	
JOHNSON & JOHNSON	4,700	157.300	739,310.000	
ABBVIE INC	1,700	188.090	319,753.000	
KIMBERLY-CLARK CORP	650	133.590	86,833.500	
KROGER CO	1,800	72.380	130,284.000	
ELI LILLY & CO	540	776.720	419,428.800	
MCDONALD'S CORP	800	318.130	254,504.000	
3M CO	1,300	138.640	180,232.000	

META PLATFORMS INC CLASS A	2,300	596.810	1,372,663.000	
METLIFE INC	1,500	76.740	115,110.000	
MOTOROLA SOLUTIONS INC	300	415.150	124,545.000	
MERCK & CO. INC.	2,400	79.120	189,888.000	
MARSH & MCLENNAN COS	700	227.910	159,537.000	
VISTRA CORP	600	139.500	83,700.000	
NETAPP INC	1,320	93.020	122,786.400	
NIKE INC -CL B	2,000	58.620	117,240.000	
RAYMOND JAMES FINANCIAL INC	1,400	143.200	200,480.000	
EVERGY INC	2,100	69.640	146,244.000	
PAYCHEX INC	800	150.320	120,256.000	
ALTRIA GROUP INC	5,000	60.910	304,550.000	
CIGNA CORP	260	334.440	86,954.400	
PROCTER & GAMBLE CO/THE	2,800	159.290	446,012.000	
DOCUSIGN INC	1,400	82.240	115,136.000	
PEPSICO INC	1,400	131.915	184,681.000	
CORTEVA INC	1,500	62.480	93,720.000	
AGNICO EAGLE MINES LTD	740	117.300	86,802.000	
ACCENTURE PLC-CL A	650	306.090	198,958.500	
QUALCOMM INC	1,900	144.300	274,170.000	
REGENERON PHARMACEUTICALS	130	560.930	72,920.900	
BOOKING HOLDINGS INC	45	5,196.240	233,830.800	
RESMED INC	370	244.700	90,539.000	
CARRIER GLOBAL CORP	3,000	69.990	209,970.000	
REGIONS FINANCIAL CORP	5,500	20.780	114,290.000	
CHEVRON CORP	2,300	135.790	312,317.000	
TESLA INC	1,300	276.220	359,086.000	
SOUTHERN CO/THE	2,230	92.110	205,405.300	
SYSCO CORP	1,600	70.510	112,816.000	
AT&T INC	7,700	28.100	216,370.000	
SALESFORCE.COM INC	1,040	278.230	289,359.200	
UNION PACIFIC CORP	820	213.850	175,357.000	
UNITED PARCEL SERVICE-CL B	1,160	93.960	108,993.600	
UNITEDHEALTH GROUP INC	870	391.060	340,222.200	
VERISIGN INC	740	287.380	212,661.200	
VALERO ENERGY CORP	1,000	116.950	116,950.000	
ELEVANCE HEALTH INC	220	417.430	91,834.600	
WALT DISNEY CO/THE	1,300	102.090	132,717.000	
WELLS FARGO & CO	4,600	73.180	336,628.000	

	WILLIAMS COS INC	1,350	58.940	79,569.000	
	TJX COMPANIES INC	1,800	128.650	231,570.000	
	VISA INC-CLASS A SHARES	2,900	349.850	1,014,565.000	
	PULTEGROUP INC	1,400	101.320	141,848.000	
	PPG INDUSTRIES INC	800	106.760	85,408.000	
	NVIDIA CORP	18,000	117.060	2,107,080.000	
	TYSON FOODS INC-CL A	2,000	55.180	110,360.000	
	NETFLIX INC	380	1,155.410	439,055.800	
	THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	500	407.850	203,925.000	
	MOLSON COORS BEVERAGE CO - B	1,900	56.840	107,996.000	
	AMERICAN EXPRESS CO	1,000	276.240	276,240.000	
	GE HEALTHCARE TECHNOLOGIES	1,000	68.820	68,820.000	
	AVERY DENNISON CORP	400	171.660	68,664.000	
	EMERSON ELECTRIC CO	1,050	109.860	115,353.000	
	APPLIED MATERIALS INC	2,000	155.810	311,620.000	
	CME GROUP INC	500	284.820	142,410.000	
	GILEAD SCIENCES INC	1,200	98.900	118,680.000	
	CRH PUBLIC LIMITED PLC	1,050	91.820	96,411.000	
	TE CONNECTIVITY LTD	800	149.690	119,752.000	
	BLACKROCK INC	230	920.360	211,682.800	
	HARTFORD INSURANCE GROUP INC	1,000	127.780	127,780.000	
	ILLINOIS TOOL WORKS	500	240.310	120,155.000	
	SNAP-ON INC	360	314.660	113,277.600	
	DUKE ENERGY CORP	1,740	122.600	213,324.000	
	TARGET CORP	1,100	95.490	105,039.000	
	CINTAS CORP	600	215.110	129,066.000	
	CONAGRA BRANDS INC	3,300	23.000	75,900.000	
	MICROSOFT CORP	4,700	433.350	2,036,745.000	
	MEDTRONIC PLC	1,250	83.160	103,950.000	
	MONDELEZ INTERNATIONAL INC-A	1,400	67.180	94,052.000	
	EBAY INC	1,900	69.760	132,544.000	
	PAYPAL HOLDINGS INC	3,000	68.690	206,070.000	
	PROGRESSIVE CORP	850	286.380	243,423.000	
	INTUIT INC	300	641.140	192,342.000	
	COMCAST CORP-CLASS A	4,000	34.390	137,560.000	
アメリカ・ドル 小計				35,518,852.100	
				(5,101,927,916)	
カナダ・ドル	CONSTELLATION SOFTWARE INC	40	5,050.010	202,000.400	
	ROYAL BANK OF CANADA	2,000	166.400	332,800.000	

	CANADIAN NATURAL RESOURCES	4,300	39.820	171,226.000	
	FAIRFAX FINANCIAL HLDGS LTD	100	2,231.020	223,102.000	
	MANULIFE FINANCIAL CORP	4,000	43.430	173,720.000	
カナダ・ドル 小計				1,102,848.400 (114,574,920)	
合計				5,216,502,836 [5,216,502,836]	

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
優先出資 証券	アメリカ・ドル	SCE TRUST V 5.45 K	3,017	70,371.520	
		MORGAN STANLEY 5.85 K	8,412	193,391.880	
		AXIS CAPITAL HLDGS LTD 5.5 E	1,982	40,512.080	
		WELLS FARGO & COMPANY 5.625 Y	3,572	82,263.160	
		AT&T INC 5.35	12,590	286,044.800	
		BANK OF AMERICA CORP 6 GG	5,459	134,236.810	
		METLIFE INC 5.625 E	1,742	40,797.640	
		BANK OF AMERICA CORP 5.875 HH	5,987	142,969.560	
		US BANCORP 5.5 K	1,776	40,137.600	
		JPMORGAN CHASE & CO 5.75 DD	8,159	198,100.520	
		JPMORGAN CHASE & CO 6 EE	10,922	272,613.120	
		CMS ENERGY CORP 5.875	12,484	279,766.440	
		NEXTERA ENERGY CAPITAL 5.65 N	2,220	50,882.400	
		REGIONS FINANCIAL CORP 5.7 C	9,833	230,387.190	
		ALGONQUIN PWR & UTILITY 19- A FR	11,489	289,178.130	
		ATHENE HOLDING LTD 6.35 A	1,100	26,048.000	
		VOYA FINANCIAL INC 5.35 B	3,887	95,425.850	
		BANK OF AMERICA CORP 5.375 KK	7,580	166,911.600	
		ALLSTATE CORP 5.1 H	9,983	205,749.630	
		SEMPRA 5.75	6,407	132,688.970	
		AEGON FUNDING CO LLC 5.1	1,761	35,994.660	

AMERICAN FINANCIAL GROUP 5.125	4,604	86,785.400	
AT&T INC 5 A	5,878	118,911.940	
BERKLEY (WR) CORPORATION 5.1	5,824	113,917.440	
METLIFE INC 4.75 F	18,913	371,071.160	
SOUTHERN CO 4.95 2020	6,902	138,247.060	
WELLS FARGO & COMPANY 4.75 Z	15,768	300,222.720	
CAPITAL ONE FINANCIAL CO 4.8 J	3,415	61,982.250	
ATHENE HOLDING LTD 6.375 C	12,915	324,038.640	
TRUIST FINANCIAL CORP 4.75 R	2,399	46,444.640	
UNITED STATES CELLULAR C 6.25	2,769	65,808.050	
AMERICAN FINANCIAL GROUP 4.5	5,300	88,510.000	
BROOKFIELD FINANCE INC 4.625 50	1,116	18,123.840	
WELLS FARGO & COMPANY 4.7 AA	13,268	248,376.960	
US BANCORP 3.75 L	3,800	58,619.180	
BANK OF AMERICA CORP 4.375 NN	12,985	229,315.100	
EQUITABLE HOLDINGS INC 4.3 C	10,657	177,439.050	
BANK OF AMERICA CORP 4.125 PP	9,313	155,061.450	
WELLS FARGO & COMPANY 4.375 CC	6,488	113,734.640	
US BANCORP 4 M	1,142	18,751.640	
JPMORGAN CHASE & CO 4.55 JJ	12,497	236,193.300	
JPMORGAN CHASE & CO 4.625 LL	15,178	294,453.200	
JPMORGAN CHASE AND CO DS REPSTG T 4.2	8,553	151,559.160	
RENAISSANCERE HOLDINGS LTD 4.2	6,986	110,308.940	
MORGAN STANLEY 4.25	6,675	115,277.250	

		DTE ENERGY CO 4.375	10,302	182,551.440	
		BANK OF AMERICA CORP 4.75	6,962	133,113.440	
		WESCO INTERNATIONAL INC FR	2,467	62,735.810	
		MORGAN STANLEY DEP REPSTG SH NON 6.5	3,545	89,475.800	
		KEY FR	6,286	153,001.240	
		ARCH CAPITAL GROUP LTD. 4.55	7,681	131,345.100	
		RGA FR	10,721	278,960.420	
		LINCOLN NATIONAL CORPORATION 9	6,169	166,087.980	
		ATHENE HLDG LTD DEP SHR REPSTG I FR	3,250	81,250.000	
		ALLSTATE CORP 7.375	3,154	82,981.740	
		APOLLO GLOBAL MANAGEMENT INC 7.625	11,364	299,555.040	
		SCE TRUST 7 7.5	4,889	112,251.440	
		F&G ANNUITIES & LIFE INC 7.95	3,815	98,808.500	
		TPG OPERATING GROUP II LP 6.95	1,643	40,039.910	
		AFFILIATED MANAGERS GROUP INC. 6.75	8,081	190,307.550	
		M T BK DEP INT PERP PFD STK SER J 7.5	9,841	261,869.010	
		MORGAN STANLEY 6.625	15,514	393,745.320	
		COREBRIDGE FINANCIAL INC 6.375	3,718	88,525.580	
		SOUTHERN COMPANY (THE) 6.5	4,555	117,063.500	
		MORGAN STANLEY 6.875 F	7,299	183,788.820	
		MOMORGAN STANLEY FR	5,111	129,154.970	
		MORGAN STANLEY 6.375 I	4,858	119,069.580	
		アメリカ・ドル 小計			10,053,306.760 (1,444,056,983)
優先出資証券 合計			1,444,056,983 [1,444,056,983]		
投資証券	アメリカ・ドル	DIGITALBRIDGE GROUP INC 7.125 J	7,569	169,242.840	
		PUBLIC STORAGE 4.625 L	10,866	204,498.120	
		PUBLIC STORAGE 3.9 0	10,034	160,744.680	

	アメリカ・ドル 小計		534,485.640 (76,773,517)	
投資証券	合計		76,773,517 [76,773,517]	
合計			1,520,830,500 [1,520,830,500]	

優先出資証券及び投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

（注）1. 各種通貨毎の小計の欄における（ ）内の金額は、邦貨換算額であります。

2. 合計欄における〔 〕内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	組入 優先出資 証券 時価比率	組入 投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	株式 130銘柄 優先出資証券 67銘柄 投資証券 3銘柄	77%	21.8%	1.2%	98.3%
カナダ・ドル	株式 5銘柄	100%	-%	-%	1.7%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

「ダイワ欧州好配当株マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	2024年11月8日現在 金 額 (円)	2025年5月8日現在 金 額 (円)
資産の部		
流動資産		
預金	80,299,201	40,364,729

コール・ローン	12,758,712	47,338,409
株式	1,749,715,016	1,900,344,885
未収配当金	1,030,151	9,844,492
流動資産合計	1,843,803,080	1,997,892,515
資産合計	1,843,803,080	1,997,892,515
負債の部		
流動負債		
未払解約金	3,482,000	2,000,000
流動負債合計	3,482,000	2,000,000
負債合計	3,482,000	2,000,000
純資産の部		
元本等		
元本 ※1	579,724,956	593,601,956
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	1,260,596,124	1,402,290,559
元本等合計	1,840,321,080	1,995,892,515
純資産合計	1,840,321,080	1,995,892,515
負債純資産合計	1,843,803,080	1,997,892,515

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自2024年11月9日 至2025年5月8日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	為替予約取引

	個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買取相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	2024年11月8日現在	2025年5月8日現在
1. ※1 期首	2024年5月9日	2024年11月9日
期首元本額	595,486,442円	579,724,956円
期中追加設定元本額	19,318,101円	70,143,533円
期中一部解約元本額	35,079,587円	56,266,533円
期末元本額の内訳		
ファンド名		
安定重視ポートフォリオ（奇数月分配型）	8,635,772円	8,059,599円
インカム重視ポートフォリオ（奇数月分配型）	6,049,278円	5,134,104円
成長重視ポートフォリオ（奇数月分配型）	123,739,961円	116,102,725円
ダイワ資産分散インカムオープン（奇数月決算型）	16,564,254円	15,051,065円

DCダイワ・ワールドアセット （六つの羽／安定コース）	58,553,584円	58,454,123円
DCダイワ・ワールドアセット （六つの羽／6分散コース）	120,015,119円	117,079,738円
DCダイワ・ワールドアセット （六つの羽／成長コース）	246,166,988円	273,720,602円
計	579,724,956円	593,601,956円
2. 期末日における受益権の総数	579,724,956口	593,601,956口

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

区分	自2024年11月9日 至2025年5月8日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細をデリバティブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しております。 これらの金融商品は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 外貨建資産の売買代金等の受取りまたは支払いを目的として、投資信託約款に従って為替予約取引を利用しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

II 金融商品の時価等に関する事項

区分	2025年5月8日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券

	重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
--	--

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	2024年11月8日現在	2025年5月8日現在
	当期間の損益に 含まれた評価差額（円）	当期間の損益に 含まれた評価差額（円）
株式	△77,184,319	112,896,372
合計	△77,184,319	112,896,372

(注) 「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から期末日までの期間を指しております。

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

2024年11月8日現在	2025年5月8日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	2024年11月8日現在	2025年5月8日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	3.1745円 (31,745円)	3.3623円 (33,623円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
イギリス・ポンド	SHELL PLC	12,894	24.290	313,195.260	
	UNILEVER PLC	6,016	47.980	288,647.680	
	AVIVA PLC	33,880	5.816	197,046.080	
	GSK	13,944	13.790	192,287.760	
	M&G PLC	75,373	2.145	161,675.080	
	ASTRAZENECA PLC	2,802	105.040	294,322.080	
	NATIONAL GRID PLC	24,842	10.760	267,299.920	

	LLOYDS BANKING GROUP PLC	275,268	0.722	198,853.600	
	HSBC HOLDINGS PLC	44,562	8.432	375,746.780	
イギリス・ポンド 小計				2,289,074.240 (437,510,760)	
スイス・フラン	NESTLE SA-REG	6,118	88.150	539,301.700	
	ZURICH INSURANCE GROUP AG	642	593.200	380,834.400	
	NOVARTIS AG-REG	4,813	91.820	441,929.660	
	GIVAUDAN-REG	86	3,985.000	342,710.000	
スイス・フラン 小計				1,704,775.760 (297,500,418)	
デンマーク・ク ローネ	NOVO NORDISK A/S-B	3,608	446.800	1,612,054.400	
デンマーク・クローネ 小計				1,612,054.400 (35,126,665)	
ユーロ	SIEMENS AG-REG	3,071	209.150	642,299.650	
	BAYERISCHE MOTOREN WERKE AG	3,286	76.100	250,064.600	
	BASF SE	4,032	42.240	170,311.680	
	ALLIANZ SE-REG	1,104	371.700	410,356.800	
	MUENCHENER RUECKVER AG-REG	636	594.800	378,292.800	
	DEUTSCHE TELEKOM AG-REG	15,388	31.970	491,954.360	
	KONINKLIJKE AHOLD DELHAIZE N	7,134	37.500	267,525.000	
	KONINKLIJKE KPN NV	89,223	4.132	368,669.430	
	TOTALENERGIES SE	5,604	50.750	284,403.000	
	MICHELIN (CGDE)	9,451	32.630	308,386.130	
	SCHNEIDER ELECTRIC SE	2,301	211.400	486,431.400	
	BNP PARIBAS	3,187	76.020	242,275.740	
	DANONE	3,722	75.000	279,150.000	
	COMPAGNIE DE SAINT GOBAIN	2,497	96.820	241,759.540	
	CAPGEMINI SE	1,919	143.250	274,896.750	
	PUBLICIS GROUPE	1,733	90.900	157,529.700	
	AXA SA	9,407	40.650	382,394.550	
	SANOFI	2,749	91.670	252,000.830	
	INTESA SANPAOLO	73,727	4.668	344,194.490	
	ENI SPA	14,180	12.650	179,377.000	
	ENEL SPA	49,171	7.743	380,731.050	
	ENAGAS SA	6,494	13.700	88,967.800	
	KINGSPAN GROUP PLC	936	74.950	70,153.200	
ユーロ 小計				6,952,125.500 (1,130,207,042)	

合計			1,900,344,885	
			[1,900,344,885]	

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

(注) 1. 各種通貨毎の小計の欄における（ ）内の金額は、邦貨換算額であります。

2. 合計欄における〔 〕内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	合計金額に 対する比率
イギリス・ポンド	株式 9銘柄	100%	23.0%
スイス・フラン	株式 4銘柄	100%	15.7%
デンマーク・クローネ	株式 1銘柄	100%	1.8%
ユーロ	株式 23銘柄	100%	59.5%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

「ダイワ・アジア・オセアニア好配当株マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	2024年11月8日現在 金 額 (円)	2025年5月8日現在 金 額 (円)
資産の部		
流動資産		
預金	5,542,522	11,692,579
コール・ローン	23,328,229	2,566,807
株式	741,352,738	704,994,377
投資証券	-	273,108
未収配当金	981,362	1,580,911
流動資産合計	771,204,851	721,107,782

資産合計	771,204,851	721,107,782
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	60	-
未払解約金	20,747,000	-
流動負債合計	20,747,060	-
負債合計	20,747,060	-
純資産の部		
元本等		
元本 ※1	170,839,587	180,610,173
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	579,618,204	540,497,609
元本等合計	750,457,791	721,107,782
純資産合計	750,457,791	721,107,782
負債純資産合計	771,204,851	721,107,782

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区分	自2024年11月9日 至2025年5月8日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1)株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。 (2)投資証券

	移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券については外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。また、市場価格のない有価証券については投資法人が発行する投資証券の1口当たり純資産額に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	2024年11月8日現在	2025年5月8日現在
1. ※1 期首	2024年5月9日	2024年11月9日

期首元本額	182,432,984円	170,839,587円
期中追加設定元本額	12,566,876円	16,271,848円
期中一部解約元本額	24,160,273円	6,501,262円
期末元本額の内訳		
ファンド名		
安定重視ポートフォリオ（奇数月分配型）	6,374,053円	6,611,376円
インカム重視ポートフォリオ（奇数月分配型）	4,381,100円	4,387,910円
成長重視ポートフォリオ（奇数月分配型）	92,557,914円	97,492,190円
ダイワ資産分散インカムオープン（奇数月決算型）	12,514,145円	12,051,196円
DCダイワ・ワールドアセット（六つの羽／安定コース）	7,632,921円	7,884,364円
DCダイワ・ワールドアセット（六つの羽／6分散コース）	15,611,430円	15,722,582円
DCダイワ・ワールドアセット（六つの羽／成長コース）	31,768,024円	36,460,555円
計	170,839,587円	180,610,173円
2. 期末日における受益権の総数	170,839,587口	180,610,173口

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

区分	自2024年11月9日 至2025年5月8日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細をデリバティブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しております。 これらの金融商品は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 外貨建資産の売買代金等の受取りまたは支払いを目的として、投資信託約款に従って為替予約取引を利用しております。

3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

II 金融商品の時価等に関する事項

区分	2025年5月8日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	2024年11月8日現在	2025年5月8日現在
	当期間の損益に 含まれた評価差額（円）	当期間の損益に 含まれた評価差額（円）
株式	4,180,873	36,538,081
投資証券	-	12,772
合計	4,180,873	36,550,853

（注）「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から期末日までの期間を指しております。

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

種類	2024年11月8日現在				2025年5月8日現在			
	契約額等		時価	評価損益	契約額等		時価	評価損益
	(円)	うち 1年超			(円)	うち 1年超		
市場取引以外の取引								

為替予約取引								
売建	800,000	-	800,060	△60	-	-	-	-
アメリカ・ドル	800,000	-	800,060	△60	-	-	-	-
合計	800,000	-	800,060	△60	-	-	-	-

（注） 1. 時価の算定方法

（1）期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のよう
に評価しております。

- ① 期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている
場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
- ② 期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されてい
ない場合は、以下の方法によっております。
 - ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている
場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先
物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
 - ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていな
い場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値
を用いております。

（2）期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、期末日の
対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

（1口当たり情報）

	2024年11月8日現在	2025年5月8日現在
1口当たり純資産額	4.3928円	3.9926円
（1万口当たり純資産額）	（43,928円）	（39,926円）

附属明細表

第1 有価証券明細表

（1）株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
オーストラリ ア・ドル	ANZ GROUP HOLDINGS LTD	6,720	29.980	201,465.600	
	BHP GROUP LTD	5,800	37.930	219,994.000	

	WOODSIDE ENERGY GROUP LTD	4,478	20.270	90,769.060	
	FORTESCUE METALS GROUP LTD	3,200	16.090	51,488.000	
	NATIONAL AUSTRALIA BANK LTD	5,300	35.870	190,111.000	
	WESTPAC BANKING CORP	6,500	31.790	206,635.000	
	RIO TINTO LTD	810	115.930	93,903.300	
	COMMONWEALTH BANK OF AUSTRAL	2,490	165.960	413,240.400	
	QBE INSURANCE GROUP LTD	8,600	21.450	184,470.000	
	MACQUARIE GROUP LTD	830	197.720	164,107.600	
	CSL LTD	745	242.980	181,020.100	
	WESFARMERS LTD	2,230	79.990	178,377.700	
	BRAMBLES LTD	7,100	20.980	148,958.000	
オーストラリア・ドル 小計				2,324,539.760 (214,926,946)	
シンガポール・ドル	CAPITALAND INVESTMENT LTD	37,700	2.570	96,889.000	
	DBS GROUP HOLDINGS LTD	5,200	42.760	222,352.000	
	OVERSEA-CHINESE BANKING CORP	10,200	16.270	165,954.000	
	SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS	56,100	3.880	217,668.000	
シンガポール・ドル 小計				702,863.000 (78,059,964)	
韓国・ウォン	KIA CORP	790	88,100.000	69,599,000.000	
	SK HYNIX INC	1,130	190,800.000	215,604,000.000	
	HYUNDAI MOTOR CO	605	187,600.000	113,498,000.000	
	KT&G CORP	490	114,800.000	56,252,000.000	
	KB FINANCIAL GROUP INC	1,250	93,600.000	117,000,000.000	
	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	7,555	54,600.000	412,503,000.000	
	SK TELECOM	2,900	53,100.000	153,990,000.000	
韓国・ウォン 小計				1,138,446,000.000 (117,373,783)	
香港・ドル	POWER ASSETS HOLDINGS LTD	7,000	52.200	365,400.000	
	CLP HOLDINGS LTD	6,500	67.250	437,125.000	
	HENDERSON LAND DEVELOPMENT	31,000	22.700	703,700.000	
	SWIRE PROPERTIES LTD	26,000	16.580	431,080.000	
	AIA GROUP LTD	19,000	61.750	1,173,250.000	
	TECHTRONIC INDUSTRIES CO LTD	3,500	83.500	292,250.000	
	BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	29,500	32.700	964,650.000	
香港・ドル 小計				4,367,455.000 (80,841,592)	
台湾・ドル	ASE TECHNOLOGY HOLDING CO LT	19,000	135.500	2,574,500.000	
	WIWYNN CORP	1,000	2,090.000	2,090,000.000	

DELTA ELECTRONICS INC	10,000	363.500	3,635,000.000	
GIGABYTE TECHNOLOGY CO LTD	5,000	237.500	1,187,500.000	
REALTEK SEMICONDUCTOR CORP	4,000	503.000	2,012,000.000	
QUANTA COMPUTER INC	9,000	254.000	2,286,000.000	
MEDIATEK INC	4,000	1,275.000	5,100,000.000	
FUBON FINANCIAL HOLDING CO	36,600	78.000	2,854,800.000	
UNIMICRON TECHNOLOGY CORP	9,000	90.900	818,100.000	
GLOBAL UNICHIP CORP	1,000	1,090.000	1,090,000.000	
TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	13,600	928.000	12,620,800.000	
HON HAI PRECISION INDUSTRY	29,000	145.000	4,205,000.000	
ASUSTEK COMPUTER INC	4,000	594.000	2,376,000.000	
UNITED MICROELECTRONICS CORP	49,000	45.750	2,241,750.000	
台湾・ドル 小計			45,091,450.000 (213,792,092)	
合計			704,994,377 [704,994,377]	

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	シンガポール・ドル	CAPITALAND INTEGRATED COMMER	1,171	2,459.100	
	シンガポール・ドル 小計			2,459.100 (273,108)	
投資証券 合計				273,108 [273,108]	
合計				273,108 [273,108]	

投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

(注) 1. 各種通貨毎の小計の欄における () 内の金額は、邦貨換算額であります。

2. 合計欄における [] 内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	組入 投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
オーストラリア・ドル	株式 13銘柄	100%	-%	30.5%

シンガポール・ドル	株式	4銘柄	99.7%	0.3%	11.1%
	投資証券	1銘柄			
韓国・ウォン	株式	7銘柄	100%	-%	16.6%
香港・ドル	株式	7銘柄	100%	-%	11.5%
台湾・ドル	株式	14銘柄	100%	-%	30.3%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

「ダイワ」－REITアクティブ・マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	2024年11月8日現在 金 額 (円)	2025年5月8日現在 金 額 (円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	2,434,262,542	2,762,292,783
投資証券 ※2	164,110,911,626	180,653,563,800
派生商品評価勘定	-	123,207,810
未収入金	509,544,061	270,710,923
未収配当金	2,003,317,359	2,523,117,178
前払金	92,246,000	-
流動資産合計	169,150,281,588	186,332,892,494
資産合計	169,150,281,588	186,332,892,494
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	86,800,000	-
前受金	-	145,378,500
未払金	899,386,051	632,513,787
未払解約金	7,066,000	39,428,000
流動負債合計	993,252,051	817,320,287
負債合計	993,252,051	817,320,287
純資産の部		
元本等		

元本	※1	50,047,438,565	52,311,457,068
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金（△）		118,109,590,972	133,204,115,139
元本等合計		168,157,029,537	185,515,572,207
純資産合計		168,157,029,537	185,515,572,207
負債純資産合計		169,150,281,588	186,332,892,494

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自2024年11月9日 至2025年5月8日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	2024年11月8日現在	2025年5月8日現在
1. ※1 期首	2024年5月9日	2024年11月9日
期首元本額	44,910,282,139円	50,047,438,565円
期中追加設定元本額	5,295,902,677円	2,512,964,191円
期中一部解約元本額	158,746,251円	248,945,688円

期末元本額の内訳		
ファンド名		
ダイワ・J-REITファンド（F0Fs用）（適格機関投資家専用）	46,576,954,603円	48,726,331,424円
安定重視ポートフォリオ（奇数月分配型）	12,418,257円	11,278,120円
インカム重視ポートフォリオ（奇数月分配型）	8,662,657円	7,486,082円
成長重視ポートフォリオ（奇数月分配型）	50,275,210円	47,470,875円
6資産バランスファンド（分配型）	74,837,790円	71,711,301円
6資産バランスファンド（成長型）	241,124,755円	238,982,823円
ダイワ資産分散インカムオープン（奇数月決算型）	23,465,939円	21,156,056円
DCダイワ・ワールドアセット（六つの羽／安定コース）	480,512,687円	477,876,250円
DCダイワ・ワールドアセット（六つの羽／6分散コース）	649,884,380円	649,461,748円
DCダイワ・ワールドアセット（六つの羽／成長コース）	1,058,936,209円	1,242,718,435円
DCダイワJ-REITアクティブファンド	203,458,876円	199,627,572円
ライフハーモニー（ダイワ世界資産分散ファンド）（成長型）	56,733,835円	51,802,827円
ライフハーモニー（ダイワ世界資産分散ファンド）（安定型）	17,573,759円	17,287,390円
ライフハーモニー（ダイワ世界資産分散ファンド）（分配型）	93,272,606円	86,856,963円
ダイワ・アクティブJリート・ファンド（年4回決算型）	499,327,002円	461,409,202円
計	50,047,438,565円	52,311,457,068円
2. 期末日における受益権の総数	50,047,438,565口	52,311,457,068口
3. ※2 差入委託証拠金代用有価証券	先物取引に係る差入委託証拠金代用有価証券として以下のとおり差入を行っております。 投資証券 564,000,000円	先物取引に係る差入委託証拠金代用有価証券として以下のとおり差入を行っております。 投資証券 668,000,000円

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

区分	自2024年11月9日 至2025年5月8日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細をデリバティブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しております。 これらの金融商品は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 信託財産の効率的な運用に資することを目的として、投資信託約款に従ってわが国の金融商品取引所（外国の取引所）における不動産投信指数先物取引を利用しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。 デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

II 金融商品の時価等に関する事項

区分	2025年5月8日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。 (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	2024年11月8日現在	2025年5月8日現在
	当期間の損益に 含まれた評価差額（円）	当期間の損益に 含まれた評価差額（円）
投資証券	△10,515,438,143	3,493,745,508
合計	△10,515,438,143	3,493,745,508

（注）「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から期末日までの期間を指しております。

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

不動産投信関連

種類	2024年11月8日現在				2025年5月8日現在			
	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引								
不動産投信								
指数先物取引								
買建	2,423,946,000	-	2,337,300,000	△86,646,000	2,676,864,000	-	2,800,251,000	123,387,000
合計	2,423,946,000	-	2,337,300,000	△86,646,000	2,676,864,000	-	2,800,251,000	123,387,000

（注） 1. 時価の算定方法

不動産投信指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として期末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、期末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 不動産投信指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。
4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

（1口当たり情報）

	2024年11月8日現在	2025年5月8日現在
1口当たり純資産額	3.3600円	3.5464円

(1万口当たり純資産額)	(33,600円)	(35,464円)
--------------	-----------	-----------

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額 (円)	備考
投資証券	エスコンジャパンリート	1,123	127,011,300	
	サンケイリアルエステート	1,380	122,268,000	
	SOSILA物流リート投	7,844	884,018,800	
	日本アコモデーションファンド投資 法人	49,023	5,711,179,500	
	森ヒルズリート	13,677	1,812,202,500	
	産業ファンド	22,898	2,658,457,800	
	アドバンス・レジデンス	28,378	4,208,457,400	
	A P I 投資法人	13,966	4,818,270,000	
	G L P 投資法人	92,845	11,698,470,000	
	コンフォリア・レジデンシャル	18,264	5,102,961,600	
	日本プロロジスリート	42,029	9,902,032,400	
	星野リゾート・リート	9,648	2,245,089,600	
	O n e リート投資法人	2,045	500,616,000	
	イオンリート投資	5,775	723,607,500	
	ヒューリックリート投資法	16,641	2,451,219,300	
	日本リート投資法人	34,310	2,919,781,000	
	積水ハウス・リート投資	1,110	86,358,000	
	トーセイ・リート投資法人	6,293	794,805,900	
	野村不動産マスター F	78,942	11,336,071,200	
	ラサールロジポート投資	28,502	3,904,774,000	
	スターアジア不動産投	39,538	2,154,821,000	
	三井不ロジパーク	25,322	2,598,037,200	
	投資法人みらい	10,406	431,849,000	
	三菱地所物流REIT	34,856	4,099,065,600	
	CREロジスティクスファンド	13,265	1,920,772,000	
	ザイマックス・リート	1,591	174,850,900	
	タカラレーベン不動産投	595	50,932,000	

日本ビルファンド	96,914	12,947,710,400	※
ジャパンリアルエステイト	88,942	10,148,282,200	
日本都市ファンド投資法人	114,728	11,151,561,600	
オリックス不動産投資	29,004	5,139,508,800	
日本プライムリアルティ	15,259	5,378,797,500	
NTT都市開発リート投資法人	3,594	477,642,600	
ユナイテッド・アーバン投資法人	20,390	3,115,592,000	
森トラストリート投資法人	34,402	2,194,847,600	
インヴィンシブル投資法人	120,995	7,138,705,000	
フロンティア不動産投資	47,624	3,857,544,000	
平和不動産リート	3,780	498,204,000	
日本ロジスティクスファンド投資法人	25,251	2,360,968,500	
福岡リート投資法人	280	44,240,000	
KDX不動産投資法人	67,981	10,088,380,400	
いちごオフィスリート投資法人	18,608	1,581,680,000	
大和証券オフィス投資法人	7,170	2,165,340,000	
スターツプロシード投資法人	4,363	757,853,100	
大和ハウスリート投資法人	31,072	7,438,636,800	
ジャパン・ホテル・リート投資法人	88,256	6,275,001,600	
大和証券リビング投資法人	25,811	2,353,963,200	
ジャパンエクセレント投資法人	16,250	2,101,125,000	
投資証券 合計		180,653,563,800	
合計		180,653,563,800	

投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

（注） ※先物取引に係る差入委託証拠金代用有価証券として以下の有価証券が差し入れられて
おります。

日本ビルファンド 5,000口

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

2025年5月30日

I	資産総額	1,544,906,314円
II	負債総額	2,288,821円
III	純資産総額（I－II）	1,542,617,493円
IV	発行済数量	1,530,916,584口
V	1単位当たり純資産額（III／IV）	1.0076円

（参考）ダイワ・外債ソブリン・マザーファンド

純資産額計算書

2025年5月30日

I	資産総額	14,635,199,056円
II	負債総額	4,806,419円
III	純資産総額（I－II）	14,630,392,637円
IV	発行済数量	6,878,560,342口
V	1単位当たり純資産額（III／IV）	2.1270円

（参考）ダイワ・グローバルREIT・マザーファンド

純資産額計算書

2025年5月30日

I	資産総額	93,529,983,347円
II	負債総額	45,321,632円
III	純資産総額（I－II）	93,484,661,715円
IV	発行済数量	20,488,691,141口
V	1単位当たり純資産額（III／IV）	4.5627円

（参考）ダイワJ－REITアクティブ・マザーファンド

純資産額計算書

2025年5月30日

I	資産総額	188,457,129,907円
II	負債総額	833,948,320円
III	純資産総額（I－II）	187,623,181,587円
IV	発行済数量	52,302,196,072口
V	1単位当たり純資産額（III／IV）	3.5873円

（参考）ダイワ北米好配当株マザーファンド

純資産額計算書

2025年5月30日

I	資産総額	7,466,761,376円
II	負債総額	0円
III	純資産総額（I－II）	7,466,761,376円
IV	発行済数量	1,109,281,861口
V	1単位当たり純資産額（III／IV）	6.7312円

（参考）ダイワ欧州好配当株マザーファンド

純資産額計算書

2025年5月30日

I	資産総額	2,088,879,040円
II	負債総額	1,000,000円
III	純資産総額（I－II）	2,087,879,040円
IV	発行済数量	603,649,754口
V	1単位当たり純資産額（III／IV）	3.4588円

（参考）ダイワ・アジア・オセアニア好配当株マザーファンド

純資産額計算書

2025年5月30日

I	資産総額	758,608,045円
II	負債総額	0円
III	純資産総額（I－II）	758,608,045円
IV	発行済数量	180,471,149口

V 1 単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ） 4.2035円

(参考) ダイワ好配当日本株マザーファンド

純資産額計算書

2025年5月30日

I	資産総額	46,210,563,727円
II	負債総額	987,533,335円
III	純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	45,223,030,392円
IV	発行済数量	7,197,472,568口
V	1 単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	6.2832円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換えの手続き等

該当事項はありません。

(2) 受益者に対する特典

ありません。

(3) 譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(5) 受益権の譲渡

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(6) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(7) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(8) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

(9) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

a. 資本金の額

2025年5月末日現在

資本金の額 414億2,454万1,896円

発行可能株式総数 799万9,980株

発行済株式総数 326万657株

過去5年間ににおける資本金の額の増減：2024年10月1日262億5,026万9,396円増加しました。

b. 委託会社の機構

① 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでです。

取締役会は、4名以内の代表取締役を選定し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役、執行役員等から構成される経営会議は、経営全般にかかる基本的事項を審議し、決定します。経営会議は、分科会を設置し、専門的な事項についてはその権限を委ねることができます。

② 投資運用の意思決定機構

投資運用の意思決定機構の概要は、以下のとおりとなっています。

イ. 商品会議

ファンド設立時に経営会議の分科会である商品会議を開催し、ファンドの新規設定を決定します。

ロ. 商品担当役員

商品担当役員は、ファンド設立の趣旨に沿って、各ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を決定します。

ハ. 運用会議

CIOが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

ニ. 運用部長・ファンドマネージャー

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

ホ. リスクマネジメント会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務等の関連する業務を行なっています。

2025年5月末日現在、委託会社が運用を行なっている投資信託（親投資信託を除きます。）は次のとおりです。

基本的性格	本数（本）	純資産額の合計額（百万円）
単位型株式投資信託	86	410,178
追加型株式投資信託	791	30,524,568
株式投資信託 合計	877	30,934,746
単位型公社債投資信託	71	128,549
追加型公社債投資信託	14	1,343,467
公社債投資信託 合計	85	1,472,016
総合計	962	32,406,762

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで)の財務諸表についての監査を、有限責任 あずさ監査法人により受けております。
3. 財務諸表の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(1) 【貸借対照表】

(単位:百万円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	4,813	13,153
有価証券	503	1,194
前払費用	481	513
未収委託者報酬	16,513	19,097
未収収益	78	110
関係会社短期貸付金	23,400	70,000
その他	88	94
流動資産計	45,878	104,164
固定資産		
有形固定資産	※1 176	※1 61
建物	2	0
器具備品	174	59
建設仮勘定	0	0
無形固定資産	1,342	1,160
ソフトウェア	1,063	1,062
ソフトウェア仮勘定	279	97
その他	-	0
投資その他の資産	13,660	14,856
投資有価証券	8,448	9,348
関係会社株式	3,475	3,414
出資金	177	34
長期差入保証金	1,021	1,049
繰延税金資産	524	995
その他	12	13

固定資産計	15,180	16,077
資産合計	61,058	120,241

(単位:百万円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	158	134
未払金	6,187	6,757
未払収益分配金	39	62
未払償還金	12	12
未払手数料	5,849	6,660
その他未払金	※2 285	22
未払費用	5,035	5,997
未払法人税等	3,842	4,121
未払消費税等	872	763
賞与引当金	1,048	1,456
その他	1	0
流動負債計	17,146	19,233
固定負債		
退職給付引当金	2,227	2,300
役員退職慰労引当金	62	58
固定負債計	2,289	2,358
負債合計	19,435	21,592
純資産の部		
株主資本		
資本金	15,174	41,424
資本剰余金		
資本準備金	11,495	37,745
資本剰余金合計	11,495	37,745
利益剰余金		
利益準備金	374	374
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	13,048	17,743
利益剰余金合計	13,422	18,117
株主資本合計	40,092	97,287
評価・換算差額等		

その他有価証券評価差額金	1,530	1,361
評価・換算差額等合計	1,530	1,361
純資産合計	41,623	98,649
負債・純資産合計	61,058	120,241

(2) 【損益計算書】

(単位:百万円)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	76,221	91,634
その他営業収益	717	1,233
営業収益計	76,939	92,868
営業費用		
支払手数料	31,497	37,180
広告宣伝費	947	1,124
調査費	10,709	13,135
調査費	1,700	1,954
委託調査費	9,009	11,180
委託計算費	1,783	1,957
営業雑経費	2,285	3,114
通信費	163	167
印刷費	514	483
協会費	51	57
諸会費	18	18
その他営業雑経費	1,538	2,388
営業費用計	47,224	56,512
一般管理費		
給料	6,601	7,599
役員報酬	483	453
給料・手当	4,543	5,116
賞与	527	572
賞与引当金繰入額	1,048	1,456
福利厚生費	969	1,070
交際費	96	108
旅費交通費	192	247
租税公課	508	1,004
不動産賃借料	1,269	1,298
退職給付費用	334	349
役員退職慰労引当金繰入額	6	6

固定資産減価償却費	478	444
諸経費	1,888	2,164
一般管理費計	12,346	14,293
営業利益	17,368	22,061

(単位:百万円)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	32	959
投資有価証券売却益	220	387
有価証券償還益	40	183
受取利息	4	95
その他	89	76
営業外収益計	388	1,703
営業外費用		
投資有価証券売却損	1	176
有価証券償還損	196	4
その他	18	54
営業外費用計	215	235
経常利益	17,540	23,528
特別利益		
投資有価証券売却益	-	※ 1 380
固定資産売却益	-	※ 2 110
特別利益計	-	491
特別損失		
固定資産売却損	-	※ 3 101
システム刷新関連費用	153	-
投資有価証券評価損	132	-
特別損失計	286	101
税引前当期純利益	17,253	23,918
法人税、住民税及び事業税	5,533	7,763
法人税等調整額	△139	△ 397
法人税等合計	5,394	7,366
当期純利益	11,859	16,552

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位:百万円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			株主資本 合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	15,174	11,495	374	11,505	11,879	38,549
当期変動額						
剰余金の配当	-	-	-	△ 10,316	△ 10,316	△ 10,316
当期純利益	-	-	-	11,859	11,859	11,859
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	1,543	1,543	1,543
当期末残高	15,174	11,495	374	13,048	13,422	40,092

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価 証券評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	534	534	39,084
当期変動額			
剰余金の配当	-	-	△ 10,316
当期純利益	-	-	11,859
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	995	995	995
当期変動額合計	995	995	2,538
当期末残高	1,530	1,530	41,623

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位:百万円)

	株主資本					株主資本 合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			
		資本準備金	利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計	
				繰越利益 剰余金		
当期首残高	15,174	11,495	374	13,048	13,422	40,092
当期変動額						
新株の発行	26,250	26,250	-	-	-	52,500
剰余金の配当	-	-	-	△ 11,858	△ 11,858	△ 11,858
当期純利益	-	-	-	16,552	16,552	16,552
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	26,250	26,250	-	4,694	4,694	57,195
当期末残高	41,424	37,745	374	17,743	18,117	97,287

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価 証券評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,530	1,530	41,623
当期変動額			
新株の発行	-	-	52,500
剰余金の配当	-	-	△ 11,858
当期純利益	-	-	16,552
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△ 168	△ 168	△ 168
当期変動額合計	△ 168	△ 168	57,026
当期末残高	1,361	1,361	98,649

注記事項

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法により計上しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	10～18年
器具備品	4～20年

（２）無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（５年間）に基づく定額法によっております。

３．引当金の計上基準

（１）賞与引当金

役員及び従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

（２）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に応じて事業年度ごとに各人の勤務費用が確定するためであります。また、執行役員及び参与についても当事業年度末要支給額を計上しております。

（３）役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

４．収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

当社は証券投資信託の信託約款に基づき、証券投資信託の運用について履行義務を負っております。委託者報酬は、日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当社が日々サービスを提供する時に当該履行義務が充足されるため、証券投資信託の運用期間にわたり収益を認識しております。

５．その他財務諸表の作成のための基本となる重要な事項

当社は株式会社大和証券グループ本社を通算親法人とするグループ通算制度を適用しておりましたが、2024年10月1日の第三者割当増資により、株式会社大和証券グループ本社の100%子会社ではなくなったため、株式会社大和証券グループ本社を通算親法人とするグループ通算制度から離脱しています。

（重要な会計上の見積り）

該当事項はありません。

（未適用の会計基準等）

リースに関する会計基準等

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）等

- ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）等

（１）概要

IFRS第16号の主要な定めを採り入れた新リース会計基準であります。借手の会計処理として、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

（２）適用予定日

2028年3月期の期首から適用予定であります。

（３）当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

（表示方法の変更）

（損益計算書関係）

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めておりました「受取利息」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の財務諸表において、「営業外収益」の「その他」に表示していた93百万円は、「受取利息」4百万円、「その他」89百万円として組替えております。

（貸借対照表関係）

※１ 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
建物	39百万円	40百万円
器具備品	308百万円	269百万円

※２ 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
未払金	236百万円	－ 百万円

３ 保証債務

前事業年度(2024年3月31日)

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務2,354百万円に対して保証を行っております。

当事業年度(2025年3月31日)

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務2,341百万円に対して保証を行っております。

(損益計算書関係)

※ 1 投資有価証券売却益の項目

	前事業年度 (自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月31日)	当事業年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日)
投資有価証券売却益		
非上場株式	－ 百万円	380百万円

※ 2 固定資産売却益の項目

	前事業年度 (自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月31日)	当事業年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日)
固定資産売却益		
美術品	－ 百万円	83百万円
ゴルフ会員権	－ 百万円	26百万円

※ 3 固定資産売却損の項目

	前事業年度 (自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月31日)	当事業年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日)
固定資産売却損		
美術品	－ 百万円	85百万円
ゴルフ会員権	－ 百万円	15百万円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	－	－	2,608
合 計	2,608	－	－	2,608

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当の 総額(百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
----	-------	--------------------	-----------------	-----	-------

2023年6月26日 定時株主総会	普通株式	10,316	3,955	2023年 3月31日	2023年 6月27日
----------------------	------	--------	-------	----------------	----------------

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2024年6月19日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ① 剰余金の配当の総額 11,858百万円
- ② 配当の原資 利益剰余金
- ③ 1株当たり配当額 4,546円
- ④ 基準日 2024年3月31日
- ⑤ 効力発生日 2024年6月20日

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	652	—	3,260
合 計	2,608	652	—	3,260

2024年10月1日付で株式会社かんぽ生命保険より第三者割当増資に係る払込を受け、株式を発行しております。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当の 総額(百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月19日 定時株主総会	普通株式	11,858	4,546	2024年 3月31日	2024年 6月20日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2025年6月19日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ① 剰余金の配当の総額 16,551百万円
- ② 配当の原資 利益剰余金
- ③ 1株当たり配当額 5,076円
- ④ 基準日 2025年3月31日
- ⑤ 効力発生日 2025年6月20日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用に関する事業を行っております。資金運用については安全性の高い金融商品に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

証券投資信託に係る運用報酬の未決済額である未収委託者報酬は、運用するファンドの財産が信託されており、「投資信託及び投資法人に関する法律」、その他関係法令等により一定の制限が設けられているためリスクは極めて軽微であります。有価証券及び投資有価証券は、証券投資信託、株式であります。証券投資信託は事業推進目的で保有しており、価格変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。株式は上場株式、非上場株式、子会社株式並びに関連会社株式を保有しており、上場株式は価格変動リスク及び発行体の信用リスクに、非上場株式、子会社株式及び関連会社株式は発行体の信用リスクに晒されております。関係会社短期貸付金は、親会社に対して貸付を行っているものであります。

未払手数料は証券投資信託の販売に係る代行手数料の未払額であります。未払費用は主にファンド運用に係る業務を委託したことにより発生する費用の未払額であります。これらは、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

①市場リスクの管理

（i）為替変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに為替変動リスク管理の検討を行っております。

（ii）価格変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに価格変動リスク管理の検討を行っており、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しリスクマネジメント会議において報告を行っております。

②信用リスクの管理

発行体の信用リスクは財務リスク管理規程に従い、定期的に財務状況等を把握しリスクマネジメント会議において報告を行っております。

2. 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

貸借対照表計上額、時価並びにレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。また、金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

前事業年度(2024年3月31日)

（1）時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券	144	8,141	—	8,285
資産合計	144	8,141	—	8,285

当事業年度(2025年3月31日)

(1)時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券	2,230	7,968	—	10,199
資産合計	2,230	7,968	—	10,199

(2)時価をもって貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金・預金、未収委託者報酬、関係会社短期貸付金、未払金及び未払費用は、短期間(1年以内)で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注1)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

市場で取得した株式及び上場投資信託は活発な市場における無調整の相場価格を利用できることから、その時価をレベル1に分類しております。当社が保有している証券投資信託のうちレベル1の時価を採用しているもの以外は基準価額を用いて評価しており、当該基準価額は活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2に分類しております。

(注2)市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中の投資有価証券には含めておりません。

(単位：百万円)

区分	前事業年度	当事業年度
非上場株式	666	342
子会社株式	1,448	1,386
関連会社株式	2,027	2,027

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(2024年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 1,448百万円)及び関連会社株式(貸借対照表計上額 2,027百万円)は、市場価格がないことから、記載しておりません。

当事業年度(2025年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 1,386百万円)及び関連会社株式(貸借対照表計上額 2,027百万円)は、市場価格がないことから、記載しておりません。

2. その他有価証券

前事業年度(2024年3月31日)

	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
--	-------------------	---------------	-------------

貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
(1)株式	144	55	89
(2)その他	6,597	4,268	2,329
小計	6,742	4,323	2,419
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他	1,543	1,756	△213
小計	1,543	1,756	△213
合計	8,285	6,079	2,205

(注)非上場株式(貸借対照表計上額 666百万円)については、市場価格がないことから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度(2025年3月31日)

	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
(1)株式	120	55	65
(2)その他	7,230	5,161	2,068
小計	7,350	5,216	2,134
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他	2,848	3,020	△172
小計	2,848	3,020	△172
合計	10,199	8,236	1,962

(注)非上場株式(貸借対照表計上額 342百万円)については、市場価格がないことから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 売却したその他有価証券

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1)株式	-	-	-
(2)その他 証券投資信託	1,455	220	1
合計	1,455	220	1

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1)株式	704	380	-
(2)その他 証券投資信託	3,039	387	176
合計	3,744	767	176

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、証券投資信託について132百万円の減損処理を行っております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、非積立型の確定給付制度(退職一時金制度であります)及び確定拠出制度を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
退職給付債務の期首残高	2,276百万円	2,227百万円
勤務費用	138	149
退職給付の支払額	△ 266	△ 166
その他	78	89
退職給付債務の期末残高	2,227	2,300

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	2,227百万円	2,300百万円
貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	2,227	2,300
退職給付引当金	2,227	2,300
貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	2,227	2,300

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
勤務費用	138百万円	149百万円
その他	9	8
確定給付制度に係る退職給付費用	147	158

(注)その他には、臨時に支払った割増退職金等を含んでおります。

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度187百万円、当事業年度191百万円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

	前事業年度 (2024年 3月31日)	当事業年度 (2025年 3月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	681	724
賞与引当金	262	340
未払事業税	197	260
投資有価証券評価損	204	171
株式報酬費用	115	150
関係会社株式評価損	155	87
出資金評価損	94	14
システム関連費用	25	-
その他	173	157
繰延税金資産小計	1,910	1,907
評価性引当額	△ 486	△ 277
繰延税金資産合計	1,424	1,629
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△ 740	△ 633
連結法人間取引(譲渡益)	△ 159	-
繰延税金負債合計	△ 899	△ 633
繰延税金資産の純額	524	995

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度(2024年 3月31日)

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

当事業年度(2025年 3月31日)

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年 3月31日に国会で成立し、2026年 4月 1日以後に開始する事業年度から防衛特別法人税の創設に伴う法人税率等の引上げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の30.62%から2026年 4月 1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については31.52%となります。

この税率変更により、繰延税金資産が22百万円増加、法人税等調整額が22百万円減少しております。

(収益認識関係)

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、証券投資信託に関する運用その他の業務を行っております。営業収益の内訳は、証券投資信託に関する運用に係る業務が91,634百万円、その他1,233百万円であります。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

(重要な会計方針)の4. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに
当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の
金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

[関連情報]

1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

内国籍証券投資信託又は本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

１．関連当事者との取引

(ア)財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

属性	会社等の 名称	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の所有(被 所有)割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員 の 兼任等	事業上 の関係				
親会社	(株)大和証券 グループ 本社	東京都 千代田 区	247,397	証券持 株会社 業	被所有 100.0	あり	経営管 理	資金の貸付	11,100	関係会 社 短期貸 付金	23,400
								利息の受取 (注)	0	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 貸付利息については市場金利を勘案して合理的に決定し、返済期間は1年以内としております。なお、担保は受け入れておりません。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

属性	会社等の 名称	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内 容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員 の 兼任等	事業上 の関係				
親会社	(株)大和証券 グループ 本社	東京都 千代田 区	247,397	証券持 株会社 業	被所有 80.0	あり	経営管 理	資金の貸付	63,600	関係会 社 短期貸 付金	70,000
								利息の受取 (注1)	89	—	—
その他の 関係 会社	(株)かんぼ 生命保険	東京都 千代田 区	500,000	生命保 険業	被所有 20.0	あり	投資顧 問契約 の締結	投資顧問 報酬 (注2)	215	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 貸付利息については市場金利を勘案して合理的に決定し、返済期間は1年以内としております。

なお、担保は受け入れておりません。

(注2) 投資顧問報酬については市場実勢を勘案して合理的に決定しております。

(イ)財務諸表提出会社の子会社

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

属性	会社等の 名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の所有(被 所有)割合 (%)	関係内容		取引の内 容	取引金額 (百万円)	科目	期末残 高 (百万 円)
						役員 の 兼任等	事業上 の関係				
子会社	Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd.	Singapore	133	金融商 品取引 業	所有 直接100.0	なし	経営管 理	債務保証 (注)	2,354	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) シンガポール通貨庁(MAS)に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行、及びMASへの全ての損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定めるとおりに決定しております。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

属性	会社等の 名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の所有(被 所有)割合 (%)	関係内容		取引の内 容	取引金額 (百万円)	科目	期末残 高 (百万 円)
						役員 の 兼任等	事業上 の関係				
子会社	Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd.	Singapore	133	金融商 品取引 業	所有 直接100.0	なし	経営管 理	債務保証 (注)	2,341	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) シンガポール通貨庁(MAS)に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行、及びMASへの全ての損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定めるとおりに決定しております。

(ウ)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

属性	会社等 の 名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の所有(被 所有)割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円) (注1)	科目	期末残高 (百万円)
						役員 の 兼任等	事業上 の関係				
同一の 親会社 をもつ 会社	大和証 券(株)	東京都 千代田 区	100,000	金融商品 取引業	—	なし	証券投資 信託受益 証券の募 集販売	証券投資信 託の代行手 数料 (注2)	13,749	未払手 数料	3,491
							本社ビル の管理	不動産の賃 借料(注3)	1,030	長期差 入保証 金	1,010

同一の親会社をもつ会社	(株)大和総研	東京都江東区	3,898	情報サービス業	—	なし	ソフトウェアの開発・保守	ソフトウェアの購入・保守 (注4)	902	未払費用	87
-------------	---------	--------	-------	---------	---	----	--------------	----------------------	-----	------	----

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注2) 証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払います。委託者報酬の配分は、両者協議のうえ合理的に決定しております。

(注3) 差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し交渉の上、決定しております。

(注4) ソフトウェアの購入・保守については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

属性	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円) (注1)	科目	期末残高 (百万円)
						役員 の 兼任等	事業上の関係				
同一の親会社をもつ会社	大和証券(株)	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業	—	なし	証券投資信託受益証券の募集販売	証券投資信託の代行手数料 (注2)	15,779	未払手数料	3,657
							本社ビルの管理	不動産の賃借料(注3)	1,038	長期差入保証金	1,037
同一の親会社をもつ会社	(株)大和総研	東京都江東区	3,898	情報サービス業	—	なし	ソフトウェアの開発・保守	ソフトウェアの購入・保守 (注4)	857	未払費用	77

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注2) 証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払います。委託者報酬の配分は、両者協議のうえ合理的に決定しております。

(注3) 差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し交渉の上、決定しております。

(注4) ソフトウェアの購入・保守については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

2.親会社に関する注記

株式会社大和証券グループ本社(東京証券取引所、名古屋証券取引所に上場)

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)		当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	
1株当たり純資産額	15,956.63円	1株当たり純資産額	30,254.44円
1株当たり当期純利益	4,546.57円	1株当たり当期純利益	5,642.31円

(注1) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

(注2) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
当期純利益(百万円)	11,859	16,552
普通株式の期中平均株式数(株)	2,608,525	2,933,697

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ② 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行なうこと。
- ④ 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- ⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

a. 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

2024年5月15日、株式会社かんぽ生命保険と資本業務提携を締結し、本提携に基づき2024年10月1日、かんぽ生命保険を引き受け先とする第三者割当増資を実施いたしました。

2025年3月31日、株式会社大和証券グループ本社、株式会社かんぽ生命保険、三井物産株式会社、三井物産かんぽアセットマネジメント株式会社及び三井物産オルタナティブインベストメンツ株式会社と、オルタナティブ資産運用分野における資本業務提携を締結いたしました。また、株式譲渡取引により三井物産オルタナティブインベストメンツ株式会社を子会社化する予定です。

b. 訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実

訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

	① 名 称	② 資本金の額 (2024年03月末日現在)	③ 事業の内容	④ 備考
受託会社	三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	(注6)	
再信託受託会社	株式会社日本カストディ銀行	51,000百万円	(注6)	
販売会社	信金中央金庫	890,998百万円	(注4)	(*1)
投資顧問会社	アムンディ・アイルランド・リミテッド	1,032,912ユーロ	(注13)	
	コーヘン&スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インク	564千米ドル	(注13)	

(注1) 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

(注2) 主として中小企業向け融資業を営んでいます。

(注3) 銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

(注4) 全国の信用金庫の中央金融機関として、信用金庫の余裕資金の効率運用と信用金庫間の資金の需給調整、信用金庫業界の信用力の維持向上および業務機能の補完を図っています。

(注5) 協同組合による金融事業に関する法律に基づき金融事業を営んでいます。

(注6) 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(注7) 信用金庫法に基づく金融業を営んでいます。

(注8) 保険業法に基づき損害保険業を営んでいます。

(注9) 保険業法に基づき生命保険業を営んでいます。

(注10) 全国の農業協同組合、漁業協同組合、森林組合などの協同組織の全国金融機関として、余裕資金の効率運用と資金の需給調整、当該協同組織の信用力の維持向上及び業務機能の補完を図っています。

(注11) 労働金庫連合会は、労働金庫法に基づき設立された労働金庫の系統中央金融機関です。

(注12) 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。

(注13) 資産運用業務を行なっています。

(注14) 資産運用業務、投資助言業務および情報提供業務を行なっています。

(*1) 出資金を記載しています。

2【関係業務の概要】

受託会社は、信託契約の受託者であり、委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分、信託財産の計算等を行ないます。なお、外国における資産の保管は、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。

再信託受託会社は、受託会社と再信託契約を締結し、信託事務の一部（信託財産の管理等）を行ないます。

販売会社は、受益権の募集の取扱い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金・償還金・一部解約金の支払いに関する事務等を行ないます。

投資顧問会社は、委託会社との間の運用委託契約に基づき、委託会社から権限の委託を受けて、ダイワ・グローバルREIT・マザーファンド、ダイワ北米好配当株マザーファンドおよびダイワ欧州好配当株マザーファンドにおける外貨建資産の運用の指図を行ないます。

3【資本関係】

該当事項はありません。

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が関東財務局長に提出されております。

（提出年月日）	（書類名）
2024年11月22日	臨時報告書
2025年1月23日	臨時報告書
2025年1月31日	有価証券報告書、有価証券届出書
2025年3月25日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月26日

大和アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

渡部 啓太

公認会計士

松田 好弘

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和アセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第66期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和アセットマネジメント株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年6月20日

大和アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

秋山 範之

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

竹内 知明

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワ資産分散インカムオープン（奇数月決算型）の2024年11月9日から2025年5月8日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイワ資産分散インカムオープン（奇数月決算型）の2025年5月8日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、大和アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか

か検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

大和アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。